

**今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の  
在り方に関する有識者検討会  
参考資料集**



# 目次

1. 幼児教育施設の現状	2
2. 幼稚園教育要領等	10
3. 令和の日本型学校教育、教育振興基本計画	44
4. 幼児教育と小学校教育との接続	55
5. 特別な配慮を必要とする幼児への指導	95
6. 幼稚園における預かり保育と子育ての支援	106
7. 幼児教育の推進体制等	112
8. ICTの活用等	130
9. 令和6年度予算、令和5年度補正予算	148
10. 幼児教育をめぐる動向	162
11. 今後の教育課程、学習指導、学習評価等の在り方に関する有識者検討会	178

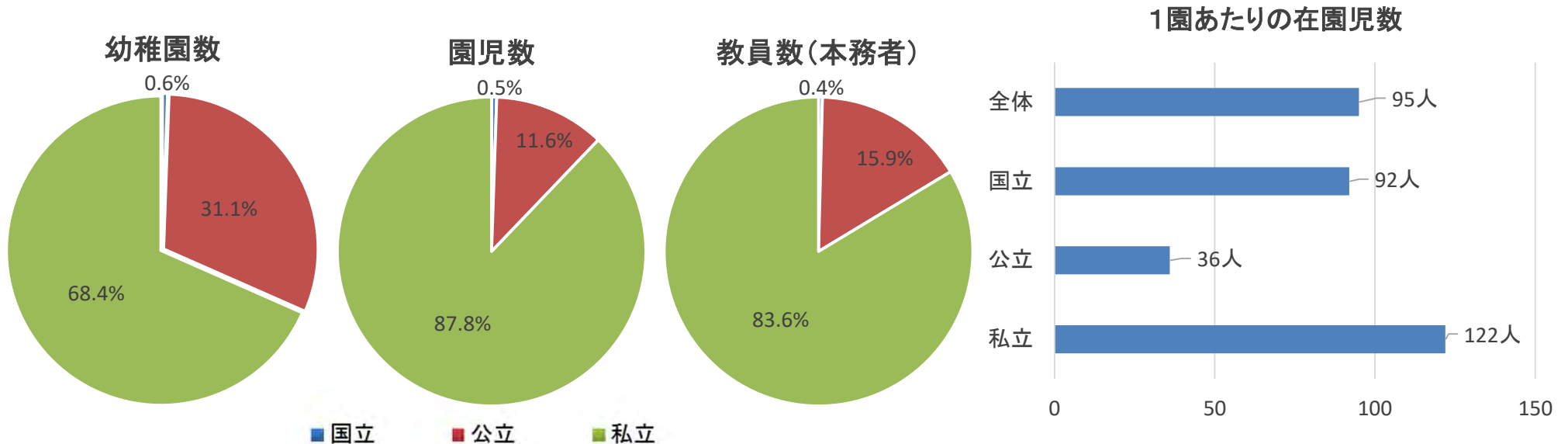
# **1. 幼児教育施設の現状**

# 幼稚園の現状

(令和5年5月1日現在)

区分		合計		国立		公立		私立	
幼稚園数		8,837 園	100%	49 園	0.5%	2,744 園	31.1%	6,044 園	68.4%
園児数	合計	841,824 人	100%	4,490 人	0.5%	97,889 人	11.6%	739,445 人	87.8%
	3 歳 児	247,124 人	100%	1,157 人	0.5%	21,336 人	8.6%	224,631 人	90.9%
	うち満3歳児入園	68,070 人	100%	3 人	0.0%	366 人	0.5%	67,701 人	99.5%
	4 歳 児	281,127 人	100%	1,568 人	0.6%	33,361 人	11.9%	246,198 人	87.6%
	5 歳 児	313,573 人	100%	1,765 人	0.5%	43,192 人	13.8%	268,616 人	85.7%
教員数(本務者)		85,432 人	100%	360 人	0.4%	13,616 人	15.9%	71,456 人	83.6%

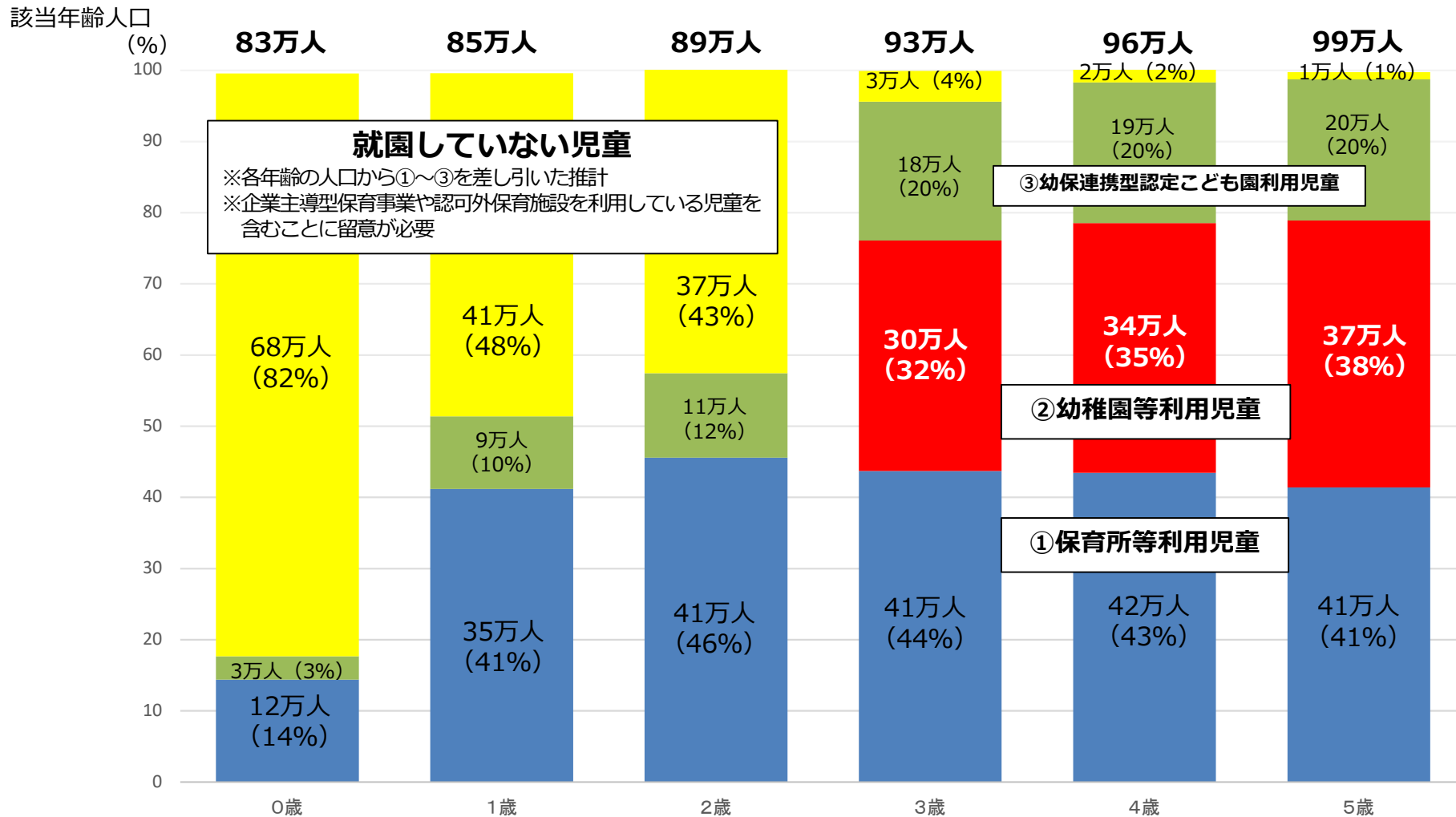
(出典: 令和5年度学校基本調査)



(注) ・「満3歳児入園者数」は、満3歳に達する日以降の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。  
 ・幼稚園数、園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。



# 保育所・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合(令和3年度)



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。

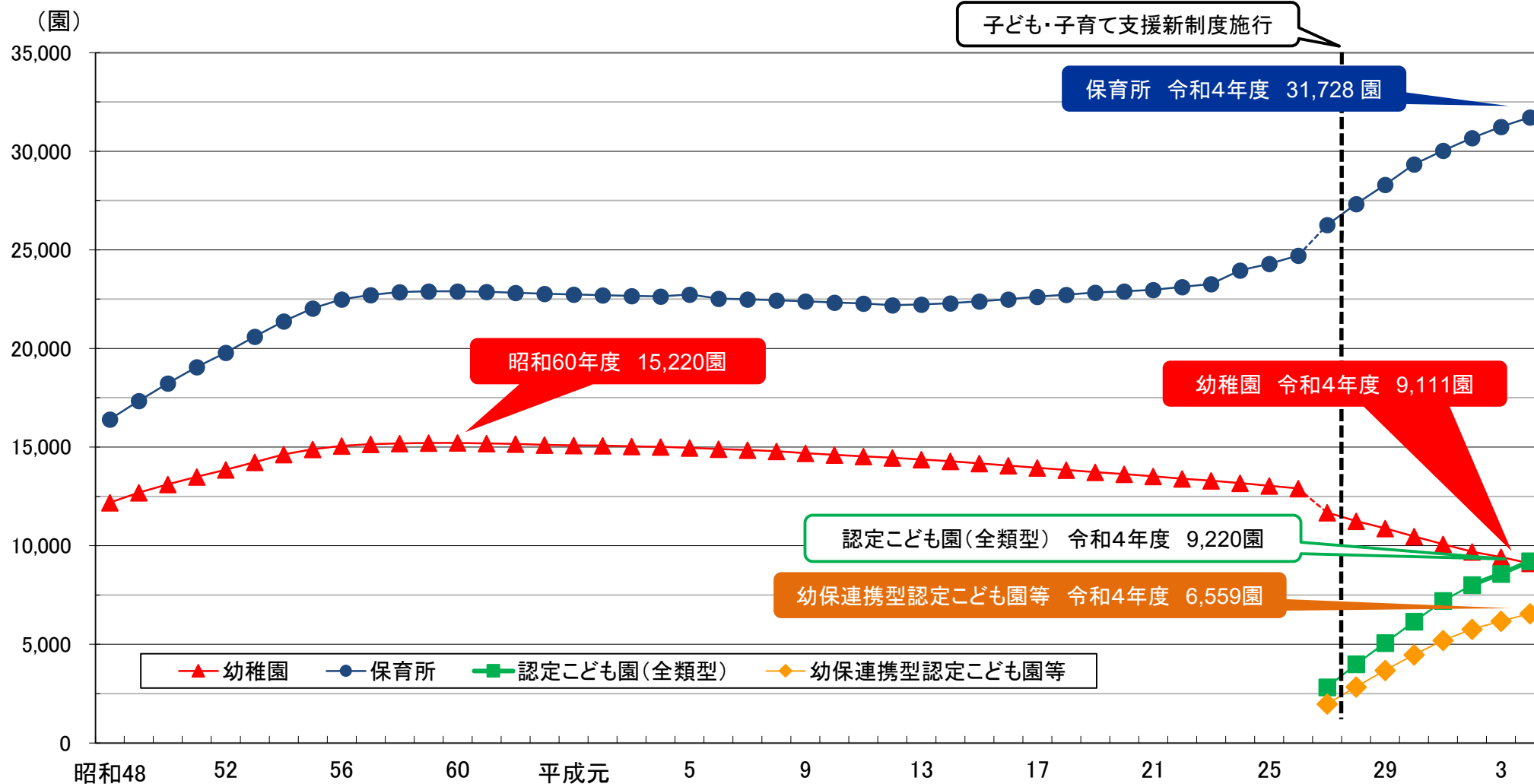
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。

※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

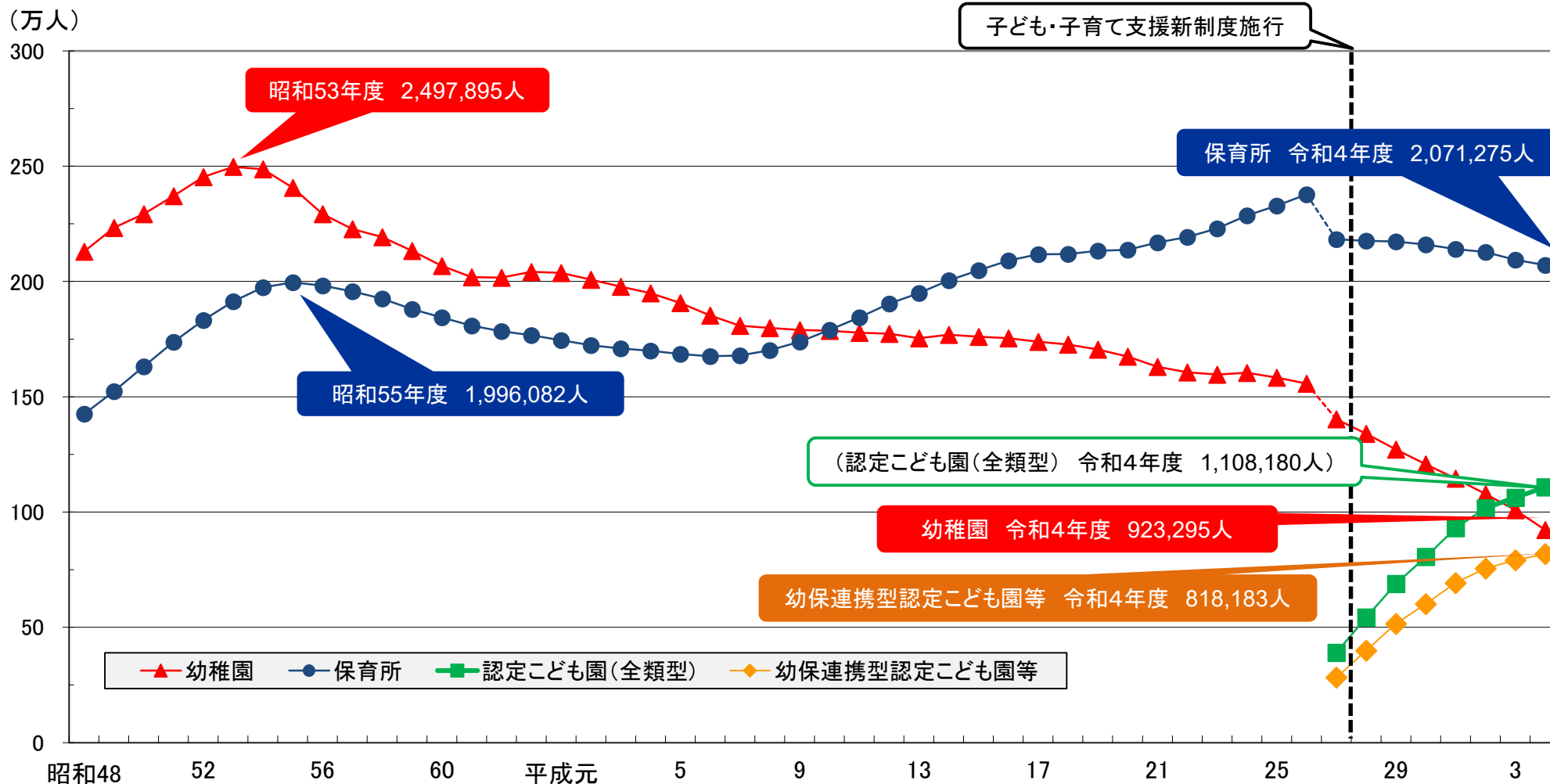
※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

## 幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。  
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。  
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。  
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。  
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より（※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。）

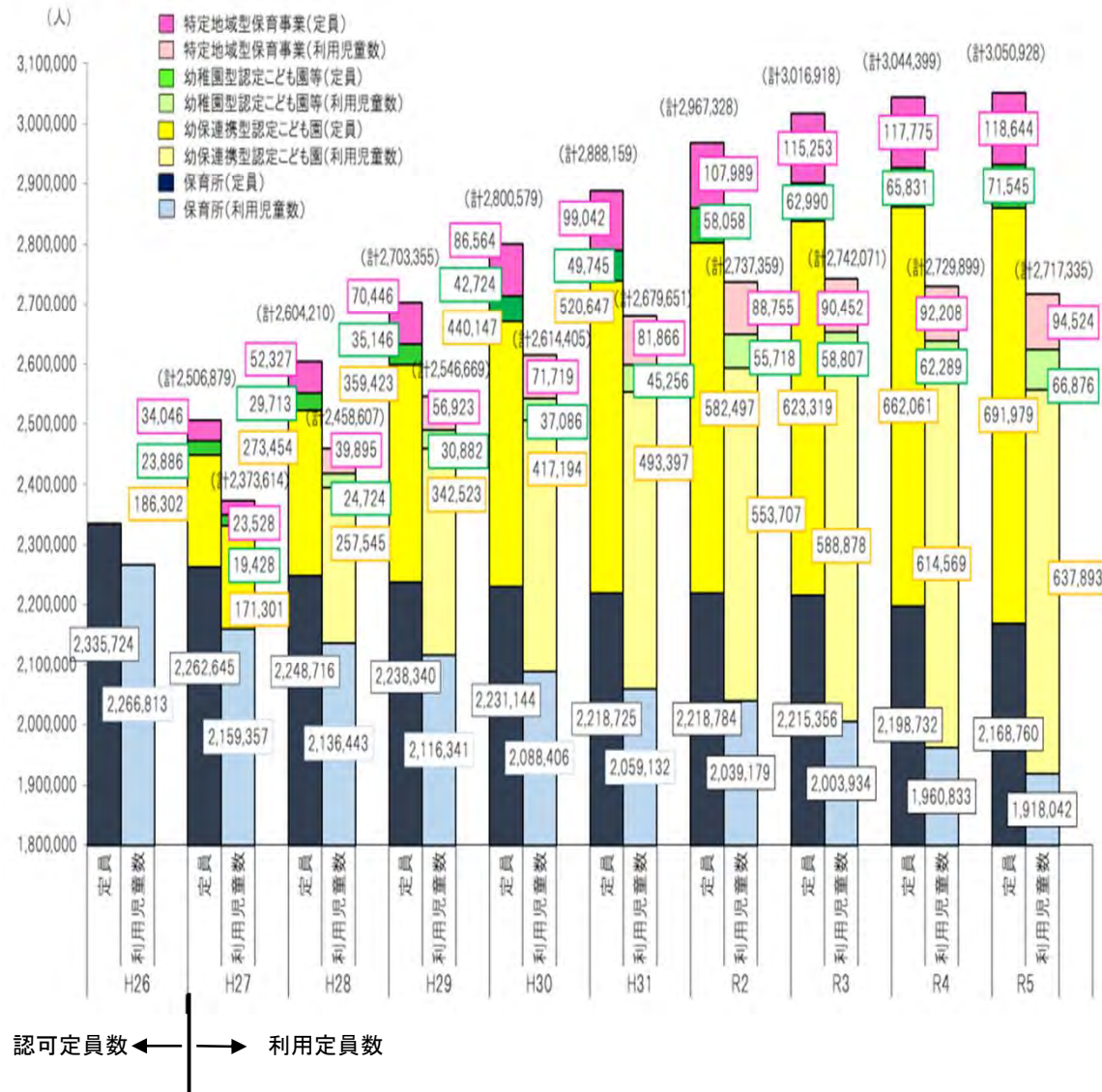
# 幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



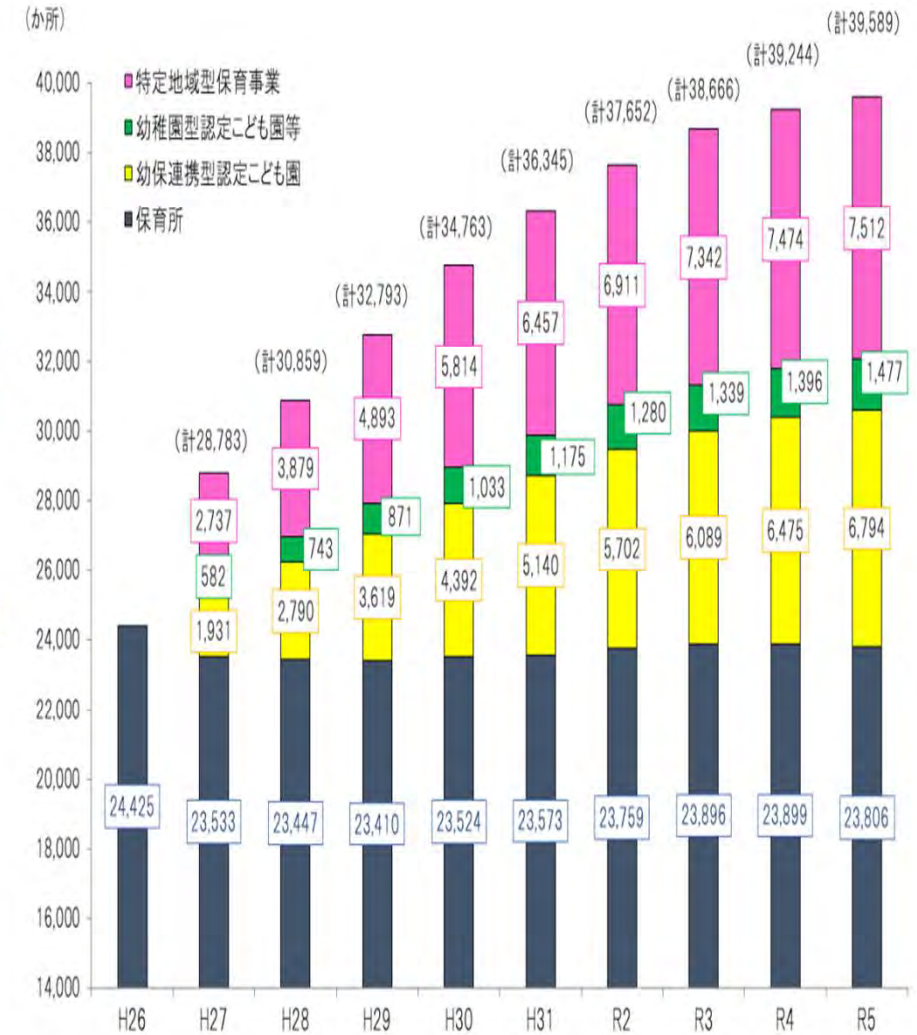
(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。  
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。  
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。  
 ・幼稚園の数値が「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値が「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。  
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より(※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)。なお、保育所型認定こども園の1号認定子ども(10,443人(令和3年4月1日現在・「認定こども園に関する状況について」より))は含まれていない。

# 保育所等定員数・利用児童数・保育所等数の推移

## ○保育所等定員数及び利用児童数の推移



## ○保育所等数の推移



(出典) H26—福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)  
 H27、H28—厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ  
 H29～R4—厚生労働省子ども家庭局保育課調べ  
 R5—こども家庭庁成育局保育政策課調べ



# 認定こども園制度の概要

## 「認定こども園」とは

➤ **教育・保育を一体的に行う施設**で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ① 就学前の子どもを、**保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能**
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等**地域における子育ての支援を行う機能**

## 「認定こども園」の類型

### 幼保連携型認定こども園

**幼保連携型認定こども園**  
(学校かつ児童福祉施設)

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

### 幼稚園型認定こども園

**幼稚園** (学校)      保育所機能

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

### 保育所型認定こども園

幼稚園機能      **保育所** (児童福祉施設)

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

### 地方裁量型認定こども園

幼稚園機能 + 保育所機能  
(認可外保育施設等)

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

## 認定こども園の数

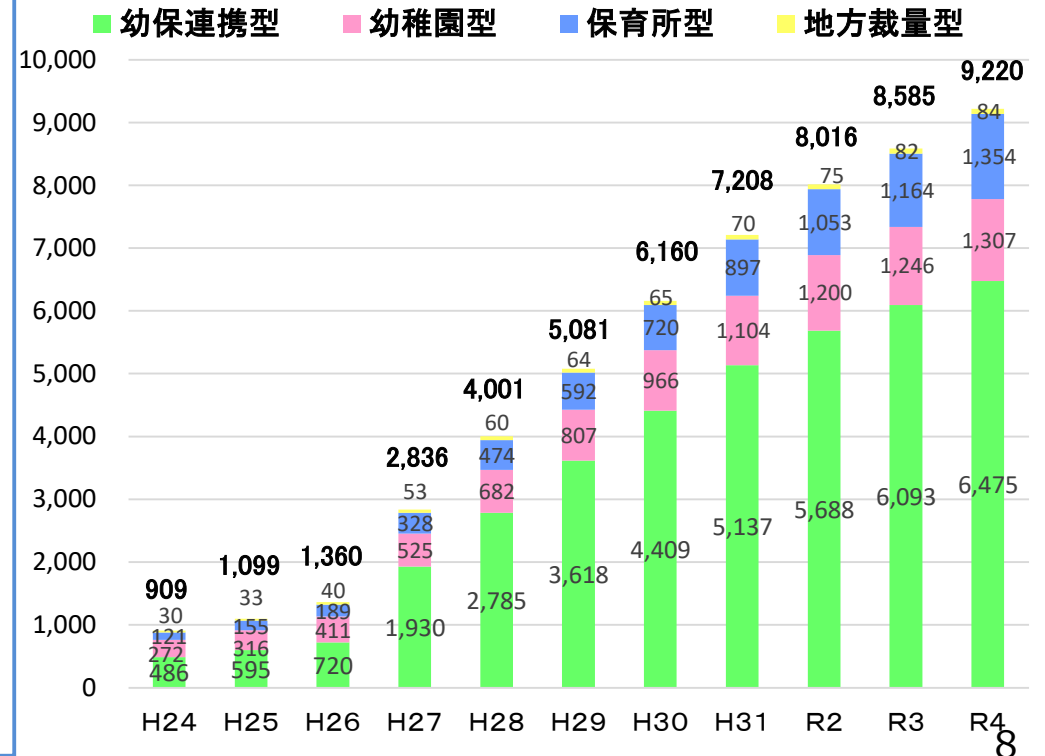
(子ども・子育て本部調べ (令和4年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
9,220 R3 (8,585)	6,475 (6,093)	1,307 (1,246)	1,354 (1,164)	84 (82)

【参考】保育所：22,719園、幼稚園：9,111園

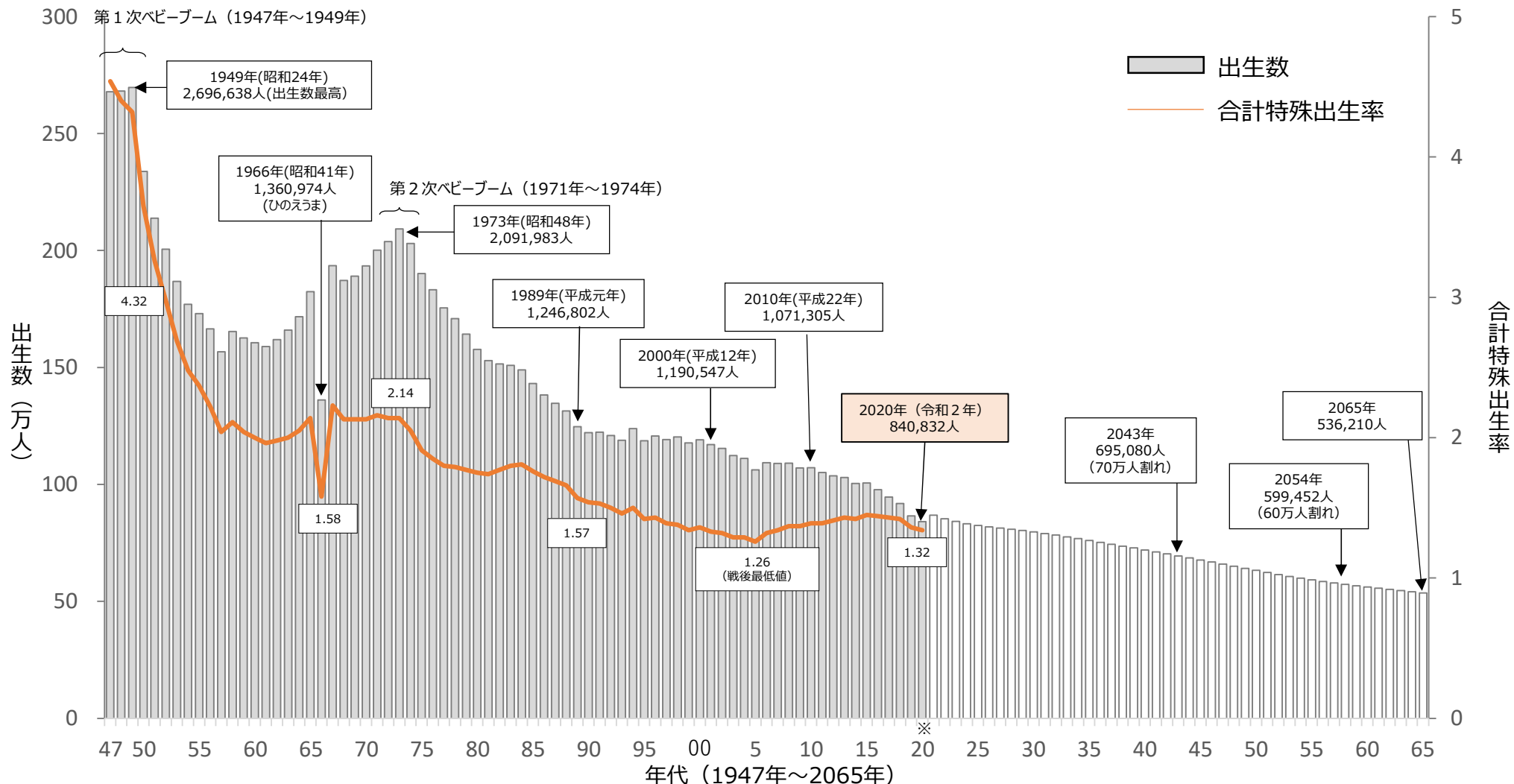
## 認定こども園数の推移

※棒グラフ下から



# 出生数及び合計特殊出生率

- 2015年には一度復調したものの、2016年以降減少を続け2020年の出生数（概数）は840,832人で過去最低を記録している。
- 今後も減少傾向は続く予想され、2054年には60万人を割ると予想されている。2065年には2020年における出生数の約2/3に。



※ 2021年以降の推定値は国立社会保障・人口問題研究所「二音の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成。  
 ※ 2020年の数値は概数であり、修正を加えた確定数ではないことに留意。  
 ※ 1972年以前は沖縄県を含まず。  
 ※ 合計特殊出生数は15歳～49歳の女性の年齢別出生率の合計を示す。

参考：厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）」（令和3年6月）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年度推計）（出生中位・死亡中位）」

## **2. 幼稚園教育要領等**

## 幼児教育に関する主な経過等

- |       |  |
|-------|--|
| 平成10年 | ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）<br>・幼稚園教育要領改訂   |
| 平成17年 | ・子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の在り方について－子どもの最善の利益のために幼児教育を考える－（答申）   |
| 平成18年 | ・認定こども園制度開始<br>・幼児教育振興アクションプログラム策定（平成22年度までの方針）<br>・教育基本法改正（幼児期の教育に関する規定の追加）   |
| 平成19年 | ・学校教育法一部改正（幼稚園の目的及び目標の見直し 等）   |
| 平成20年 | ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）<br>・幼稚園教育要領改訂<br>・保育所保育指針改定（告示化）  |
| 平成22年 | ・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）  |
| 平成26年 | ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定  |
| 平成27年 | ・子ども・子育て支援新制度（新たな幼保連携型認定こども園制度を含む）開始   |
| 平成28年 | ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）   |
| 平成29年 | ・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂（育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化 等）  |
| 令和元年  | ・幼児教育・保育の無償化（平成26年度以降、段階的に無償化）   |
| 令和2年  | ・幼児教育の質の向上について（中間報告）   |
| 令和3年  | ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）<br>・教育再生実行会議第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」<br>・新たな時代を担う人材育成と研究力の強化について（経済財政諮問会議）（幼児教育スタートプラン公表）<br>・中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 設置 |
| 令和5年  | ・学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会）   |



# 教育基本法 ～「幼児期の教育」関係部分抜粋～

## （幼児期の教育）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

## (参考) 3 要領・指針に関する法令上の規定

幼稚園教育要領 (文部科学省告示)	保育所保育指針 (内閣府告示)	幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (内閣府・文部科学省告示)
<p>■<b>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)</b></p> <p>第二十五条 <b>幼稚園</b>の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、<b>文部科学大臣が定める。</b></p> <p>② <b>文部科学大臣は</b>、前項の規定により<b>幼稚園の教育課程</b>その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、<b>児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準</b>(同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項の規定により<b>主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程</b>その他の教育及び保育の内容に関する事項との<b>整合性の確保に配慮</b>しなければならない。</p> <p>③ <b>文部科学大臣は</b>、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、<b>内閣総理大臣に協議</b>しなければならない。</p> <p>■<b>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)</b></p> <p>第三十八条 <b>幼稚園</b>の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として<b>文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領</b>によるものとする。</p>	<p>■<b>児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)</b></p> <p>第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。</p> <p>② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 <b>児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</b></p> <p>③ <b>内閣総理大臣は</b>、前項の<b>内閣府令で定める基準</b>(同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。)を定めるに当たっては、<b>学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程</b>その他の保育内容に関する事項並びに<b>認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程</b>その他の教育及び保育の内容に関する事項との<b>整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮</b>しなければならない。</p> <p>④ <b>内閣総理大臣は</b>、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、<b>文部科学大臣に協議</b>しなければならない。</p> <p>⑤、⑥ (略)</p> <p>■<b>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)</b></p> <p>(保育の内容)</p> <p>第三十五条 保育所における保育は、<b>養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。</b></p>	<p>■<b>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)</b></p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第十条 <b>幼保連携型認定こども園</b>の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、<b>主務大臣が定める。</b></p> <p>2 <b>主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程</b>その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、<b>幼稚園教育要領</b>及び<b>児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準</b>(同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。)との<b>整合性の確保</b>並びに<b>小学校</b>(学校教育法第一条に規定する小学校をいう。)<b>及び義務教育学校</b>(学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。)<b>における教育との円滑な接続に配慮</b>しなければならない。</p> <p>3 <b>幼保連携型認定こども園</b>の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p><i>【→幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る規定】</i></p> <p>第六条 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第十条第一項の<b>幼保連携型認定こども園の教育課程</b>その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第三十六条 この法律における<b>主務大臣は、内閣総理大臣及び文部科学大臣とする。</b></p> <p>2 この法律における<b>主務省令は、主務大臣の発する命令とする。</b></p>

## 各要領・指針の変遷

時期	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
(幼) 39年3月 (保) 40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
(幼)平成元年3月 (保) 2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 ・6領域を5領域に再編成し整理 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 ・6領域を5領域に再編成し整理 など
(幼) 10年12月 (保) 11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 ・「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・地域子育て支援の役割を明記 ・「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20年3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	幼稚園教育要領（文部科学省告示） ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 ・いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 保育所保育指針（厚労省告示） ・保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29年3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引(手引書的性格の試案)

## 環境を通して行うものであること

### 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

#### 第1章 総則

##### 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

##### 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

### 幼稚園教育要領

#### 第1章 総則

##### 第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

## 第1章 総則

### 1 保育所保育に関する基本原則

#### (1) 保育所の役割

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

※環境とは物的な環境だけでなく、人や物、自然事象などを含めた周りの環境全て

※計画的に環境を構成することが求められる

## 育みたい資質・能力

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第1 3)

(幼稚園教育要領 第1章総則 第2)(保育所保育指針 第1章総則 4)

### ○生きる力の基礎を育むため、次に掲げる資質・能力を一体的に育むことを記載

(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」



# 幼児教育の質保障

- 幼児期の教育は「教育基本法」において、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とされている。

## 教育基本法（抄）（平成18年12月22日公布・施行）

### 第十一条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

- 幼児教育から義務教育、高等学校教育までを見通して、生活や学習に必要な資質・能力が育まれるよう、幼児教育段階では次のような点について、施設類型を問わずに共通に告示している。
  - ・次に掲げる資質・能力の基礎を一体的に育むことを明示。



- ・小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。

# 小学校・中学校・高等学校学習指導要領改訂の考え方

## 新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

### 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

### 「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

### 何を学ぶか

#### 新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

### どのように学ぶか

#### 主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

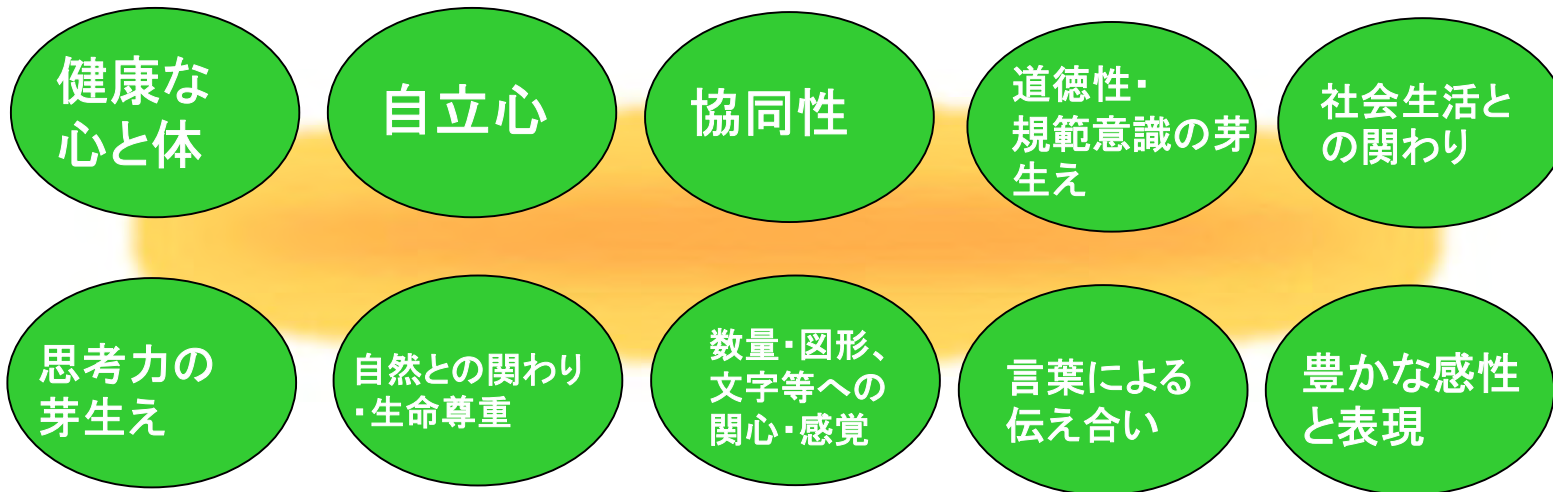
深い学び



# 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

## ○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化

5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである



幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所の職員と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。

「幼児期の終わりまで育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導するものではないことに留意が必要。

## 小学校教育との接続について 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

### (1) 健康な心と体

【幼保連携型認定こども園における生活、幼稚園生活、保育所の生活】の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

### (2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

### (3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

### (4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

### (5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、【幼保連携型認定こども園内外、幼稚園内外、保育所内外】の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

【保育教諭等、先生、保育士等】や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

【 】は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の文言を並記。

## 小学校教育との接続について 【各要領・指針における記述】

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第2 1 (5)  
幼稚園教育要領 第1章総則 第3 5 (2)  
保育所保育指針 第2章保育の内容 4 (2)

幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育において育まれた資質・能力」、保育所保育指針では、「保育所保育において育まれた資質・能力」）を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育」、保育所保育指針では、「保育所保育」）と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

## ○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性を記載

### <参考>

#### 小学校学習指導要領

#### 第1章 総則

#### 第2 教育課程の編成

#### 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等(※)に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

※幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針を「幼稚園教育要領等」としている。

## 小学校教育への接続について

### 【小学校学習指導要領における学校段階等間の接続に関する記載】

#### <参考>

#### 小学校学習指導要領

#### 第2章 各教科

#### 第5節 生活

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※生活科以外の教科においても、低学年において、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮することが記載されている。



# 各要領・指針の構成

## 〇3歳以上のねらい及び内容について、一層の整合性を図る

### 幼稚園教育要領

#### 前文

#### 第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 第3 教育課程の役割と編成等
- 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 第6 幼稚園運営上の留意事項
- 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

#### 第2章 ねらい及び内容

健康  
人間関係  
環境  
言葉  
表現

#### 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

### 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

#### 第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

#### 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容**
- 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

#### 第3章 健康及び安全

- 第1 健康支援
- 第2 食育の推進
- 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 第4 災害への備え

#### 第4章 子育ての支援

- 第1 子育ての支援全般に関わる事項
- 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
- 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

### 保育所保育指針

#### 第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 養護に関する基本的事項
- 3 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

#### 第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容**
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

#### 第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 食育の推進
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4 災害への備え

#### 第4章 子育て支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援

#### 第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 研修の実施体制等

# 発達の側面からまとめた5つの領域

## 心身の健康に関する領域

**健康**：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

## 人との関わりに関する領域

**人間関係**：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

## 身近な環境との関わりに関する領域

**環境**：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

## 言葉の獲得に関する領域

**言葉**：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

## 感性と表現に関する領域

**表現**：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。



## 5つの領域 教育内容の改善・充実

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、以下の事項を改善・充実。

**健 康**：多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。

**人間関係**：諦めずにやり遂げることの達成感や前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるようにすること。

**環 境**：正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。

**言 葉**：言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。

**表 現**：豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

# 育みたい資質・能力と5領域と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係

幼稚園教育要領における記載だが、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、考え方は同じ

## 第1章 総則

### 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(略)

育てたいのは資質・能力（一体的に育む／努める）

- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

こうした活動全体を通して、資質・能力は育まれていく

- 3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

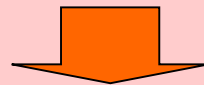
資質・能力が育っていくと、幼児の姿（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等）としてあらわれてくる。

# 幼児の主体性と教師の意図

「幼児の主体性」と「教師の意図」とを  
バランスよく絡ませていく

- 教師主導の一方的な保育の展開ではなく、  
一人一人の幼児が教師の援助の下で  
主体性を発揮して活動を展開できるような  
幼児の立場に立った保育の展開

活動の主体は幼児，教師は活動が生まれやすく  
展開しやすいように意図をもって環境を構成



発達に必要な体験

幼児をただ遊ばせているだけでは、偶然の出来事に頼ることとなる。  
教師は、発達の道筋を見通して、教育的に価値のある環境を計画的に構成する。



### 遊びの計画と教材などの準備

教師は、幼児が遊びから学んでいくにはどうしたらよいか話し合っ  
て遊びの計画（指導計画）を作成します。また、遊びを通した学びは人  
やものなど周りの環境が大切なので、教師は、幼児が遊びから何を学  
ぶかを予想し、思わずかかわりたくなるように準備していきます。



### 遊びの中での教師のかかわり

教師は一人一人の幼児を理解し、一緒に遊びながら幼児の興味  
が広がったり深まったりしてさらに楽しめるようにします。教師が  
すぐに手助けすると自分で工夫したり、友達と助け合ったりする機  
会が少なくなることもあるため、教師はすべてを手伝うのか、ヒ  
ントを与えるのか、自分たちで解決できるまで見守るのかなどを考  
えてかかわります。

# 幼稚園教育要領

## ～幼児の主体的な活動等の関連記載の例～

### 第1章 総則

#### 第1 幼稚園教育の基本

(略)このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

2(略)

3(略)

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

(関連部分) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則、第1、1  
保育所保育指針 第1章総則、1(3)



# 幼稚園教育要領等の変遷

昭和  
23年  
刊行

## 保育要領(文部省刊行)

- ・国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引(手引書性格の試案)
- ・幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説
- ・保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目に分けて示す

昭和  
31年  
刊行

## 幼稚園教育要領(文部省編集)

(実施) 昭和31年4月1日実施

- ・幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善
- ・学校教育法に掲げる目的・目標にしたがい、教育内容を「**望ましい経験**」(6領域(健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作))として示す
- ・小学校との一貫性を配慮

昭和  
39年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 昭和39年4月1日実施

- ・幼稚園教育の課程の基準として確立(初の告示化)
- ・教育内容を精選し、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することを「**望ましいねらい**」として明示
- ・6領域にとらわれない総合的な経験や活動により「ねらい」が達成されるものであることを明示
- ・「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

平成  
元年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成2年4月1日実施

- ・「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「**幼稚園教育の基本**」として明示
- ・幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「**ねらい**」とそれを達成するための教師が指導する「**内容**」を区別し、その関係を明確化
- ・6領域を5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に再編成し整理

平成  
10年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成12年4月1日実施

- ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な**役割**を果たすべきことを明確化
- ・教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
- ・各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「**内容の取扱い**」に変更
- ・「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

平成  
20年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成21年4月1日実施

- ・幼小の円滑な接続を図るため、**規範意識**や**思考力の芽生え**などに関する指導を充実
- ・幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を重視・預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

平成  
29年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成30年4月1日実施

- ・幼稚園教育において**育みたい資質・能力の明確化**や、教育課程に基づき組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ること、幼児理解に基づいた評価の実施などについて明示し、「**総則**」を改善・充実
- ・「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」の**明確化**など幼小の接続を一層推進
- ・近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育内容を改善・充実

# 幼稚園教育要領について

## 概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

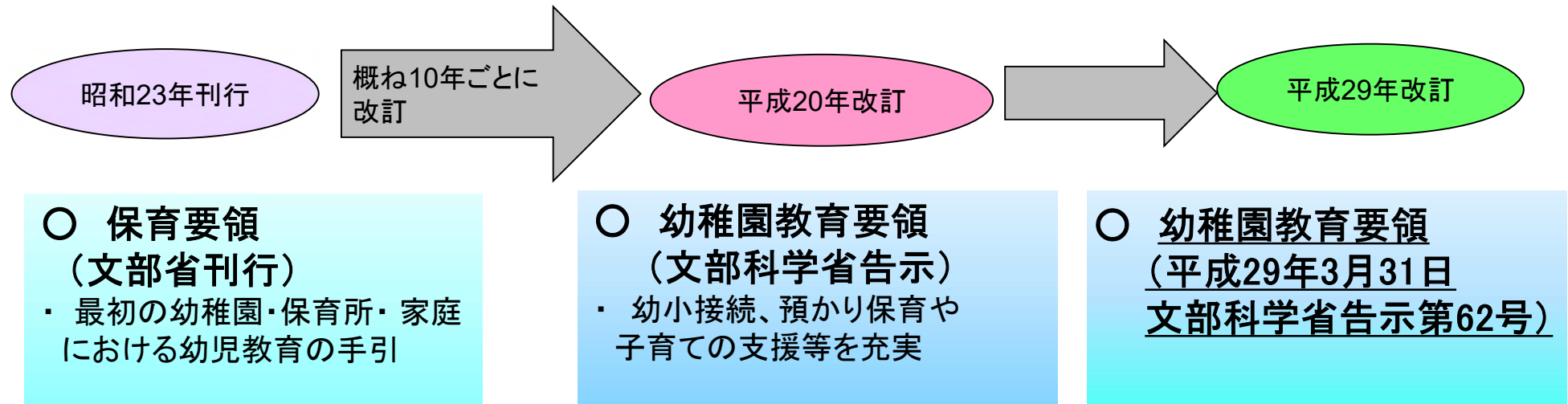
## 根拠規定

### ○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

### ○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。



# 保育所保育指針（平成29年3月告示）

## 概要

- **保育所における保育**は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、**その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）**に従う。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第35条）
- 保育所保育指針については、各保育所の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年4月より改定指針が適用されている。
  - ※ 幼稚園教育要領の改訂に向けた検討等を踏まえて改定。同時期に、保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

## 改定に当たっての基本的な考え方

### ○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に、乳児期の保育については、発達の諸側面が未分化であるため、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載を整理・充実し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるようにした。）

### ○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

### ○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。



### ○「子育て支援」の章を新設

保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっているほか、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視して支援を行うことや地域で子育て支援に携わる他の機関や団体など様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められている。こうしたことを踏まえ、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

### ○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。



# 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月告示）

## 概要

- **幼保連携型認定こども園教育・保育要領** は、全てのこどもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども法に基づき、**幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準**を定めるもの。【内閣府・文科省告示】
  - **幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保**や、**小学校との接続に配慮**しなければならない。  
※平成29年3月改訂においても、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改訂にあわせて検討。幼稚園教育要領、保育所保育指針も同日の公示・施行
- **幼保連携型認定こども園**においては、この教育・保育要領を遵守（同法第10条第3項）。
- **幼保連携型以外の認定こども園**においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行う（同法第6条）。

## 改訂に当たっての基本的な考え方

### ○ 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性

- ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
- ・ 「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」の明確化 ※小学校との接続
- ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
- ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
- ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
- ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
- ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実



### ○ 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
- ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
- ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
- ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実

# 「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」

(文部科学省・厚生労働省・内閣府著作 教師等用資料)

## 障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導

令和5年3月

文部科学省  
厚生労働省 内閣府

『幼稚園における心身に障害のある幼児の指導のために』  
(昭和62年文部省)を改訂 ■令和5年3月 文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』等の基本的な考え方は変わらない  
要領改訂を踏まえ内容を充実

【充実した内容の例】

- 幼児教育を行う中での障害のある幼児への指導の考え方
- 幼児教育におけるアセスメント
- 障害種ごとの基本的な理解と支援
- 教育支援の体制整備や専門機関との連携
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画 など

### 第1章 幼児教育の基本

幼児教育の基本について記述

### 第2章 園における障害のある幼児などへの指導

幼児教育を行う中での障害のある幼児などへの指導を行う際の考え方などについて記述

### 第3章 障害のある幼児などへの指導における基本的な考え方

障害のある幼児などの合理的配慮、幼児教育におけるアセスメント、子育ての支援などの基本的な考え方について記述

### 第4章 障害に関する基本的な理解と障害のある幼児などの困難さに応じた支援の手立ての考え方

障害種ごとの基本的な理解と支援の手立などについて記述

### 第5章 教育支援の体制整備

体制整備の必要性、個別の教育支援計画と個別の指導計画、専門機関や保護者との連携、小学校への円滑な接続などについて記述

### 第6章 園における障害のある幼児などの支援の実際(実践事例)

障害のある幼児などへの指導の参考となるよう、具体的な事例を紹介

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1341233\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341233_00002.htm)

# 「指導と評価に生かす記録」 (文部科学省著作 教師用資料)



『指導と評価に生かす記録』（平成25年7月改訂）を改訂

■令和3年12月 株式会社チャイルド本社より出版  
文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』の基本的な考え方は変わらない  
従来の内容を継承しつつ、要領改訂を踏まえ充実

【充実した内容の例】

- 幼稚園において育みたい資質・能力及び  
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続
- 教材研究

## 第1章 専門性を高めるための記録の在り方

幼児教育の特性とそれを踏まえた記録の重要性や  
記録の意義と生かし方について記述

## 第2章 実践者のための記録の実際

様々な場面や状況に応じた具体的な記録の方法ついで紹介

## 第3章 記録を指導や評価の実際に生かす

記録を実際の指導場面や評価でどのように行い、活用するかについて具体的な事例に基づき紹介

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1341235.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341235.htm)

# 「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」 (文部科学省著作 教師用資料)



『指導計画の作成と保育の展開』（平成25年7月改訂）を改訂  
■令和3年3月 株式会社チャイルド本社より出版 文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』の基本的な考え方は変わらない  
従来の内容を継承しつつ、要領改訂を踏まえ充実

【充実した内容の例】

- 幼稚園において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- カリキュラム・マネジメント
- 入園当初（特に満3歳児の入園）の配慮
- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続
- 教材研究

## 第1章 指導計画作成に当たっての基本的な考え方

幼稚園教育において育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、指導計画の意義、小学校の教育課程との接続などについて記述

## 第3章 指導計画の作成と保育の実際

指導計画を作成する上での手掛かりとなるように、長期と短期の指導計画の視点や小学校教育との円滑な接続の視点から、具体的な事例を紹介

## 第2章 指導計画の作成の具体的な手順とポイント

指導計画の作成の具体的な手順やポイントなどについて記述

## 第4章 指導計画の評価・改善のポイントと実際

指導計画の評価・改善のポイントと具体的な事例を紹介

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1341233\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341233_00001.htm)

# 「幼児理解に基づいた評価」 (文部科学省著作 教師用資料)



『幼児理解と評価』（平成22年7月改訂）を改訂

■平成31年3月 株式会社チャイルド本社より出版 文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』の基本的な考え方は変わらない  
従来の内容を継承しつつ、要領改訂、幼稚園幼児指  
導要録を踏まえ充実

【充実した内容の例】

- 幼稚園において育みたい資質・能力及び  
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- よりよい指導につながる記録の生かし方
- 日々の記録からの指導要録

## 第1章 幼児理解に基づいた評価の意義

幼児理解と評価の基本的な考え方、よりよい保育  
をつくり出すために押さえておきたい基本的なこと  
などについて記述

## 第2章 幼児理解に基づいた評価の基本的な考え方

幼児理解と評価を実施する上で求められる教師の  
姿勢や実施上の配慮事項、園全体で幼児理解を深め  
よりよい指導に生かしていく考え方について記述

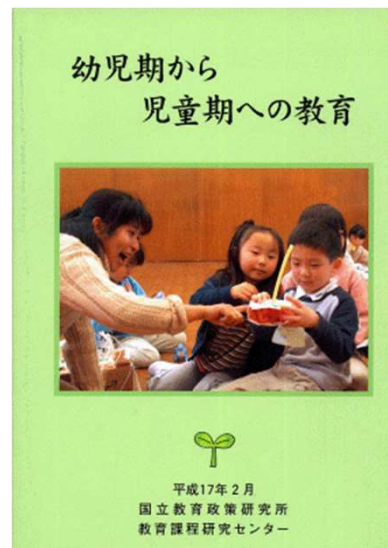
## 第3章 幼児理解に基づいた評価の実際（実践事例）

各幼稚園が幼児理解に基づいた評価を実施していくための手掛かりとなるようにいくつかの具体的な事例  
を紹介

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/07121724/1296261.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/07121724/1296261.htm)



# 「幼児期から児童期への教育」 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター著作 教師用資料)



■平成17年2月 ひかりのくに株式会社より出版  
国立教育政策研究所HP紹介

幼稚園と小学校との連携・接続をスムーズに行なうために、各幼稚園において、幼児期から児童期への教育を意識しながら適切な教育課程を編成し、実施する上での基本的な考え方と、実践事例を紹介した指導資料

## 序章 指導資料作成の趣旨

幼児期から児童期への教育についての基本的な事項を示し、指導資料作成の趣旨について記述

## 第1章 幼稚園教育に期待されること

幼稚園教育に期待されることについて、①生活を豊かにし人間関係を深めること、②小学校以降の生活や学習の基盤をつくることの2つの視点から記述

## 第2章 幼児期から児童期への教育を豊かにする視点

幼児期から児童期への教育を豊かにする視点として、①生活の連続性、②教材研究、③伝え合い、④協同性、⑤小学校との連携、⑥家庭との連携の6つを記述

## 第3章 実践事例

幼児期から児童期への発達の流れを幼稚園生活に沿って大きく3つの時期にわけ、それぞれの時期の特徴を捉えた19の実践事例を紹介

URL : [https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/youji\\_jidou](https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/youji_jidou).



# 「幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集」 (文部科学省著作 教師用資料)



■平成13年6月 ひかりのくに株式会社より出版

学校教育においては、幼稚園段階から高等学校段階まで、発達段階に応じて道徳教育が行われている。幼稚園において道徳性の芽生えを培うために、教師一人一人が理解を深めておくべき事項について、道徳性の発達、教師が指導する際の配慮、指導計画作成、道徳性の芽生えにつながる幼児の姿と教師の関わりの事例など、幅広い角度から記述

## 第1章 道徳性の芽生えを培うための指導の基本的考え方

幼乳児期から幼児期にかけての道徳性の発達に関わる基盤とその発達を促すものは何かなど、乳幼児期における道徳性の発達についての基本的な考え方について記述

## 第2章 道徳性の芽生えを培うための指導と指導計画作成の手掛かり

各幼稚園における道徳性の芽生えを培うための指導の配慮事項、及び幼児が人やものとの関わりを深めながら充実した幼稚園生活を展開する中で、道徳性の発達を促す様々な経験を積み重ねていくための指導計画作成の手掛かりを記述

## 第3章 道徳性の芽生えを培うための指導の実践事例 ～人間関係の広がり生きる喜び～

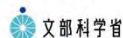
幼児期における道徳性の芽生えを培うための指導について具体的に考えていくために、どの幼稚園でも起こりうる日常的な出来事を事例として取り上げ、紹介

# 外国人幼児等の受入れにおける配慮について

## リーフレット

外国人幼児等の受入れにおける  
配慮について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課



### Q3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。

外国人幼児等の保護者は、母国の幼児期の教育を行う施設のイメージがあるため、戸惑うことがあるかもしれません。そのため、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真などの視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめた資料を渡したりすることが考えられます。説明する内容も精選する必要があります。

#### 【保護者に伝えることの例】

- ・ 当面必要な持ち物
- ・ 幼稚園の一日の流れ
- ・ 施設の使い方
- ・ 園長・担任教師の名前
- ・ 園の電話番号
- ・ 遅刻欠席の連絡方法
- ・ 主な行事（遠足、保護者会、休日に開催される運動会など）や祝日
- ・ スケジュール（1日、1週間、当面、年間）
- ・ 園で必要となる費用（保育料、給食費、PTA会費など）と納入方法、保険

動画や写真を用いた幼稚園での1日の生活の紹介では、保護者との登園や送迎バスに乗っての登園の様子から始まり、靴を履き替えて保育室に入る様子、幼稚園での活動の様子、給食や弁当のときに「いただきます」の挨拶をして食べる様子など、幼稚園での外国人幼児等の生活が具体的にイメージで

きるようにしましょう。当面必要な持ち物は実物や写真などを提示するとともに、園指定の持ち物などについては購入可能な店を紹介するとよいでしょう。

幼稚園での生活に慣れていくために必要な配慮など、幼稚園生活で不明なことはいつでも幼稚園の園長・担任教師等に相談できることなどを伝え、安心して幼稚園での生活を楽しめるようにすることが大切です。



- ・ 外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方
- ・ 外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ&A
- ・ 家庭との連携における配慮
- ・ 関係機関との連携における配慮

などを記載しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/mext\\_00505.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html)



### **3. 令和の日本型学校教育、 教育振興基本計画**

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

## 第 I 部 総論

令和 3 年 1 月 2 6 日  
中央教育審議会

### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

### 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

#### 成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割  
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证居場所・セーフティネット）

#### 課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念  
(自立・協働・創造)の継承

学校における  
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の  
実現

新学習指導要領の  
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現



### 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

#### ①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

#### 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、  
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現  
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

#### 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

### それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

#### ②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す
- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

## 子供の学び

### 幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

### 高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

## 教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

## 子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現、デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化、教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

### 義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

### 特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備



#### 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

##### (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

##### (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

##### (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子供同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

##### (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

##### (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

##### (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

## 5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆ 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆ **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**が必要

### (1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のことし、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

### (2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

### (3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

## 各論（目次）

1. 幼児教育の質の向上について

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

7. 新時代の学びを支える環境整備について

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

## 第Ⅱ部 各論

### 1. 幼児教育の質の向上について

#### (1) 基本的な考え方

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的
- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要
- 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要

#### (2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

- ① 幼稚園教育要領等の理解推進・改善
  - 新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握，調査研究や好事例等の情報提供による教育内容や指導方法の改善・充実
- ② 小学校教育との円滑な接続の推進
  - 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携促進
  - スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化
- ③ 教育環境の整備
  - 幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするための工夫をしながらICTを活用，幼児教育施設の業務のICT化の推進
  - 耐震化，衛生環境の改善等の安全対策の実施
- ④ 特別な配慮を必要とする幼児への支援
  - 幼児教育施設での特別支援教育の充実，関係機関・部局と連携した切れ目のない支援体制整備
  - 教職員の資質向上に向けた研修プログラムの作成，指導上の留意事項の整理
  - 幼児教育施設を活用した外国人幼児やその保護者に対する日本語指導，多言語での就園・就学案内等の取組の充実

#### (3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

- ① 処遇改善をはじめとした人材の確保
  - 処遇改善等の実施や，大学等と連携した新規採用，離職防止・定着，再就職の促進等の総合的な人材確保策の推進
- ② 研修の充実等による資質の向上
  - 各種研修の機能・位置付けを構造化し，効果的な研修を実施
  - 各職階・役割に応じた研修体系の構築，キャリアステージごとの研修機会の確保
- ③ 教職員の専門性の向上
  - 上位の免許状の取得促進，小学校教諭免許や保育士資格の併有促進，特別な配慮を必要とする幼児への支援

#### (4) 幼児教育の質の評価の促進

- 学校関係者評価等の実施により持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築
- 公開保育の仕組みの学校関係者評価への活用は有効
- 幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及

#### (5) 家庭・地域における幼児教育の支援

- ① 保護者等に対する学習機会・情報の提供
  - 保護者等に対する相談体制の整備など，地域における家庭教育支援の充実
- ② 関係機関相互の連携強化
  - 幼児教育施設と教育委員会，福祉担当部局・首長部局，児童相談所等の関係機関の連携促進
- ③ 幼児教育施設における子育ての支援の促進
  - 親子登園，相談事業や一時預かり事業等の充実，預かり保育の質向上・支援の充実

#### (6) 幼児教育を推進するための体制の構築等

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置，幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 幼児教育推進体制の充実・活用のための必要な支援の実施，幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討，好事例の収集
- 科学的・実証的な検証を通じたエビデンスに基づいた政策形成の促進

#### (7) 新型コロナウイルス感染症への対応

- 保健・福祉等の専門職や関係機関等とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備，研修等の充実等による資質等の向上
- トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進，園務改善のためのICT化支援等教職員の勤務環境の整備



我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
  - ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
  - ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等
- ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
  - ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
  - ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
  - ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実</li> <li>○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施</li> <li>○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革</li> <li>○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進</li> <li>○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達</li> <li>・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合</li> <li>・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合</li> <li>・高校生・大学生の授業外学修時間</li> <li>・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合</li> <li>・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数</li> </ul>
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育</li> <li>○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実</li> <li>○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合</li> <li>・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合</li> <li>・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合</li> </ul>
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化</li> <li>○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実</li> <li>○アスリートの発掘・育成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食を欠食する児童生徒の割合</li> <li>・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合</li> <li>・卒業後もスポーツをしたいと思う児童生徒の割合</li> </ul>
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進</li> <li>○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで）</li> <li>・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合</li> </ul>
5. イノベーションを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化</li> <li>○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進</li> <li>○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士入学者数に対する博士入学者数の割合</li> <li>・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合</li> <li>・大学等における起業家教育の受講者数</li> </ul>
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進</li> <li>○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進</li> <li>○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合</li> <li>・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合</li> </ul>

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援</li> <li>○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進</li> <li>○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援</li> <li>○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上</li> <li>○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況</li> <li>・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合</li> <li>・不登校特例校の設置数</li> <li>・夜間中学の設置数</li> <li>・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合</li> <li>・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合</li> </ul>
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備</li> <li>○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習</li> <li>○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進</li> <li>○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この1年くらい間に生涯学習をしたことがある者の割合</li> <li>・この1年くらい間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合</li> <li>・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合</li> </ul>
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実</li> <li>○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数</li> <li>・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合</li> <li>・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況</li> </ul>
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充</li> <li>○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合</li> <li>・社会教育士の称号付与数</li> <li>・公民館等における社会教育主事有資格者数</li> </ul>
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成</li> <li>○教師の指導力向上 ○校務DXの推進</li> <li>○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用</li> <li>○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値）</li> <li>・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度</li> <li>・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数</li> </ul>
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進</li> <li>○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実</li> <li>○地方教育行政の充実</li> <li>○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数</li> <li>・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況</li> <li>・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数</li> <li>・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数</li> </ul>
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育費負担の軽減に向けた経済的支援</li> <li>○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率</li> <li>・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合</li> <li>・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数</li> </ul>
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携</li> <li>○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携</li> <li>○関係省庁との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合</li> <li>・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況</li> </ul>
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実</li> <li>○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携</li> <li>○学校安全の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率</li> <li>・私立学校施設の耐震化率</li> <li>・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数</li> </ul>
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善</li> </ul>



#### IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

##### （目標、基本施策及び指標）

##### 目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図る。その際、初等中等教育段階においては、同一年齢・同一内容の学習を前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。

##### 【基本施策】

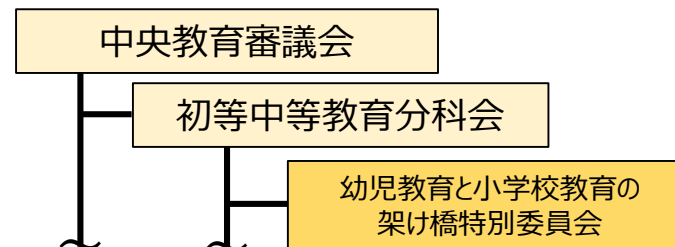
##### ○幼児教育の質の向上

・幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組を推進する。また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施を進めるとともに、データに基づいた幼児教育の質の保障が可能となるよう大規模実態調査等を実施する。

## **4. 幼児教育と小学校教育との接続**

# 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会について

- 幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置（令和3年7月8日初等中等教育分科会決定）
- 令和5年2月に、審議まとめとして「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」を取りまとめ、公表



## 【委員一覧】※敬称略・五十音順（◎：委員長、○：委員長代理）

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授</li> <li>・ 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長</li> <li>・ 石戸 奈々子 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、CANVAS 代表</li> <li>・ 榎本 和生 東京大学大学院理学系研究科教授</li> <li>・ 大竹 文雄 大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授</li> <li>・ 岡林 律子 高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員</li> <li>・ オチャンテ村井ロサメルセス 桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授</li> <li>・ 神長 美津子 大阪総合保育大学児童保育学部特任教授</li> <li>・ 久保山 茂樹 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター 上席総括研究員(兼)センター長</li> <li>・ 齋藤 孝 明治大学文学部教授</li> <li>・ 佐川 秀紀 愛媛県伊予郡砥部町長（※令和4年7月～）</li> <li>・ 鈴木 みゆき 國學院大學人間開発学部教授</li> <li>・ 曾木 書代 社会福祉法人龍美 陽だまりの丘保育園長</li> <li>・ 田村 学 國學院大學人間開発学部教授</li> <li>・ 中井澤 卓哉 筑波大学教育学類4年、(一社)ひとと代表理事</li> <li>・ 中山 昌樹 学校法人中山学園理事長</li> <li>・ 二宮 徹 N H K 青森放送局副局長（前 解説委員）</li> <li>・ 平川 理恵 広島県教育委員会教育長</li> <li>・ 藤迫 稔 大阪府箕面市教育委員会教育長</li> <li>・ 堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授</li> <li>・ 水野 達朗 大阪府大東市教育委員会教育長</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溝上 慎一 学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学学長・教授</li> <li>・ 宮下 友美恵 学校法人静岡豊田学園 静岡豊田幼稚園長</li> <li>◎ 無藤 隆 白梅学園大学名誉教授</li> <li>・ 村田 伊津子 岐阜市子ども・若者総合支援センター“I-ルぎふ”所長</li> <li>・ 吉田 信解 埼玉県本庄市長</li> <li>・ 渡邊 一利 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長</li> <li>・ 渡邊 英則 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長、港北幼稚園長</li> </ul> |
|--|--|
- 【オブザーバー】

  - ・ 内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）
  - ・ 厚生労働省子ども家庭局保育課
  - ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会
  - ・ 全日本私立幼稚園連合会
  - ・ 公益社団法人全国幼児教育研究協会
  - ・ 全国連合小学校長会
  - ・ 日本私立小学校連合会
  - ・ 社会福祉法人日本保育協会
  - ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
  - ・ 公益社団法人全国私立保育連盟
  - ・ 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
  - ・ 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
  - ・ 認定こども園連盟
- ※黒木 定藏 宮崎県児湯郡西米良村長（令和3年7月～令和4年6月）

# 「幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム」 及び「幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ」について

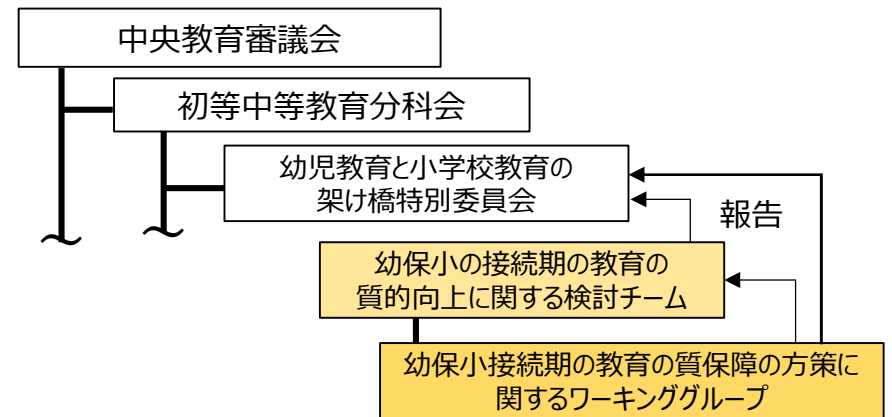
- 幼保小（認定こども園を含む。）の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」等に関する専門的な検討を行うため、「幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム」を設置。（令和3年9月8日初等中等教育局長決定）
- 加えて、教育の質保障に関する専門的な検討を行うため、「幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ」を設置。（令和4年9月8日幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム決定）

### 【検討チームにおける主な検討事項】

- ・ 「幼保小の架け橋プログラム」の共通事項等の整理 等

### 【ワーキンググループにおける主な検討事項】

- ・ 教育の質保障に係る改善サイクル確立のための枠組み
- ・ 教育の質保障を支える体制の在り方
- ・ こうした取組を支えるために必要な研究の充実に向けた方策 等



【委員一覧】 敬称略・五十音順（◎：委員長、○：委員長代理（※）：ワーキンググループ委員を兼任）

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授(※)</li> <li>・ 安達 謙 学校法人ひじり学園せりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園長(※)</li> <li>・ 荒牧 美佐子 目白大学人間学部子ども学科准教授(※)</li> <li>・ 遠藤 利彦 東京大学大学院教育学研究科教授(※)</li> <li>・ 大濱 雅子 神戸市立名谷きぼうの丘幼稚園長(※)</li> <li>・ 大豆生田 啓友 玉川大学教育学部教授(※)</li> <li>・ 岡林 律子 高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員</li> <li>・ 柿沼 平太郎 学校法人柿沼学園理事長(※)</li> <li>・ 神長 美津子 大阪総合保育大学児童保育学部特任教授</li> <li>・ 坂崎 隆浩 社会福祉法人清隆厚生会こども園ひがしどおり理事長、園長(※)</li> <li>・ 鈴木 みゆき 國學院大學人間開発学部教授</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曾木 書代 社会福祉法人龍美 陽だまりの丘保育園長</li> <li>・ 高木 恵美 栃木県幼児教育センター長（栃木県総合教育センター幼児教育部長）(※)</li> <li>・ 田村 学 國學院大學人間開発学部教授(※)</li> <li>・ 中山 昌樹 学校法人中山学園理事長</li> <li>・ 竇來 生志子 横浜市立恩田小学校長(※)</li> <li>・ 堀江 敦子 スリール株式会社代表取締役(※)</li> <li>・ 松井 剛太 香川大学教育学部准教授(※)</li> <li>・ 松本 理寿輝 まちの保育園・こども園代表(※)</li> <li>・ 宮下 友美恵 学校法人静岡豊田学園 静岡豊田幼稚園長</li> <li>◎ 無藤 隆 白梅学園大学名誉教授(※)</li> <li>・ 村田 伊津子 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エルぎふ”所長(※)</li> <li>・ 渡邊 英則 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長、港北幼稚園長</li> </ul> |
|--|--|

### 【関係者】

- ・ 文部科学省初等中等教育幼児教育課
- ・ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課教科調査官
- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター総括研究官
- ・ 小学校の各教科等を担当する文部科学省初等中等教育局視学官及び教科調査官
- ・ 厚生労働省子ども家庭局保育課保育指導専門官
- ・ 内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付教育・保育専門官

# 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1258019\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm))

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

## これらを踏まえ、以下の方策を推進

### 1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針<sup>※</sup>及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

#### ① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼 小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

#### ② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼 小**

- ・ **幼保小が協働して**、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム<sup>※</sup>を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**  
※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

### 2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

#### ① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼 小**

- ・ 幼児期の遊びを通した学び<sup>※</sup>の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**  
※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

#### ② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上



### 3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

#### ① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼 小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

#### ② 好事例の収集 **幼 小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

### 4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

#### ① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

#### ② 全ての子供のウェルビーイング<sup>※</sup>を保障するカリキュラムの実現 **幼 小**

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める**観点から、教育課程の編成<sup>※※</sup>や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

### 5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

#### ① 地方自治体における推進体制の構築 **幼 小**

- ・ 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

#### ② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼 小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進

#### ③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**  
**心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用**  
働き方改革を推進するため、**ICT環境の整備を推進**
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

### 6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

#### ① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼 小**

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

#### ② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**



# 幼保小の架け橋プログラムの実施について

- 幼保小の架け橋期の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）と参考資料（初版）を作成
- 令和4年度から3か年程度を念頭に、『全国的な架け橋の充実』と『モデル地域における先進事例の実践』を並行して推進
- 「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり
  - ・幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
  - ・3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
  - ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及 など

## 地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

### ○架け橋期のカリキュラム開発会議

#### 【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・保護者や地域の関係者
- ・架け橋期のコーディネーター（有識者）
- ・幼保小の関係団体
- ・有識者
- 等

#### 【取組内容】

- ・手引き（初版）、参考資料（初版）を活用しつつ、架け橋期のカリキュラムの開発
- ・カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- ・持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

幼稚園関係団体  
保育所関係団体  
認定こども園関係団体  
小学校関係団体  
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

#### 大学等

※取組への助言、養成・研修への反映等

#### 家庭・地域

※子供の育ちの共有、各園・小学校の取組への協力

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合っ  
て話し合う



幼保小の架け橋プログラムの実施に  
向けての手引き（初版）

令和4年3月31日  
文部科学省

※開発会議、園・学校、自治体が本プログラムを進めていく上でのイメージについて、基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでの4つのフェーズから記載。自分たちが、今このフェーズにいるのかを判断し、次のフェーズに向けた取り組みのイメージ例も記載。

全国的な取組の実施と併せて行う

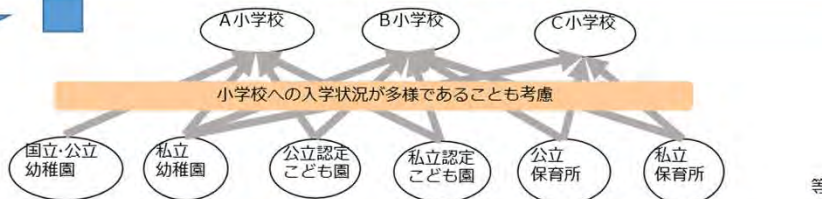
幼保小の架け橋プログラム事業

令和5年度予算額 2.2億円

- ・幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域において具体的に開発し実践
- ・モデル地域の成果検証の実施

※「幼児教育の質保障に関する調査研究」に関する金額を除く予算額

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施  
各園・小学校において、接続をコーディネートする者の明確化  
持続的・発展的に実施する組織体制の構築



**架け橋期の教育の質保障(国)**

【検証体制】  
・幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者 等

【検証等の内容】  
①実態調査  
②改善事項の整理  
取組推進

質保障

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

## ～幼保小の架け橋プログラムの実施にあたり、関係者で共有し大切にしていきたい視点～

### 【架け橋期の子供の学びや生活に関する視点】

- 架け橋期を通じて、未来を担う子供に学びや生活の基盤を育み、持続可能な社会の創り手となることができる力の基礎を育みましょう
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、子供に資質・能力が育まれていく過程で見られる生活の姿を総合的に示したものであり、同時に、資質・能力を育む先生や大人が、教育上の思いや願いを照らし合わせながら、一人一人の子供の様子を見定めていくことを通じて、子供の学びや生活の質を捉え、資質・能力がどのように育ってきているかを見出し、子供の実態に沿って主体的・対話的で深い学びの充実を図れるようにするために必要な手掛かりとして活かすことができます  
ここで示されている姿は、架け橋期はもとより、その前の時期、さらにその後の学びのプロセスの基盤となっていきます
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供や外国人の子供など）を含む全ての子供の可能性を引き出すため、ウェルビーイング<sup>(※1)</sup>を保障する意識を持ちましょう
- 子供は周囲の環境に自ら関わり様々なことを学びます。幼保小を問わず、先生<sup>(※2)</sup>や大人は、子供の思いや願いを踏まえ、その学びや生活を豊かにしていく存在です

(※1) 「次期教育振興基本計画の策定について(諮問)」(令和4年2月7日)でも、「学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。これは幼児教育から高等教育まで一貫して追求しなければならない目標です。」とされています。

(※2) 幼児教育施設や小学校の管理職、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、小学校教諭等

## ～幼保小の架け橋プログラムの実施にあたり、関係者で共有し大切にしていきたい視点～

### 【幼保小の架け橋プログラムの実施に関する視点】

- 幼保小の教育のつながりを意識した活動が、子供の豊かな体験を生み出し、主体的・対話的で深い学びの実現につながります
- 施設類型・設置者・学校種を越えて、幼保小の先生が、気軽に話し合える関係を構築し、対話を大切にするとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて協働して取り組み、発信しましょう
- 園・学校等外との連携については、書類上はしっかりとまとめられているが具体的な取組が進まないという批判も聞かれます。実質的な話し合いや実践を重視し、そうした具体的な取組を可視化し関係者で共有するために、わかりやすい書類を作成していくという意識で取り組みましょう
- ICTやオンライン等の活用により、先生の負担軽減や時間の効率的使用も図りつつ、効果的に取り組めるようにしましょう
- 全ての先生が関わるプロセスや、組織的な体制づくりを大切にし、接続に関する取組を年間計画に位置付け、持続的・発展的な取組を目指しましょう
- 形式的な取組とならないよう、家庭や地域も一緒に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、子供の姿を起点に話し合いを深めましょう



# 地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

## ○架け橋期のカリキュラム開発会議

### 【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・保護者や地域の関係者
- ・架け橋期のコーディネーター（有識者）
- ・幼保小の関係団体
- ・有識者

幼稚園関係団体  
保育所関係団体  
認定こども園関係団体  
小学校関係団体  
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

大学等  
※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域  
※子供の育ちの共有、各園・小学校の取組への協力

### 【取組内容】

- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）、参考資料（初版）を活用しつつ、
- ・架け橋期のカリキュラムの開発
  - ・カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
  - ・持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
  - ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合って話し合う

- ・幼保小の先生が、気軽に話し合える関係づくりで必要なことは？
- ・全ての先生が関わり、継続的に取り組むためには？
- ・現場のモチベーションや創意工夫を引き出すには？
- ・現場を孤立させず、リーダーシップを発揮しつつ、適切な支援をしていくには？
- ・園と小学校でのこれまでの取組のよさを生かしながら取り組んでいくためには？
- ・成果を普及し、域内の幼保小の連携・接続を強化していくには？
- ・まちづくりの中で、どう取り組んでいくか？
- ・子供たちの意見も取り入れながら進めていくには？
- ・幼保小の先生を目指す学生等のモチベーションを高め、その力を活用するには？



## 架け橋期の教育の質保障(国)

### 【検証体制】

- ・幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者 等

### 【検証等の内容】

#### ①実態調査

モデル地域に対して実態調査を行い、各地域の成果検証

※実地調査の視点の例：

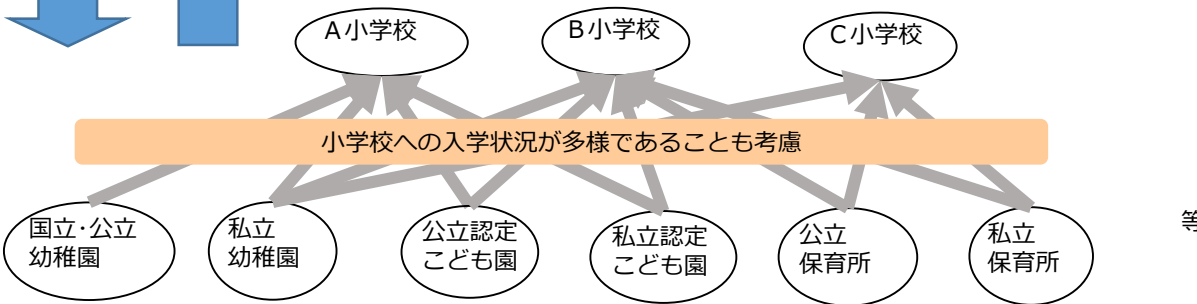
- ・架け橋期のカリキュラムの効果（成果）  
（先生の関わりの変化や意識の変化、子供の変化、保護者の変化、自治体担当者・架け橋期のコーディネーター・幼児教育アドバイザー等の変化 等）

#### ②改善事項の整理、取組推進

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）、参考資料（初版）、架け橋期の教育の質保障の枠組みに関する改善事項を整理し、全国展開に向けた取組推進

質保障

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施各園・小学校において、接続をコーディネートする者の明確化  
持続的・発展的に実施する組織体制の構築



幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

## 開発会議で開発する架け橋期のカリキュラムのイメージ

- 架け橋期のカリキュラムについては、幼保小の先生が協働し、共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとし、育成を目指す資質・能力を視野に入れながら策定できるよう工夫する。そして、幼保小の先生と一緒に振り返って評価し、改善・発展させていく。
- 自治体や園・小学校での工夫を促しつつ、例えば、下記のような共通の視点を整理して示すことが考えられる。

		0歳～	5歳児	小学校1年生	小学校2年生～
共通の視点として考えられる項目例			4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
①期待する子供像					
②遊びや学びのプロセス					
③園で展開される活動／小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等					
④指導上の配慮事項	先生の関わり				
	子供の学びや生活を豊かにする園の環境の構成・小学校の環境づくり(※) .....				
⑤子供の交流					
⑥家庭や地域との連携					
...					

5歳児～小学校1年生（架け橋期。0～18歳の学びの連続性に配慮）について、

- ・共通の視点から考えてみよう
- ・既存の5歳児4月からの教育課程・指導計画を見直してみよう（架け橋期のカリキュラムにおける5歳児のカリキュラムの位置づけについても考えてみよう）
- ・既存の小学校1年生の教育課程・指導計画を見直してみよう（架け橋期のカリキュラムにおけるスタートカリキュラムの位置づけについても考えてみよう）

(※)以下「環境の構成・環境づくり」という。



# 開発会議における進め方（各フェーズ）のイメージ

## 【基盤づくり（フェーズ1）】（準備）

### ① 構成員の選定と目指す方向性の共有

- ・意欲ある構成員の選定（保護者等地域関係者含む）
- ・様々な立場から意見や事例を出し合い、目指す方向性を共有 等

### ② 地域の実態の把握

- ・園内・校内の幼保小の連携体制の整備状況や実際の運営状況
- ・園と小学校におけるこれまでの連携の取組の経緯、成果と課題
- ・自治体等が開催する幼保小の研修の参加状況
- ・自治体におけるこれまでの取組の成果と課題 等



## 【検討・開発（フェーズ2）】（検討・開発）

### ① 方針の検討・決定、開発への支援

- ・架け橋期のカリキュラムにおける幼保小の共通の視点の検討
- ・幼保小の先生が協働して開発するための支援策（架け橋期のコーディネーターの活用、自治体での研修等）
- ・架け橋期のカリキュラムにおけるスタートカリキュラムの位置づけの明確化 等

### ② 国による架け橋期の教育の質保障の枠組み（以下、原則「質保障の枠組み」という。）との連携開始

- ・架け橋期のカリキュラムの趣旨、手引き（初版）や参考資料（初版）作成の背景などを聞き、助言を得る 等



## 【実施・検証（フェーズ3）】（実施の検証）

### ① 実施状況の把握・検証と支援

- ・幼保小の先生、保護者、架け橋期のコーディネーター、自治体内の関係者、関係団体等にアンケート調査やヒアリング
- ・保育、授業、幼保小の合同研修会、園内・校内研修等の参観や実地調査
- ・上記2点の結果の分析、成果と課題の把握 等

### ② 質保障の枠組みとの連携推進

- ・質保障の枠組みにおいて実施するアンケート調査や実地調査の活用
- ・上記を踏まえた質保障の枠組みからの助言の活用 等



## 【改善・発展サイクルの定着（フェーズ4）】 （持続的・発展的な会議運営）

### ① 方針の改善・発展と支援

- ・開発会議の定期開催の定着
- ・各種調査結果やデータ等を活用して、子供や園・小学校の実態を把握し、実態に応じた方針の改善・発展と具体的な対策の改善 等

### ② 質保障の枠組みとの連携強化

- ・質保障の枠組みからの助言の活用
- ・自治体が自立的に評価・改善することが可能な体制の検討（取組を適切に把握できる人材の育成等） 等

# 架け橋期のカリキュラムについて、園・小学校での具体化の進め方（各フェーズ）のイメージ

フェーズ1 (基盤づくり)

園の教育課程・  
指導計画



見通してはいるが、別々に検討・作成



小学校の教育課程・  
指導計画

フェーズ2～4 (検討・開発～改善・発展サイクルの定着)

	0歳～	5歳児	小学校1年生	小学校2年生～
共通の視点として 考えられる項目例		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
①期待する子供像				
②遊びや学びのプロセス				
③園で展開される活動／小 学校の生活科を中心とし た各教科等の単元構成等				
④指導上 の配慮 事項	先生の 関わり	<div data-bbox="900 922 1639 1023" data-label="Text"> <p>園長・校長を含む幼保小の先生の協働 「開発会議での方針」の具体化</p> </div> 		
	環境の構成・環 境づくり .....			
⑤子供の交流				
⑥家庭や地域との連携				
.....				

⇒具体の進め方のイメージは次ページへ

# 架け橋期のカリキュラムについて、園・小学校での具体化の進め方（各フェーズ）のイメージ

**【基盤づくり（フェーズ1）】（接続を見通し、各園・小学校で教育課程編成・指導計画作成）**

① **園・小学校での活動の共有**

- ・ 園長・校長間や担任間での関係をつくる
- ・ どのようなねらいでどのようなことをしているのかを共有する
- ・ 子供たちがどのような流れ（1日、月、年間）で生活しているのかを共有する 等

② **子供の交流**

- ・ まずは行事などの機会にやってみる 等

**【検討・開発（フェーズ2）】（検討・開発）**

① **共通の視点をもとに内容の検討・開発**

- ・ 架け橋期のカリキュラムの開発における工夫の一例（3-(3)）、共通の視点から幼児教育と小学校教育がつながる工夫の一例（3-(4)）等も参考に共通の視点をもとに具体化していく 等

② **人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の共通性の理解**

- ・ 人やものといった環境が有する、子供にとっての教育的価値に着目し、幼保小の先生が意見交換する
- ・ 上記を通して、互いに教材観を広げ深めていく 等

③ **子供の交流の推進**

- ・ 幼児と児童の双方が、夢中になり学びがある活動とする
- ・ 幼児や児童の活動のねらいの共通理解、活動内容の把握
- ・ 幼保小での事後打ち合わせ（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、各先生が捉えた子供の姿や先生の関わりについて意見交換） 等

**【実施・検証（フェーズ3）】（実施・検証）**

① **園・小学校において教育課程編成・指導計画作成、実施・検証**

- ・ 教育課程編成・指導計画作成を行い、さらに、共通の視点が保育や授業の場面でどのような指導上の配慮となって表れているのか相互理解を深める
- ・ 相互の教育の見方や子供の捉え方の変容等について意見交換する 等

② **人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の活用**

- ・ 人やものといった環境が、子供の発達に応じてどのような教育的価値をもち、遊びや学習の中でどう活用するかについて一緒に考える 等

③ **子供の交流の充実**

- ・ 指示が多過ぎたり、すぐに援助をしたりせず、子供同士の自発的な関わりが生まれるようにする
- ・ 活動前に、園・小学校での子供の姿を伝え合い、先生がどのような関わり方をするのかについて共通理解を図るとともに、活動後に一緒に振り返る 等

**【改善・発展サイクルの定着（フェーズ4）】（持続的・発展的）**

① **持続的・発展的な架け橋期のカリキュラム**

- ・ 共通の視点等についても固定的に捉えすぎず、子供のウェルビーイングを高める視点から見直しをする 等

② **人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の活用の充実**

- ・ 環境がもつ教育的価値について、幼保小の先生と一緒に教材研究を深め、教材開発をする 等

③ **持続的・発展的な子供の交流実施**

- ・ 子供の自発的な交流を生み出すような充実した子供の交流を図る
- ・ 自園・自校内での共有や引継ぎ、複数名での担当とする
- ・ 蓄積したノウハウを整理し、話し合いのポイントを検討する 等

# 実施に必要なことにおける園・小学校での具体化の進め方（各フェーズ）のイメージ

## 【基盤づくり（フェーズ1）】（各園・小学校での体制）

### ①連携窓口の明確化

- ・園長・校長の連携とリーダーシップ
- ・園内・校内の先生の業務分担の中に連携窓口を位置づけ、窓口の一元化を図る
- ・幼保小の先生が気軽に話し合えるよう、顔が見える機会を確保する 等

### ②自園・自校の先生への意識啓発と参画

- ・園内研修・校内研修等において、先生全員で架け橋期のカリキュラムに取り組む意義やねらいを共有する
- ・連携窓口を通じて、授業参観や保育参観、先生の意見交換会などを行う 等

## 【検討・開発（フェーズ2）】（幼保小間の体制）

### ①幼保小合同会議の設置

- ・構成員と所掌内容を決める（架け橋期のカリキュラム、幼保小の研究会、子供の交流活動等、幼保小の連携・接続に関することを所掌し、園・小学校の各担当者を構成員等）
- ・合同会議では、課題に関する協議を行うとともに、子供の変容や自園・自校の先生の意識の変容等も共有する
- ・合同会議を踏まえた、園内・小学校内体制整備（様々な委員会等との関係の明確化、開催日程の共有、全ての先生の理解と協力、個人に依存しない持続的な体制づくり） 等

### ②相互の教育の内容や方法に関する理解の共有

- ・事例を取り上げ、架け橋期のカリキュラムの共通の視点から理解を深めていく
- ・設置者や施設類型、学校種における特有の表現やそれぞれにもつイメージが異なる表現（教育課程、指導、教材等）については、自治体による幼保小の合同研修での経験などを生かし、内容について具体例を示して説明する 等

## 【実施・検証（フェーズ3）】

### （幼保小の協働実施の体制）

### ①幼保小合同会議の充実

- ・これまでに蓄積された知見を整理し、相互理解を深める内容や方法について具体的に話し合う（例：参観後の意見交換はどのような視点がよいのか、園・小学校の教育課程や指導計画に関して相互の指導の内容や方法が生かせることはないか） 等

### ②相互の教育の内容や方法に関する理解の深化

- ・相手の職場体験、保育参観・授業参観等を通じた気付きや疑問を話し合う
- ・一緒に保育や授業の展開について考えてみる 等

## 【改善・発展サイクルの定着（フェーズ4）】

### （持続可能な体制）

### ①幼保小合同会議の定着

- ・園小での持続的、発展的な組織体制を構築する
- ・日々の業務の中で、幼保小の合同会議の開催頻度が低くなることもある。幼保小の先生が意識を共有し続け、子供の実態に応じつつ幼保小の創意工夫を生かした架け橋期のカリキュラムとするため、幼保小の合同会議の定期開催を継続する
- ・話し合う内容についても、日々の課題だけではなく、時には、中長期的な展望をもって話し合ったり、初心に戻って話し合ったりする 等

### ②相互の教育の内容や方法に関する理解の改善・発展

- ・幼保小の先生が協働して架け橋期のカリキュラムの作成や実施の過程における気付きを大切にして、接続する園・小学校での子供の学びや生活を具体的にイメージしながら、相手の教育の内容や方法について理解し、園・小学校の取組の改善につなげる 等



# 実施に必要なことにおける自治体での支援の進め方（各フェーズ）のイメージ

## 自治体における取組のイメージ

### 自治体

#### ○架け橋期のカリキュラム開発会議

##### 【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・保護者や地域の関係者
- ・架け橋期のコーディネーター（有識者）
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・幼保小の関係団体
- ・有識者
- 等

フェーズ1

フェーズ2



連携

幼稚園関係団体  
保育所関係団体  
認定こども園関係団体  
小学校関係団体  
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

大学等  
※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域  
※子供の育ちの共有、各園・小学校の取組への協力

##### 【自治体の関係部局の連携の必要性】

- ・幼保小連携・接続に対する自治体内の関係部局間の意識の高さが、各園・小学校の意識に影響する場合がある
- ・各園・小学校の意識は高くとも、取り組み方が分からず、自治体の支援が必要な場合がある
- ・面識のない幼保小間での連携は困難なため、自治体において研修等の相互理解の場を設定が求められる場合がある
- 等

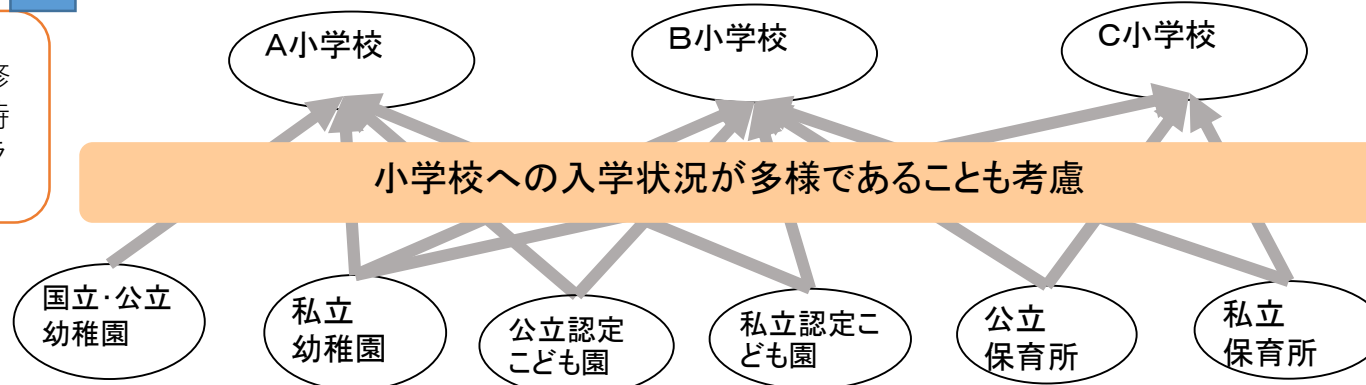
架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施  
各園・小学校において、接続をコーディネートする者の明確化  
持続的・発展的に実施する組織体制の構築

フェーズ3・4  
連携のコーディネート



フェーズ1～4

幼保小の先生の研修等（遠隔地や勤務時間を考慮したオンラインの活用を含む）



等

⇒ 具体の進め方のイメージは次ページへ



# 実施に必要なことにおける自治体での支援の進め方（各フェーズ）のイメージ

## 【基盤づくり（フェーズ1）】（連携強化への支援）

### ①研修の実施

- ・ 幼保小の合同研修の実施
- ・ 理論と実践の往還(3要領・指針や小学校学習指導要領の理解、実践発表等)
- ・ 地域の幼保小連携の促進（近隣の幼保小の先生方を同一グループにして協議等）
- ・ 設置者や施設類型、学校種における特有の表現やそれぞれにもつイメージが異なる表現（教育課程、指導、教材等）については、自治体関係者や講師が補足説明を行い、参加者の理解にずれが生じない配慮をする 等

### ②自治体内の関係部局との連携

- ・ 担当部局が連携し、各部局で施策や支援を考える際に、幼保小の連携を常に意識する
- ・ 架け橋期のカリキュラムのみではなく、幼保小の課題や取組などについても情報共有し、各園・小学校が、安心して架け橋期のカリキュラムに取り組める基盤をつくっていく 等

## 【検討・開発（フェーズ2）】（接続に向けた支援）

### ①研修の推進、研修教材の開発

- ・ 理論と実践の往還の強化（3要領・指針や小学校学習指導要領の講義の後に、接続先の保育や授業を体験・参観し、架け橋期のカリキュラムを考えてみる等）
- ・ 体験型、保育や授業の様子動画活用等、架け橋期のカリキュラムの実効性を高める実践に生かせる工夫
- ・ 勤務地や勤務時間によらないオンライン研修、園内・校内で活用できる研修の教材開発 等

### ②関係機関との連携を深め、園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネート

- ・ 園・小学校は安心して取り組めるよう、自治体と関係団体との連携
- ・ 関係団体等が実施する研修等においても連携
- ・ 架け橋期コーディネーター等とも連携し、園・小学校の施設間、幼保小と関係機関や関係団体、家庭や地域との連携をコーディネートする 等

## 【実施・検証（フェーズ3）】（幼保小の協働実施の支援）

### ①研修の充実、研修教材の活用

- ・ 保育や授業の体験等の後、自園・自校の架け橋期のカリキュラムを見直すなど、研修での試行を通し、改善・発展への意識啓発を高めていく
- ・ 研修教材を活用するとともに、研修が充実するよう多様なものを更に開発する 等

### ②実施上のニーズの把握と支援

- ・ 実践上でのニーズや課題について、研修等を通じて学び、実践に生かしていくといった好循環を生み出していく
- ・ 幼保小の先生が抱える課題やニーズは、経験年数、設置者、施設類型、学校種によって異なる可能性もあることから、幼保小の協働促進のため一層きめ細かな対応を行う 等

### ③園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネートの充実

- ・ 連携が進むと新たな課題も生じることから、課題に対する支援について実態に応じて充実 等

## 【改善・発展サイクルの定着（フェーズ4）】 （持続的・発展的な取組を支える支援の定着）

### ①研修の改善・発展、研修教材の改善・発展

- ・ 毎年同じではなく、現状に応じた研修内容へと改善・発展させていく
- ・ 研修内容を体系化し、幼保小の研修のみで考えるのではなく、幼児教育や小学校教育に関するその他の研修との関連にも配慮する
- ・ 研修教材も整理し、研修教材を更に充実させるとともに、受講者が自身のニーズに応じて視聴しやすい仕組みへと改善・発展させていく 等

### ②必要な支援策の改善・発展

- ・ 相互理解の支援から架け橋期のカリキュラムに関する支援へと深まっていくプロセスを踏まえ、必要な支援策について改善・発展させていく 等

### ③園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネートの改善・発展

- ・ 園・小学校の自立的な連携、持続的、発展的な組織体制づくりを促しつつ、いつでも必要な支援ができるように準備しておく 等

# 幼保小の架け橋プログラムの普及による幼児教育推進体制の今後の在り方について

## 【現状の成果と課題】

### [成果]

- ・ 幼保小接続の機運醸成  
(幼保小の行き来増加、幼保小の情報共有促進、幼保小連携会議の設置 等)
- ・ 幼児教育アドバイザーの配置により、幼保小への助言・指導機会の充実

### [課題]

- ・ 幼保小接続に関する内容面の資料がなく、現場への支援も幼児教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、幼保小接続を含め幼児教育に関するアドバイスの質のばらつきや指導内容の継続性に課題
- ・ 幼児教育アドバイザーの経歴等により、学校園種の理解度に差が出ざるを得ず、学校園種の特徴に合ったアドバイスに課題

## 【今後の在り方】

### [成果の発展]

- 幼保小の共通理解の促進により、幼保小接続の内容面の質の向上
- 幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーター・指導主事と幼保小で共通資料が共有されることにより、幼保小への助言・指導内容の充実

### [課題の克服]

- 現場との共通資料の共有により、幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーター・指導主事のアドバイスの質の保障、異動による影響なく継続的な質向上の取組の充実
- 各学校園種の特徴を踏まえた共通資料の共有により、経験のない学校園種にもその特徴を理解した上でアドバイスを実施



**幼保小の架け橋プログラムにより、各自治体の幼児教育推進体制への理解促進  
共通資料等の全国共有により、自治体の幼児教育推進・幼保小接続の取組が点から面的な広がりになり、**

# 進め方のイメージ

注：基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでのプロセスの目安。実際には、地域の実態に応じ、各フェーズ間を行きつ戻りつしながら発展していく。

1年目

2年目

3年目

フェーズ1  
基盤づくり

フェーズ2  
検討・開発

フェーズ3  
実施・検証

フェーズ4  
改善・発展サイクルの定着

方針

開発会議

架け橋期のカリキュラム

- 架け橋期のカリキュラム開発会議における準備
- ・ 構成員の選定と目指す方向性の共有
  - ・ 地域の実態の把握（開発会議は自治体に設置）

- 架け橋期のカリキュラム開発会議における検討・開発
- ・ 方針の検討・決定、開発への支援
  - ・ 国による架け橋期の教育の質保障の枠組みとの連携開始（モデル地域対象）

- 架け橋期のカリキュラム開発会議による実施の検証
- ・ 実施状況の把握・検証と支援
  - ・ 国による架け橋期の教育の質保障の枠組みとの連携推進（モデル地域対象）

- 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラム開発会議の運営
- ・ 方針の改善・発展と支援
  - ・ 国による架け橋期の教育の質保障の枠組みとの連携強化（モデル地域対象）

具体化

園・小学校

- 接続を見通し、各園・小学校で教育課程編成・指導計画作成
- ・ 園・小学校での活動の共有
  - ・ 子供の交流

- 架け橋期のカリキュラムの検討・開発
- ・ 共通の視点をもとに内容の検討・開発
  - ・ 人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の共通性の理解
  - ・ 子供の交流の推進

- 架け橋期のカリキュラムの実施・検証
- ・ 園・小学校において教育課程編成・指導計画作成、実施・検証
  - ・ 人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の活用
  - ・ 子供の交流の充実（子供の自発的な交流等）

- 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラム
- ・ 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラム
  - ・ 人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の活用の充実
  - ・ 持続的・発展的な子供の交流実施（子供の自発的な交流等）

実施に必要なこと

自治体

支援

- 各園・小学校での体制
- ・ 連携窓口の明確化
  - ・ 自園・自校の先生への意識啓発と参画

- 幼保小間の体制
- ・ 幼保小の合同会議の設置
  - ・ 相互の教育の内容や方法に関する理解の共有

- 幼保小の協働実施の体制
- ・ 幼保小の合同会議の充実
  - ・ 相互の教育の内容や方法に関する理解の深化

- 持続可能な体制
- ・ 幼保小の合同会議の定着
  - ・ 相互の教育の内容や方法に関する理解の改善・発展

- 連携強化への支援
- ・ 研修の実施（幼保小合同研修等）
  - ・ 自治体内の関係部局との連携

- 接続に向けた支援
- ・ 研修の推進、研修教材の開発
  - ・ 関係機関との連携を深め、園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネート

- 幼保小の協働実施の支援
- ・ 研修の充実、研修教材の活用
  - ・ 実施上の二ーズの把握と支援
  - ・ 園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネートの充実

- 持続的・発展的な取組を支える支援の定着
- ・ 研修の改善・発展、研修教材の改善・発展
  - ・ 必要な支援策の改善・発展
  - ・ 園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネートの改善・発展

## 幼保小の架け橋プログラムの取組のイメージ

令和4年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における先進事例の実践を並行して集中的に推進。

### 幼児教育推進体制等を通じた全国的な取組

- ・ 幼児教育推進体制のネットワークや、中央協議会、都道府県協議会、小学校担当の指導主事会議等の機会を活用し、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）や参考資料（初版）等の趣旨・内容を的確に周知・普及。好事例を分析し、幼保小の関係者等に展開。
- ・ 各自治体における架け橋期のカリキュラム・教育方法の充実・改善を促進
- ・ 幼保小の連携体制や、幼児教育推進体制（幼児教育センター、幼児教育アドバイザー）の設置を促進
- ・ 幼保小の連携・接続に関する様々な自治体の取組を共有するプラットフォームづくり
- ・ 園・小学校や家庭・地域向けにも分かりやすいパンフレット（架け橋期の取組の意義・効果を含む）や動画の配信等の多様な発信

### モデル地域における実践

- ・ 文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム事業」を活用し、架け橋期のカリキュラムの開発、実践、評価・改善 等

北海道、岐阜県、滋賀県、広島県、山口県、高知県、秋田県大館市、宮城県白石市、福島県西会津町、埼玉県川越市、神奈川県横浜市、静岡県袋井市、静岡県掛川市、京都府京都市、大阪府枚方市、大阪府箕面市、島根県津和野町、香川県高松市、大分県竹田市



2 どのようにして「架け橋期のカリキュラム」を作るの？

## 「架け橋期のカリキュラム」を作成しよう！

滋賀県として開発中の「架け橋期のカリキュラム」は、園と小学校が協働で作成する「共通シート」と「実践記録」で構成されています。  
園と小学校が共通の視点をもって、保育・教育の実践をするために、「共通シート」には、大きく三つの視点を設けています。共通の視点は、①期待する子ども像、②期待する子ども像に関連がある「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、③期待する子ども像に迫るために大切にしたいことです。  
園と小学校が共通の視点を理解したうえで、互いに実践し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が見られた子どもの学びの姿を「実践記録」に描き出しましょう。実践したことを、互いに振り返り、共有することで、保育・教育の質の向上を図ることが大切です。



**Point**  
共通シートには、実践を振り返るための「振り返り枠」を設けています。また、実践記録には、他園や小学校からのコメントを記載する「コメント枠」を設けています。年度途中に実践を振り返ったり、カリキュラムを改善したりするような持続的・発展的な取組を目指しましょう。

### 「架け橋期のカリキュラム」をデザインする手順

#### 1 幼児・児童の学びや育ちを理解する

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解する
- ・互いの保育・教育について知る

「百聞は一見に如かず」。実際の保育・授業を参観することで、子どもの様子や互いの保育・教育の理解が深まります。また、期待する子ども像を意識して、参観したり語り合ったりすることで子どもの見方を共有することにつながります。



#### 2 期待する子ども像を設定する

- ・期待する子ども像を明らかにする
- ・実施期間を検討する  
(最低5歳児から小学校1年生の2年間実施)

期待する子ども像を語ることで、目的が明確になります。目指す子どもの姿や課題、校園で取り組んでいること等、様々な視点を取り入れながら協議します。協議の中で、期待する子ども像が先に明らかになることもあれば、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を先に見出すこともあります。両方を往還させながら、十分に協議しましょう。

#### 3 期待する子ども像に関連がある「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見出す

滋賀県版「架け橋期カリキュラム」共通シート(案)		【 小学校区】校園名( )				
5歳児		第1学年				
時期	4・5・6・7	8・9・10・11・12	1・2・3	4・5・6・7	8・9・10・11・12	1・2・3
期待する子ども像		2			2	
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」		3			3	
大切にしたいこと		4			4	
主な教育課程・予想される活動	Anticipation 見直しをもつ		園と小が協働で策定		Anticipation 見直しをもつ	
振り返り	Anticipation 次の期の見直しをもつ		Reconstruction 実践の振り返りを踏まえた デザインの見直し・再構成		Anticipation 次の期の見直しをもつ	
	Reconstruction 実践の振り返りを踏まえた デザインの見直し・再構成		Reconstruction 実践の振り返りを踏まえた デザインの見直し・再構成		Reconstruction 実践の振り返りを踏まえた デザインの見直し・再構成	

#### 4 期待する子ども像の育成に向けて、大切にしたいことを共有する

- ・環境・単元の工夫
- ・先生の関わり
- ・一人ひとりの子どもに応じた支援 等

期待する子ども像に迫るために大切にしたいことは、校区の実態によって異なります。項目を増やしたり、内容を検討したりすることで、実態に即したものにしていきたいです。

0歳から7歳における「大切にしたいこと」の手掛かり例も参考にしてください。

0歳から7歳における「大切にしたいこと」の手掛かり例 … p.5 - 6 を参照

#### 5 5歳児のカリキュラムをデザイン 1年生のカリキュラムをデザイン

園と小学校が共通の視点を共通理解したうえで、主な教育課程や予想される活動をデザインします。指導者側で綿密に計画を立てていくというよりも、子どもの姿を思いながら、どんな活動がどうつながっていく可能性があるか、子どもの動きに合わせて変更可能なデザインを考えましょう。



### 持続的・発展的な取組を目指しましょう

全ての先生が関わるプロセスや、組織的な体制づくりを大切に、接続に関する取組を年間計画に位置付け、持続的・発展的な取組を目指しましょう。

その際、地域や園・小学校の実情も踏まえながら、ICTやオンライン等の活用を図るなど、効果的に取り組めるようにしましょう。

























# 架け橋期のカリキュラム ～大館市～

(令和6年3月時点)

## 令和6年度 大館市 架け橋期のカリキュラム全体計画(1年生4月～3月)

架け橋期に期待する子どもの姿

～周囲の人々や環境と主体的に関わり、学ぶ喜びや楽しさを実感しながら仲間と共に育ち合う子ども～

- 【知識及び技能の基礎】 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、出来るようになったりする。  
 【動き力・判断力・表現力の基礎】 気付いたことやできるようになったことなどを伝え、進んだり、試したり、工夫したり、表現したりする。  
 【学びに向かう力・人間性等】 できるようになったことや分かっていたことなどを意識し、自分の成長や仲間への感謝をもち、



▼後期からの関わりまでに書いてほしい語(10の音)

- ア:健康な心と体 イ:自立心 ウ:協同性 エ:道徳性・規範意識の芽生え  
 オ:社会生活との関わり カ:思考力の芽生え  
 キ:自然との関わり・生命尊重 ク:数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚  
 ケ:言葉による伝え合い コ:豊かな感性と表現

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
期	小学校1年 第1期			小学校1年 第2期			小学校1年 第3期			小学校1年 第4期		
ねらい	・ 小学校の生活や新しい学習に興味をもって取り組み、学級の友達や上級生、先生等と進んで触れ合い、楽しく安心して生活する。			・ 小学校の生活や学習に見通しをもって取り組み、共に活動する楽しさを友達と共有し、意欲的に活動や学習に取り組む。			・ たくさんの友達との関わりの中で、相手の思いや願いを感じながら自分の思いを表現し、主体的に活動や学習に取り組む。			・ 自分や友達の成長に気づき、お互いに認め合い、相手の気持ちを尊重しながら、自信をもって活動や学習に取り組む。		
知識及び技能の基礎	・ 楽しく生活するために大切なこと(気象のよい気候や気持ちよさをめだす挨拶、約束やマナーなど)のよさを体験し、進んで実践しようとする。(アイエウ) ・ 友達と一緒に楽しく運動や遊びに取り組み、身体を動かす気持ちよさを味わう。(アイウ) ・ 新しい学習に興味を持ち、教科書や鉛筆などの正しい使い方を、姿勢などの学習の約束をきちんと守ろうとする。(イエ) ・ したことや気付いたことなどを、姿勢や口形、声調や強弱に気を付けてはきははと話す。(ウ) ・ 本に興味をもって読み聞かせる聞いたり、学級文庫などから読みたい本を見つけて読もうとする。(エオ)			・ 生活のリズムが身に付き、活動に見通しをもって進んだら約束やマナーを守って行動したりする。(アイエオ) ・ 学校や通学路、公園などで安全に生活するために大切なことに気づき、守って行動する。(アイエウ) ・ <b>学び合いの約束を知り、聞き手を見て話したり話し手に共感して反応しながら聞いたりする。(ウエ)</b> ・ 言葉遊びや詩に親しみ、言葉のリズムや響きを感じながら音読する。(エオク) ・ 植物の栽培や観察などを通して、自然の不規則さや面白さに気づき、言葉で表現する。(カキク) ・ <b>図書の使い方やマナーを知り、本を大切に読んで読む。(エオ)</b>			・ 体を動かして遊んだり、食事や手洗い、うがい、汗の始末をしたりなど、健康な生活について考え、進んで実践する。(アイエ) ・ 身近なことを表す簡単な言葉を遣い、既や文章の中で使う。(ケコ) ・ 植物や虫などが生命をもっていることや成長していること、生命をつないでいることに気づく。(カキ) ・ 秋や冬になるといつも同じ現象が起こること、自然に一定のきまりがあることに気づく。(カク) ・ <b>図書館で読みたい本を選び、職員や読んだ目をカードに記録したり好きなところを友達に紹介したりして読書に親しむ。(エオク)</b>			・ 学習の見通しをもって、積極的に友達の話を聞き、質問や感想を述べる。(イウ) ・ 1年生の初めに書いた文字や絵などと今を比べ、自分の成長に気づく。(イオ) ・ 自分でできるようになったことや、自分の役割が増えたことなど、自分の成長に気づく。(アイオ) ・ 言葉には意味による語句のまとまりがあることに気づき、語彙を豊かにする。(ケコ) ・ 冬の遊や伝統行事への参加を通して、季節に合わせて自然や生活の様子が変わっていくことに気づき、自分たちの生活を築く。(カオカキ)		
身に付けたい資質・能力	・ 話し手が聞かせたいことや自分が聞きたいことを、 <b>声とさかいように丁寧に聞く。</b> (カケ) ・ 気付いたことや思ったこと、想像したことなどを友達とやり取りする楽しさを味わう。(カケコ) ・ 身近なことや経験したことなどから伝えたいことを選び、絵や言葉で表現する。(カクケコ) ・ 身近な場所の春の様子を観察して季節の変化に気づき、友達と伝え合ったり遊びや生活に取り入れたりする。(カキ) ・ 学校探検で見つけたことや分かったことを自分の生活との関わりで伝える。友達と伝え合う。(カケコ) ・ 身の回りの事象や具体物と関連させながら、 <b>ひらがなや数量、形などを表感として伝える。</b> (カク)			・ 伝えたい相手に適して言葉や方法を選んだり、 <b>事柄の順序を考えたりして話す。</b> (カケコ) ・ 経験したことや身に付けたことを生かしたり友達の考えを取り入れたりして、 <b>よりよい方法を考える。</b> (ウケ) ・ 身の自然を生かした遊びや水遊びなど、自分たちで試したり工夫したりして遊びを創り出す。(カケコ) ・ 身の回りの言葉や絵、自然などに興味をもち、 <b>感じたことや想像したことや言葉で表す。</b> 歌や身の動きなどで表現したり、生活に生かしたりする。(カキカク) ・ 身の回りにある数やもの順序、長さなどの <b>比べ方を考え、言葉やブロックなどを用いて表現する。</b> (カクケ)			・ 友達の話を聞いて、 <b>真摯に感想を伝えたり、相手の発言を受けて話をつないでいく。</b> (カケ) ・ 話したいことの順序に気づけたり分らないうまく伝えたり、理由を付けて説明したりする。(カケ) ・ <b>経験したことなどから書く材料を調べ、文の書き方に注意して書いたり、読み通して読書を楽しむ。</b> (カク) ・ 感嘆を活用したり、 <b>ペアやグループで相談したりして、よりよい考えを思いつける。</b> (ウカク) ・ 木の葉など秋の自然を生かして、 <b>作りたいものに合った材料を選んで遊び方を考えたりして作る。</b> (カキケ) ・ ものを種類ごとに分類整理したり10のまとまりを作ったりして、 <b>簡単な絵や歌を用いて表す。</b> (カク)			・ これまでの学習や経験を振り返り、 <b>事柄の順序に沿って構成を考えて1年間の思い出を書く。</b> (カケコ) ・ 雪や氷の特徴を生かした遊びを何度も繰り返し、友達と遊びを楽しませる。(ウカキ) ・ 入学した頃の自分と今の自分を比較して、 <b>自分のできるようになったこと</b> を探したり、 <b>笑顔にやってみたりする。</b> (イオカ) ・ 新しい1年生に学校のことを分かりやすく伝えるために、 <b>内容や表現方法を工夫する。</b> (ウオカケコ) ・ 数量の関係を算目して、 <b>図を用いて問題の解決方法を考え自分や友達の考えを式や言葉を用いて説明する。</b> (カクケ)		
学びに向かう力・人間性等	・ 新しく出会う先生や友達と進んで触れ合い、一緒に活動する楽しさを感じる。(イウオ) ・ 相手に向かってあいさつや言葉遣い、表情や姿勢などを考えて、 <b>進んで関わろうとする。</b> (イオケ) ・ 相手の気持ちを考えたり自分の行動を振り返りたりして、 <b>気持ちを調整しながら楽しく生活しようとする。</b> (ウオ) ・ 自分のできることや当番、係の仕事や、友達と協力し合いながら、 <b>進んでしようとする。</b> (アイウ)			・ 学級をより楽しくするために係の仕事を見直すなど、 <b>学級の生活を自分たちで工夫しようとする。</b> (イウオ) ・ 目標に向かって自分の力を発揮したり、友達や上級生と助け合ったり取り組んだりすることを通して、 <b>お互いのよさを理解し達成感や所属感を深める。</b> (アイウ) ・ 身近な生き物の誕生や成長の様子を見つめ、 <b>親しみをもって関わり、命を大切にしようとする。</b> (アエキ) ・ 学校を支えている方々や地域の方などいろいろな人と関わることを楽しみ、 <b>地域への親しみや感謝とともに、感謝の気持ちを伝えることが自分ができること</b> をしようとする。(イオ)			・ <b>学習発表会の話し合いや練習などを通して友達のよいところを見付け、お互いのよさを認めあおうとする。</b> (イウエ) ・ 学習や生活を見直し、 <b>さらに進んでいくために工夫できることや新しい約束などを考え話し合う。</b> (イウエケ) ・ 友達や家族に感謝し、 <b>みんなの役に立つ喜びを感じながら自分の役割を最後まで果たそうとする。</b> (イウオ) ・ 喜んでもらえる活動や場にした話し方や接し方を考えて、 <b>高齢者や年長児との交流を楽しむ。</b> (イウエオ) ・ 学習や生活の過程や結果を振り返り、 <b>よさや楽しさを感じながら学ぼうとする。</b> (ウオ)			・ 自分のよさや友達のよさに気づき、 <b>互いに認め合い、これからも自分の創意などを生かしながら役割を果たしていこうとする。</b> (アイウ) ・ 郷土の文化や習慣、他国の言葉や文化などに触れ、 <b>懐かしむ。</b> (オ) ・ 1年間の学習や生活を振り返り、 <b>周囲の人々に支えられて成長してきたこと</b> を笑顔で、 <b>2年生への願いをもって意欲的に生活しようとする。</b> (アイオ) ・ 「6年生を送る会」や卒業式の準備や練習を通して、 <b>6年生に感謝の気持ちをもち、</b> (オ)		
※各行政機関・関係機関との連携	地域式 入学式 1年生を迎える会 新着開地 学校探検 PTA授業参観・懇親会 交通安全教室・下校指導 観劇や演習スタートイベント ★就学支援ファイル活用 ★就学前施設職員授業参観・情報交流会 ★架け橋期カリキュラム見直し			運動会 ことばまなびの小テスト PTA授業参観・個人面談 家庭訪問 観劇式 夏休み 避難訓練 ★初級小進達推進会議 ★初級小担任研修会 ★保育体験			地域式 秋の遠足 学習発表会 運動会 ☆フール遊び交流 新着開地 就学時健診 ★小学校教員研修会への参加 ☆1年生との交流 観劇式 初級小中連携メディアコントロール週間 冬休み			地域式 新分・昼休 ひなまつり 避難訓練 スキー教室 英語に親しむ学習 6年生を送る会 区わらび運動 体育観入学 卒業式 修了式 ★教員研究実践発表会 ★情報交流会 ★異校・同僚の教育・保育支援計画の活用		
☆環境援助の構成員	・ 入学した喜びを共有し、意欲的に取り組もうとする姿を認めたり、 <b>子どもの話を共感しながら聞いたりして、温かみのある声かけ</b> を工夫する。 ・ 幼児期とのつながりや考え、幼児期に親しんだ活動を取り入れ、 <b>自信をもって活動できるようにする。</b> ・ 子どもの思いを汲み取りながら、 <b>一人一人が安心感</b> をもち、 <b>落ち着いて生活、学習できるように一緒に環境を工夫していく。</b> ・ <b>架け橋期カリキュラムを生かし、生活科を中心とした関連的な内容や弾力的な時間割を工夫してスタートカリキュラムを作成する。</b>			・ 具体的な体験を通して、 <b>伝え合う、交流する、試行錯誤や繰り返す活動</b> を保障し、 <b>お互いのよさやそれぞれの気持ち</b> を共有させるようにする。 ・ 運動会などの取組を通して、 <b>頑張っている姿や友達と協力している姿</b> を価値付けし、 <b>意欲を高める。</b> ・ 登下校や朝の集まり活動、運動会などへの取組を通して、 <b>地域のの方々や学年との関係づくりをする</b> とともに、 <b>様々な人に支えられていること</b> に気づくようにする。			・ 学習発表会や学習発表会など、 <b>共通の目的に向かって活動すること</b> で、 <b>思いを伝え合い協力して創り上げる体験</b> をもちてもらうようにする。 ・ 観劇や遊学や遊学年の子どもの、 <b>幼児、高齢者など、関わりを段階的に広げ多くの人と交流すること</b> で、 <b>相手意識</b> をもちて行動できるようにする。 ・ 友達と話し合って考えをまとめたり、 <b>試行錯誤したり、振り返りたりする時間を十分に確保し、満足感や達成感</b> をもちてもらうようにする。			・ 体験入学では <b>新1年生が入学を楽しみにするような活動を工夫</b> できるようにする。 ・ 「ありがとうカード」や「いいねカード」を交換し、 <b>お互いのよさ</b> を実感できるようにする。 ・ 各教科を通して、 <b>1年間の成長</b> を認め、 <b>2年生の学習や生活への意欲</b> を高める。 ・ 1年間の成長に気づき、 <b>自分や友達のよさを実感</b> できるように、 <b>子どもの作品やカード、写真</b> などを掲示する。 ・ <b>情報交換を基に架け橋カリキュラムを振り返り、改善を図る。</b>		
家庭との連携	・ 学校の方針、1年生の目指す姿や架け橋期カリキュラム・スタートカリキュラム、重点地帯等について伝え、 <b>理解</b> を得る。 ・ 1年間の予定や1週間毎の具体的な予定を丁寧に伝え、 <b>保護者が見守り</b> をもちてもらうようにする。 ・ 連絡帳や通信などで子どもの様子や伝え、 <b>保護者が安心</b> できるようにするとともに、 <b>家庭でも話題にし、褒めたり認めたり</b> してもらえようとする。			・ 子どもの頑張っていることやできるようになったこと、 <b>課題</b> になることを具体的に伝える。 ・ 規則正しい生活習慣やメディアコントロール、 <b>読み聞かせや音楽、家庭学習</b> などを継続する大切さを啓発していく。 ・ 学校行事や学校の活動、PTA活動などの <b>保護者ボランティア</b> の教育的価値を伝えて協力をお願いする。			・ 2学期始まりの準備物や生活リズムの回復について、 <b>協力</b> をお願いする。 ・ 生活科「かそくにここに大作戦」のねらいや内容を丁寧に伝え、 <b>継続して</b> その活動に積極的に取り組めるよう協力をお願いする。 ・ 子どもたちの活動や頑張っている姿を伝え、 <b>家庭でも褒めたり認めたり</b> してもらえようとする。			・ 子どもの成長について、 <b>家庭でも褒めたり認めたり</b> してもらえようとする。 ・ 自信をもって進級できるように、 <b>子どもが自分では気付かない内面の成長</b> についても気づかせてもらうようにする。 ・ 生活リズムや持ち物など、 <b>子どもと一緒に話し合ったり確認したり</b> しながら、 <b>進級に向けての準備</b> をしてもらうようにする。		

※赤字は、令和5年度のカリキュラムを修正・追加した箇所です。



# 架け橋期のカリキュラム ～大館市～

(令和6年3月時点)

## 令和6年度 城西小学校区 架け橋期のカリキュラム全体計画(5歳児 4月～3月)

架け橋期に期待する子どもの姿  
**大館市** 周囲の人々や環境と主体的に関わり、学ぶ喜びや楽しさを実感しながら仲間と共に育ち合う子ども  
**城西小学校区** 豊かな体験を通して、学ぶ喜びや楽しさを実感し、仲間と幸せを分かち合う子ども



<共通の視点>  
 言葉で伝え合う力  
 共感・協働する力

城西小学校区  
 城西小学校  
 大館ホテヤこども園  
 大館ホテヤ第二こども園  
 宮の杜神明こども園

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
期	5歳児 第1期			5歳児 第2期			5歳児 第3期			5歳児 第4期								
ねらい	・年長としての意欲と自信をもち、自分の力を十分に発揮しながら安心して生活する。			・友達と思いを伝え合いながらイメージを共有し、力を合わせて遊びや生活を進めていく中で仲間意識を高める。			・友達と一緒に考えたり、話し合ったり、折り合いを付けたりしながら共通の目的に向かって遊びや生活を進める楽しさややり取りの満足感を味わう。			・自分や友達のよさが分かり、認め合ったり受け入れ合ったりしながら、協力して遊びを進める楽しさややり取りの満足感を味わう。								
小学校区で目指す子どもの姿	・自分のしたことや思ったことを相手に話そうとする。 ・絵本や物語、紙芝居、言葉遊びなどに親しみ、言葉の楽しさや美しさに気付く、言葉を豊かにする。 ・リレー遊びやドッジボールなどのゲームを楽しくするために、作戦やルールを話し合ってお互いに支え合う。 ・絵本や物語に親しみ、気付いたことや感想、想像したことを友達と伝え合うことを楽しむ。			・自分のしたいことや思ったことを相手に伝え、話し合おうとする。 ・草花遊びや水遊びなどを進めて、草花や色々の名前などに興味をもって遊ぶ、言葉が広がることを楽しむ。 ・ごっこ遊びや共同製作などで友達とイメージを伝え合い、共有しながら表現する喜びを味わう。 ・遊びの目的に沿って時間をうまく使ったり、場所や道具を選んだりして、自分たちで遊びを進める。			・自分がしたことや思ったことを話そうとし、相手の話を聞こうとする。 ・時計や記名など、文字や数字に親しみ、生活する上で必要な情報が分かることを喜ぶ。 ・遊びや生活を振り返って楽しかったことや思ったこと、明日やりたいことなどを言葉で伝え合う。			・自分がしたことや思ったことを相手に話そうとし、相手の話を聞こうとする。 ・園生活を振り返り、今まで経験したことや友達と協力した思い出などを言葉で伝え合い、成長した喜びを味わう。 ・様々な事象と関わりの中で刺激を受けながら自分の見方や考え方を広げる。 ・身近な事象と関わりの中で、変化や仕組み、法則性などに気付く、調べたり確かめたり工夫したりして試行錯誤を楽しむ。			・思ったことや考えたことを相手に分かるように話そうとするとともに相手の話に興味をもって聞く。 ・園生活を振り返り、今まで経験したことや友達と協力した思い出などを言葉で伝え合い、成長した喜びを味わう。 ・様々な事象と関わりの中で、変化や仕組み、法則性などに気付く、調べたり確かめたり工夫したりして試行錯誤を楽しむ。					
共通して充実を目指す活動・体験	・みんなに伝えよう <朝の会・朝の会> ・当日が進行したり質疑したりして伝え合いを楽しむ。 ・名刺や朝ごけに集ったことなど自分のことをみんなに伝える。 ・絵本の内容や連絡をクラス形などで読む。 ・「ぼくは、わたしは、～です。」の題形を覚えて使う。 <かみやきタイム> ・興味をもったことを友達や先生に伝える。 ・友達のために「いいね。」と感想したり、共感する意見を話したりする。 ・<そうめんタイム> ・思っていることや先生、友達に聞いてみたいことを伝えようとする。			・みんなの力を合わせよう <園行事などに向けて、自分たちでやってみよう> ・園の行事などに向けて、自分たちでやってみようとする。話し合い、表現に向けて協力し合っていく。 <運動会・お泊り会など> ・やってみようゲームや競技、レクリエーション等の活動を通して、必要な物を準備する。 ・お泊り会での必要物資などを分けて持ち物にする。 ・楽しくするために大切なマナーやルールを考え守ろうとする。 ・活動を振り返り、友達と協力し合って活動を進める楽しさや達成感を味わう。			・なかよく遊ぼう <相手の思いや考えに寄りかかろう> ・相手の思いや考えに寄りかかろう。受け入れたら共感し合ったり、自分の気持ちをコントロールしたりしながら遊びを進める体験をする。 <製作・自由遊び> ・自然とのふれあいを活用して、自然の恵みを感じ、思いや気持ちを表現する。 ・草花や虫、風などの身近な自然にふれあう機会を通して、思いや気持ちを表現する。 ・水や土などの性質や水の変化など興味深いことを友達と伝え合い共感し合う。 ・身近な素材や用具を使って工夫して作り、作った物を遊びに取り入れて、約束を守って遊ぶ。			<朝の会・朝の会> ・今日あったことや嬉しかったこと、明日の目標について、教えてもらいたいことなどを発表する。 ・友達の話を静かに聞いて、認める。 <かみやきタイム> ・自分の得意や友達のよさを伝えよう。 ・思っていることや先生、友達に聞いてみたいことを伝えよう。			<みんなの力を合わせよう> <共通の目的に向かって、友達とアイデアを伝え合い、お互いのよさを認め合いながら役割を分担し、工夫した協力し合いを通して遊びを進める。> <お泊り会・発表会> ・発表の準備や発表、発表の後の感想などを話し合い、イメージを共有し合ったりしながら準備を進める。 ・園の行事や発表の準備や発表の後の感想などを話し合い、イメージを共有し合ったりしながら準備を進める。 <ルールのある遊び> ・チーム分けや遊び方、作戦などを話し合い、友達と競い合ったりして楽しむ。友達と協力して遊ぶ楽しさややり取りの満足感を味わう。 ・友達との関わりの中で、異なる相手の気持ちに気付く、言葉で伝えたり受け合ったりして遊ぶ。 <製作・自由遊び・自然とのふれあいを活用して遊ぶ。> ・草花や虫の観察を通して思いや気持ちを表現する。 ・遊びや生活を通して思いや気持ちを表現する。 ・身近な素材や用具を使って工夫して作り、作った物を遊びに取り入れて、約束を守って遊ぶ。			<感謝を伝えよう> <園生活を振り返り、自分たちの成長の喜びを感じ、お世話になった人々への感謝の気持ちを伝える。> <お泊り会・発表会> ・園生活を振り返り、楽しかった思い出を話し合い、大きな喜びを感じる。 ・どんなことをすれば、感謝の気持ちを伝えられるか話し合い、協力してやり取りする。 <お世話になった先生や友達、お泊り会・発表会を通して遊ぶ。> <園内やクラスをきれいに掃除したり掃除機をかける。> ・友達と協力し合いながら取り組む楽しさや達成感を味わう。 ・小学校でやってみようとしてを言葉で伝え合い、期待をもつ。		

行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施	行事・FCなどの実施
入園式	避難訓練(通年)	参観日	運動会	就学時健診	発表会	クリスマス会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会
進級会	交通安全教室(通年)	登山・遠足	七夕会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会
参観日	参観日	お泊り会	お泊り会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会	発表会
小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会
小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会
小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会	小学校1年生の参観会・情報交換会

☆ 年長になった喜びや緊張を受け止め、目標をもって意欲的に取り組む姿を認めたり自らしさを発揮できるように励ましていく。	☆ 友達と協力したり競い合ったりして活動する中で、繰り返し挑戦したり試したりしようとしている姿を丁寧に認めたり、認めたり紹介したりする。	☆ 共通の目的に向かって試行錯誤しながら実現に向かう場面を大切に、それぞれの持ち味を発揮したりお互いのよさを認め合ったりしながら協力し合っていくことができるよう言葉掛けをする。	☆ 子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	☆ 子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	☆ 就学時健康診断を機会に、入学までに身に付けたい習慣や力について話合っていく。	☆ 子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	☆ 子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	☆ 就学に向けて、心配や不安を受け止めて、安心して就学できるように子どもへの関わりを一緒に考えようとする。必要に応じて、必要な情報を提供し相談できる機会や場をつくる。場合によっては小学校と情報を共有する。	☆ 子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	☆ 子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	☆ 就学に向けて、心配や不安を受け止めて、安心して就学できるように子どもへの関わりを一緒に考えようとする。必要に応じて、必要な情報を提供し相談できる機会や場をつくる。場合によっては小学校と情報を共有する。	☆ 子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	☆ 子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。
子どもの園での様子を伝えたり、家庭の様子や発達上心配なことを聞いたたりしながら、保護者の思いを受け止めるとともに、信頼関係を築いていく。	子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。	子どもの成長を振り返り、満足感や達成感を得られるように、新しい素材や道具などを子どもと一緒に考えて用意したり、場所や時間を十分に確保したりする。	子どもの様子や行事などの参観、観察を通して、「どのような育ちを願うか、どんな成長をさせたいか」、子どもの変化を伝えながら成長を共有していく。
年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	遊びや生活の中でのトラブルが成長につながることを伝え、様子を伝えながら理解を得るようになる。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。
年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	年長として意欲と自信をもって生活している姿を伝え、子どもの成長をともに喜び合ったり考えたりして支えていく。	



# 架け橋期のカリキュラム ～大館市～

(令和6年3月時点)

令和6年度 城西小学校区 架け橋期のカリキュラム全体計画(1年生4月～3月)

架け橋期に期待する子どもの姿  
大館市 周囲の人々と環境と主体的に関わり、学ぶ喜びや楽しさを実感しながら仲間と共に育ち合う子ども  
城西小学校区 豊かな体験を通して、学ぶ喜びや楽しさを実感し、仲間と幸せを分かち合う子ども



<共通の視点>  
言葉で伝え合う力  
共感・協働する力

城西小学校区  
城西小学校  
大館ホテヤこども園  
大館ホテヤ第二こども園  
宮の杜神明こども園

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
期	小学校1年 第1期			小学校1年 第2期				小学校1年 第3期			小学校1年 第4期		
ねらい点	・ 小学校の生活や新しい学習に興味をもって取り組み、 <b>学級の友達や上級生、先生と進んで触れ合い、</b> 楽しく、安心して生活する。			・ 小学校の生活や学習に <b>見通し</b> をもって取り組み、 <b>目的や学ぶ楽しさを友達と共有し、意欲的に活動や学習に取り組む。</b>				・ <b>たくさんの友達との関わりの中で、相手の思いや願いを感じながら自分の思いを表現し、主体的に活動や学習に取り組む。</b>			・ <b>自分や友達の成長に気付き、お互いに認め合い、相手の気持ちを尊重しながら、自信をもって活動や学習に取り組む。</b>		
学習のねらい	したことや見つけたことなどを、姿勢や口形、発声や発音に気を付けてはきはきと話す。 ・ 楽しく生活するために大切なこと(元気のよい返事や気持ちを込めた挨拶等)のよさを実感し、進んで実践する。			話し方が知りたいことや自分が聞きたいことを、落とさないように注意して聞く。 ・ 学校生活のリズムが身に付き、活動に見通しをもって準備したり約束やルールを守って行動したりする。				友達の話を聞いて、質問や意見を伝えたり、相手の発言を受けて話をつないでいく。 ・ 身近なことを話す語句の量を増やし、話や文章の中で使うとともに、語彙を豊かにする。			学習の見通しをもって、積極的に友達の話を聞き、質問や意見を述べた学習をつないでいく。 ・ できるようになったことや、学級や家庭での役割が増えたことなど、自分の成長に気付く。		
生活のねらい	・ <b>学級の友達と一緒に活動する楽しさや様々な考えに触れる喜びを味わう。</b> ・ <b>学び合いの約束を生かして自分の思いを表現したり友達と伝え合ったりする。</b> ・ <b>相手の気持ちを考えたり自分の行動を振り返ったりして、気持ちを調整しながら楽しく生活しようとする。</b> ・ <b>新しく出会う先生や友達と一緒に活動する楽しさを感じながら進んで関わろうとする。</b>			・ <b>自分の伝えたい相手に応じて言葉や方法を選んだり、事柄の順序を考えたりして話す。</b> ・ <b>経験したことや身に付けたことを活用したり友達の見方や考え方を取り入れたりしながら課題を解決する。</b> ・ <b>友達と一緒に活動する中で、お互いを理解し、連帯感や所属感を深める。</b> ・ <b>学校を支えている方々や地域の方などいろいろな人と関わることを楽しみ、地域への関心を深める。</b>				・ <b>伝えたいことの順序に気を付けて分かりやすく伝えたり、理由を付けて説明したりする。</b> ・ <b>既習を活用したり、ペアやグループで相談したりして、よりよい考えを見付ける。</b> ・ <b>友達のよいところを見付けて、お互いのよさを認め合い、温かい学級をつくらうとする。</b> ・ <b>友達や家族、地域の方に感謝し、みんなの役に立つ喜びを感じながら自分の役割を果たそうとする。</b>			・ <b>これまでの学習や経験を生かし、事柄の順序に沿って話したり書いたりする。</b> ・ <b>新しい1年生に学校のことをわかりやすく伝えるために、方法を工夫する。</b> ・ <b>自分のよさや友達のよさに気付き、互いに認め合って、得意なことを生かしながら役割を果たしていこうとする。</b> ・ <b>「6年生を送る会」や卒業式、修了式の準備や練習を通して異学年の児童や家庭、地域への感謝の気持ちをもち、</b>		

言葉で伝え合う力  
共通して充実を目指す活動・体験  
共感・協働する力

みんなと伝え合おう  
・ 元気に挨拶したり、みんなと仲よく歌ったりしながらクラスの一体感を味わう。  
・ 自分の頑張りが楽しかったこと、友達のよさを発表する。

＜かがやきタイム＞  
・ 学習を振り返り、学んだことや友達のよさ、もっと考えてみたいことなどを伝え合う。

＜なかよしタイム・本気ッずくん＞  
・ 自分の考えを言葉や図に表し、友達と考えを伝え合う。  
・ 自分とは異なる友達の考えも認め、よりよい考え方を

みんなてハッピーになろう  
○1年間の学習や生活を振り返り、自分や友達のできるようになったことなどに気付き、2年生への期待や意欲をもち、  
・ 新しい1年生を招待し、学校のことを教えたり一緒に進んだりする。  
・ 新しい1年生のために教室をきれいにしたり、絵日記や折り紙を作ったりする。  
(生活「もうすぐ2年生」)  
・ 楽しかった思い出を絵日記に書き伝え合う。  
(国語「いいこといっぱい1年生」)  
・ お世話になった方々や先生などに手紙を書く。  
(道徳「みんな、みんな、ありがとう」)  
・ 1年生のお楽しみ会を計画して実践し、次の学年への意欲を高める。  
(生活「お楽しみ会をしよう」)  
・ 習い事を安全に楽しく過ごすにはどのようにしたらよいかを考え、実践する。  
(体育「習い事を楽しく過ごそう」)

どうぞよろしく  
○新しい友達と思いを伝え合ったり、進んで関わったりする。  
・ 自分の好きな物や得意なことなど、伝えたいことを考えて自己紹介カードを作り、友達と交流する。  
(国語「どうぞよろしく」「なんているかな」)  
・ 歌ったり踊ったりしながら友達と交流し合う。  
(音楽「うたで歌ってなかよししよう」)  
・ 楽しく生活するためのルールやマナーを話し合い、守って友達となかよく遊ぶ。  
(生活「みんなとなかよくしたいな」)  
・ 学校生活で楽しみなことを発表し合う。  
(道徳「がっこうだい好き」)  
・ 友達と仲よくすることのよさや助け合うことの大切さを考えすすんで関わる。(道徳「なかよくね」)

学校 大きき  
○学校の施設や友達、先生に関心をもって交流したり調べたりして、見つけたことを伝え合う。  
(生活「がっこうのことが知りたいな」)  
「学校だんけんをしよう」  
・ 進んだ挨拶や言葉遣いを考え、伝え合う。  
(国語「なんているかな」)  
・ 探検して見つけたことや感じたことや言葉で伝え合う。  
(生活「学校でみつけたことをつたえよう」)  
国語「みんなのみんな」  
・ 学校にいる人々と一緒に関わったり、自分たちを支えている人々がいることに気付く。  
(生活「学校にいる人たちがなかよくねろう」)

みんななかま  
○友達と遊び方やルールを考え伝え合い、工夫したり協力し合ったりして遊ぶ。  
・ 道具や自然を使った遊びを考え、ルールやマナーを守って仲良く遊ぶ。  
(生活「こうえんであそぼう」)  
・ 水を使った遊びを考え、友達と比べたり試したり繰り返したりして工夫して遊びながら、水の性質の不思議さに気付く。  
(科学「水であそぼう」)  
・ 友達の話に心を配り、感想を伝えたりする。  
(国語「よく聞いてはなそう」)  
・ 自分や友達のよさを見付けて認め合う。  
(道徳「みんなじょうず」)

フェスティバルにむかって  
○城西ふれあいフェスティバルに向けて内容や役割などを話し合い、協力し合ったり取り組む。  
・ フェスティバルの目標や発表の内容、役割等を話し合っ決めていく。  
(生活「フェスティバルにむかってがんばろう」)  
・ 劇の登場人物のセリフや動きを話し合い練習する。  
(国語「お話をしよう」)  
・ 音楽や大道具、小道具など、必要な物話し合い、資料などから情報を集めたり友達と分担したりして協力して作る。  
(図工「はって かがねて」)  
・ 活動を振り返り、認め合う。

あきのおもちやフェスティバルをつくらう  
○身近な秋の自然と関わり、それを生かして遊びながら園との違いに気付かせたり伝え合ったり、年長児との遊び方を工夫して進んで関わったりする。  
生活「たのしいあきいっぱい」～11月にあそぼう～  
・ 萩やゆずなどで秋の味を味わい、進んだりする。  
・ 木の葉や葉などでおもちゃを作ったり遊ぶ。  
・ 遊び方やルールを工夫し、楽しく遊べるように考える。  
・ 年長児への説明の仕方工夫し、分かりやすく伝える。  
・ 年長児に楽しんでもらえるような話し方や遊び方を考え進んで関わったりする。  
・ 活動を振り返り、お互いのがんばりやよさを認め合い自分自身の成長に気付く。

自分の役割をやり遂げよう  
○自分出来ることを考えて友達と協力し合いながら進んで活動し、みんなのために役に立つ喜びを感じる。(ハッピータイム)  
・ 学校の係活動・給食当番活動(学芸)・ハートアップタイム  
・ 縦割り班活動  
・ 清掃活動(児童会活動)  
・ スペシャル休み時間(地域交流)  
・ 授業参観(年3日 生活科)  
・ 6年生を送る会(児童会活動)  
○お世話になった6年生への感謝の気持ちを伝えるために、どんなことを発表するか話し合い、協力し合って準備や練習をする。(生活「6年生を送る会の準備をしよう」)

児童・FC 子どもの 交流	入学式 1年生を迎える会 PTA授業参観・懇談会 縦割り清掃班スタート委員会	学校探検 給食開始 運動会 地域訪問	ことばとまじり の小テスト	PTA授業参観・個人面談 総業式 ☆年長児との交流	始業式 秋の校外学習 ☆年長児との交流	城西ふれあい フェスティバル	総業式 始業式 スキー授業 ☆体験入学 6年生を送る会
児童間の 交流	就学前施設職員授業参観・懇談会参加	幼稚園安全教室・下校指導(オレンツ隊)	夏休み 冬休み	就学時健診	冬休み	卒業式 修了式	
児童・FC 子どもの 交流	○☆環境援助の橋本ポイント ★入学した喜びを共有し、意欲的に取り組もうとする姿を認め励まし、子どもの成長を感じながら関わり、温かい安心できる学級づくりを工夫する。 ★幼児期とのつながりを考慮し、幼児期に親しんだ活動を取り入れ、自信をもって活動できるようにする。 ○子どもの思いを汲み取りながら、一人一人が安心感をもち落ち着いた生活、学習できるように一緒に環境を工夫していく。 ○生活科を中心とした関連的な指導を行ったり弾力的に時間割を工夫したりする。	★具体的な体験を通して、伝え合う、交流する、試行錯誤や繰り返す活動を保障し、お互いのよさやそれぞれの思いを共有させるようにする。 ★運動会などの取組を通して、頑張っている姿や友達と協力している姿を価値付けし、意欲を高める。 ○登下校や縦割り班活動、運動会、ふるさとキャリアの活動などへの取組を通して、地域の方々や他学年との関係づくりをすることも、様々な人に支えられていることに気付けるようになる。	・ 2学期始まりの準備物や生活リズムの回復について、協力をお願いする。 ・ 生活科「しぶんではできない」のねらいや内容を丁寧に伝え、継続してお手伝いに取り組みできるよう協力をお願いする。 ・ 子どもたちの活動の様子や頑張っている姿を伝え、家庭でも褒めたり認めたりしてもらえるようにする。	・ 子どもの成長について、家庭でも褒めたり認めたりしてもらうようお願いする。 ・ 自信をもって進級できるように、子どもが自分では気付かない内面の成長についても気付かせてもらうようにする。 ・ 生活リズムや持ち物など、子どもと一緒に話し合ったり確認したりしながら、進級に向けての準備をしてもらうようにする。			



# 幼児期及び幼保小接続期の教育の理解増進事業

## 1. 事業の趣旨

「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会)では、幼児教育と小学校教育は各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有しており円滑な接続を図ることは容易ではないことや、幼児期の遊びを通した学びの特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないことなど、幼児期及び幼保小接続期の教育に関する現状の課題が挙げられているところ。

こうした課題に応えるべく、幼児教育及び小学校教育関係者の指導等の充実に資する資料等の作成や、幼児教育の特性(遊びを通した学び等)について、社会や小学校等と認識の共有を図るための情報発信等を行い、幼保小接続期の教育の充実や社会等における幼児教育の特性についての理解増進を図るため、以下に取り組むこととする。

## 2. 取組の内容

- ①幼児教育及び小学校教育関係者による幼保小接続期の教育の充実に資するよう、幼児教育及び小学校教育との接続(特にそれぞれの時期に育む資質・能力や取り組まれる教育実践の接続)について、相互の理解を促進するための資料作成。
- ②幼児教育の特性(遊びを通した学び等)や幼保小接続期の教育の重要性等について、家庭や地域等の理解を高めるための動画コンテンツ作成。

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

解説(抜粋)

※下線部：主な改訂箇所

○幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。

○子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切。

○幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。



(参考)小学校学習指導要領 ※下線部:主な改訂箇所

## 第1章 総則

### 第2 教育課程の編成

#### 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

## 第2章 各教科

### 第5節 生活

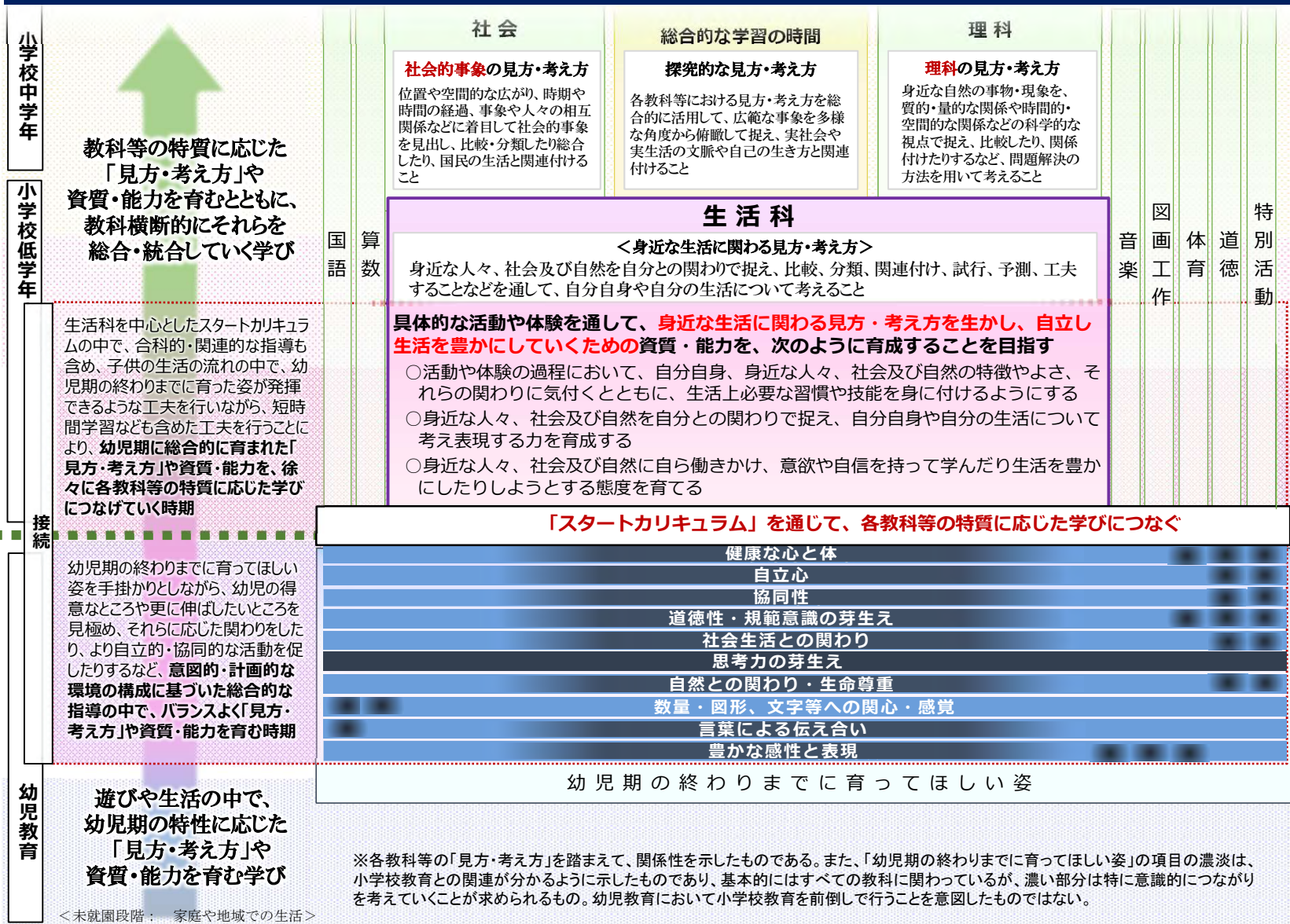
#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別活動においても、上記と同様の記載がされている。

# スタートカリキュラムのイメージ



※各教科等の「見方・考え方」を踏まえて、関係性を示したものである。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の濃淡は、小学校教育との関連が分かるように示したものであり、基本的にはすべての教科に関わっているが、濃い部分は特に意識的につながりを考えていくことが求められるもの。幼児教育において小学校教育を前倒しで行うことを意図したものではない。

<未就園段階： 家庭や地域での生活>



# ゼロからのスタートじゃない!

子供は幼児期にたっぷりと学んできています

## 幼児期 学びの芽生え

- 楽しいことや好きなことに集中することを通して、様々なことを学んでいく。
- 遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。
- 日常生活の中で、様々な言葉や非言語によるコミュニケーションによって他者と関わり合う。



幼児教育

- 5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を総合的に学んでいく教育課程等
- 子供の生活リズムに合わせた1日の流れ
- 身の回りの「人・もの・こと」が教材
- 総合的に学んでいくために工夫された環境の構成 など



## 児童期 自覚的な学び

- 学ぶことについての意識があり、集中する時間とそうでない時間（休憩の時間等）の区別が付き、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく。
- 各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく。
- 主に授業の中で、話したり聞いたり、読んだり書いたり、一緒に活動したりすることで他者と関わり合う。



小学校教育

自立

成長

安心

スタートカリキュラム

- 各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- 時間割に沿った1日の流れ
- 教科書が主たる教材
- 系統的に学ぶために工夫された学習環境 など

安心

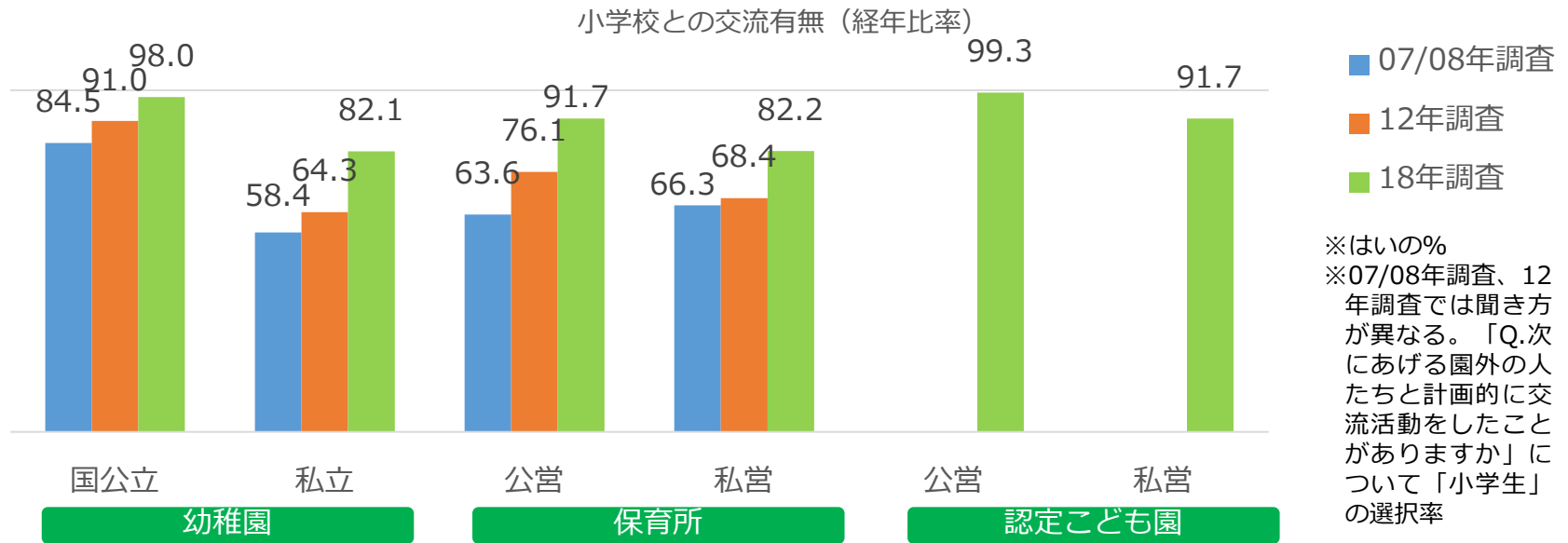
成長

自立

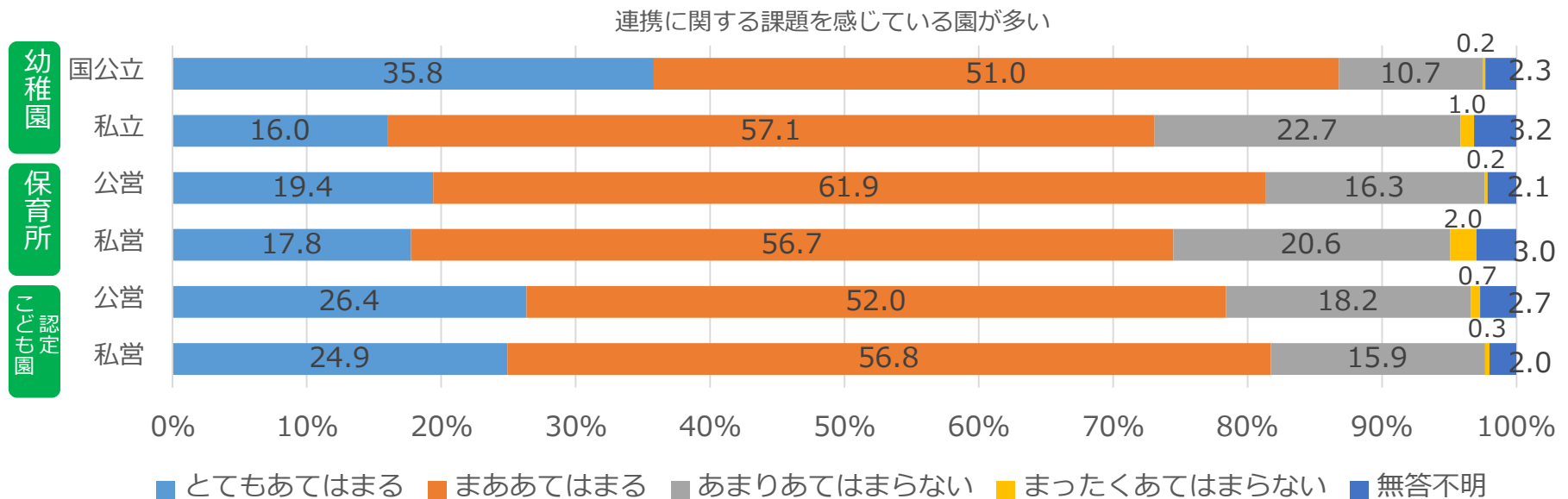




貴園では、地域の小学校との交流活動をしていますか。



小学校での連携を園の課題と感じているか

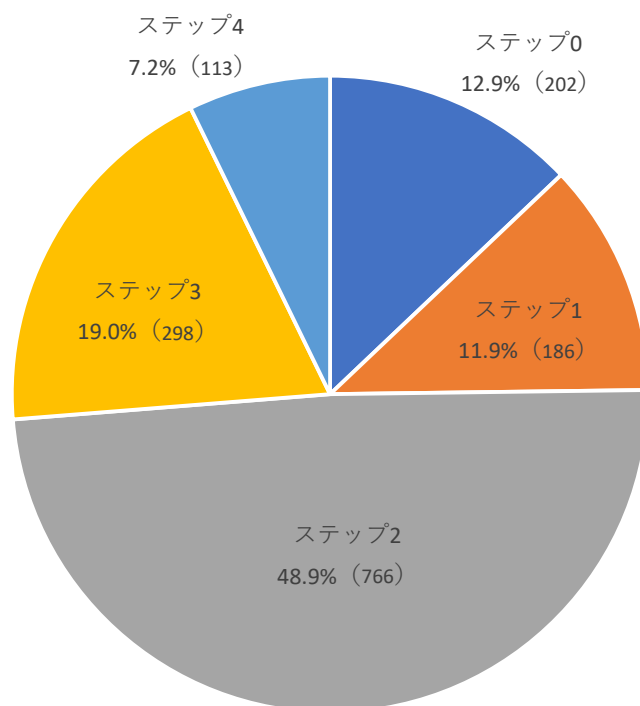


# 市町村における幼保小接続の状況、幼児教育と小学校教育の接続に関する取組

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (1) 幼保小連携・接続の実施状況

- 接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている（ステップ3・4）割合は26.3%であった。
- 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない（ステップ2）割合が48.9%で最も多かった。



- ステップ0：  
連携の予定・計画がまだ無い。
- ステップ1：  
連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ステップ2：  
年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ステップ3：  
授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ステップ4：  
接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

※1 母数：回答があった1,565市町村（幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園いずれも未設置の市町村を除く）

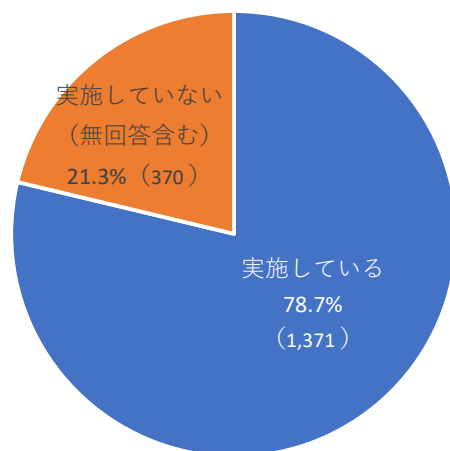
※2 グラフ中の（ ）内は市町村数

# 市町村における幼保小接続の状況、幼児教育と小学校教育の接続に関する取組

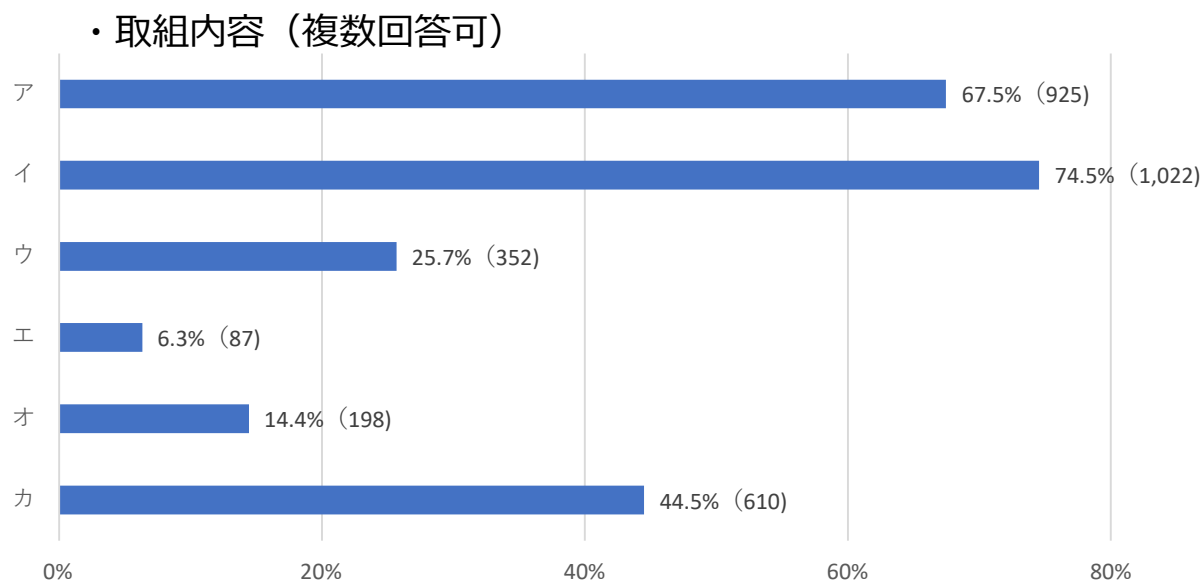
出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (2) 幼児教育と小学校教育の接続に関する取組

- 幼児教育と小学校教育の接続に関する取組を実施している市町村は78.7%であった。
- 取組内容は、「幼保小の関係者で構成される合同会議の開催」が74.5%で一番多く、次に「自治体内の関係部局との情報共有等の連携」が67.5%が多かった。



※1 母数：1,741市町村  
※2 グラフ中の ( ) 内は市町村数



※1 母数：実施していると回答があった1,371市町村  
※2 グラフ中の ( ) 内は市町村数

- ア：自治体内の関係部局との情報共有等の連携
- イ：幼保小の関係者で構成される合同会議の開催
- ウ：「架け橋期のカリキュラム」の作成
- エ：幼児教育と小学校教育の接続に関する研修教材の開発
- オ：幼児教育と小学校教育の接続に関する周知広報資料の作成
- カ：域内の幼保小における幼児教育と小学校教育の接続の取組に関する実態把握



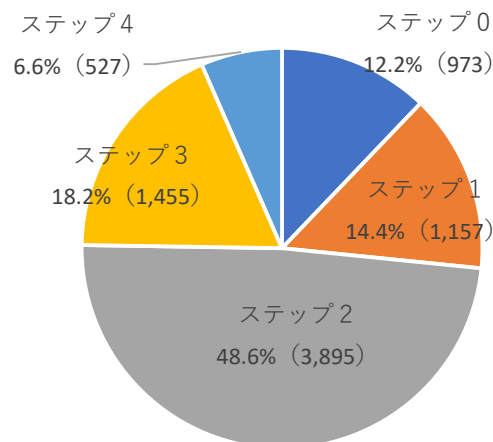
# 小学校との接続の状況、連携の取組内容、情報共有（引継ぎ等）

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

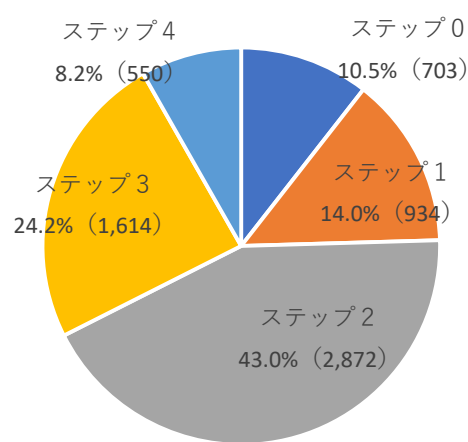
## (1) 小学校との接続の状況

- 幼稚園においては、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている（ステップ3・4）割合は24.8%であった。
- 幼保連携型認定こども園においては、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている小学校との接続が実施されている（ステップ3・4）割合は32.4%であった。

幼稚園



幼保連携型認定こども園



- ステップ0：連携の予定・計画がまだ無い。（無回答含む）
- ステップ1：連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ステップ2：年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ステップ3：授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ステップ4：接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

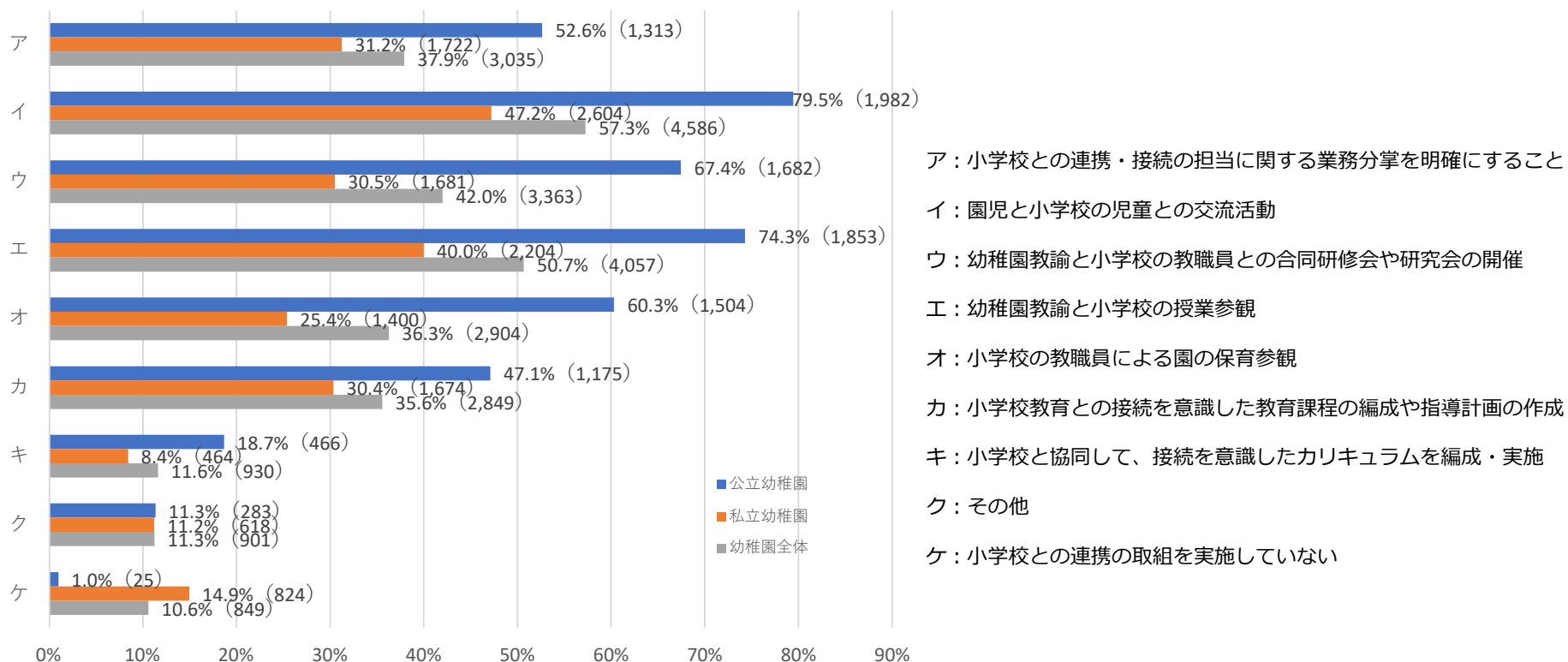
※1 母数：  
 ・8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
 ・6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）  
 ※2 グラフ中の（ ）内は園数

# 小学校との接続の状況、連携の取組内容、情報共有（引継ぎ等）

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## （2）連携の取組内容（幼稚園）

### 幼稚園



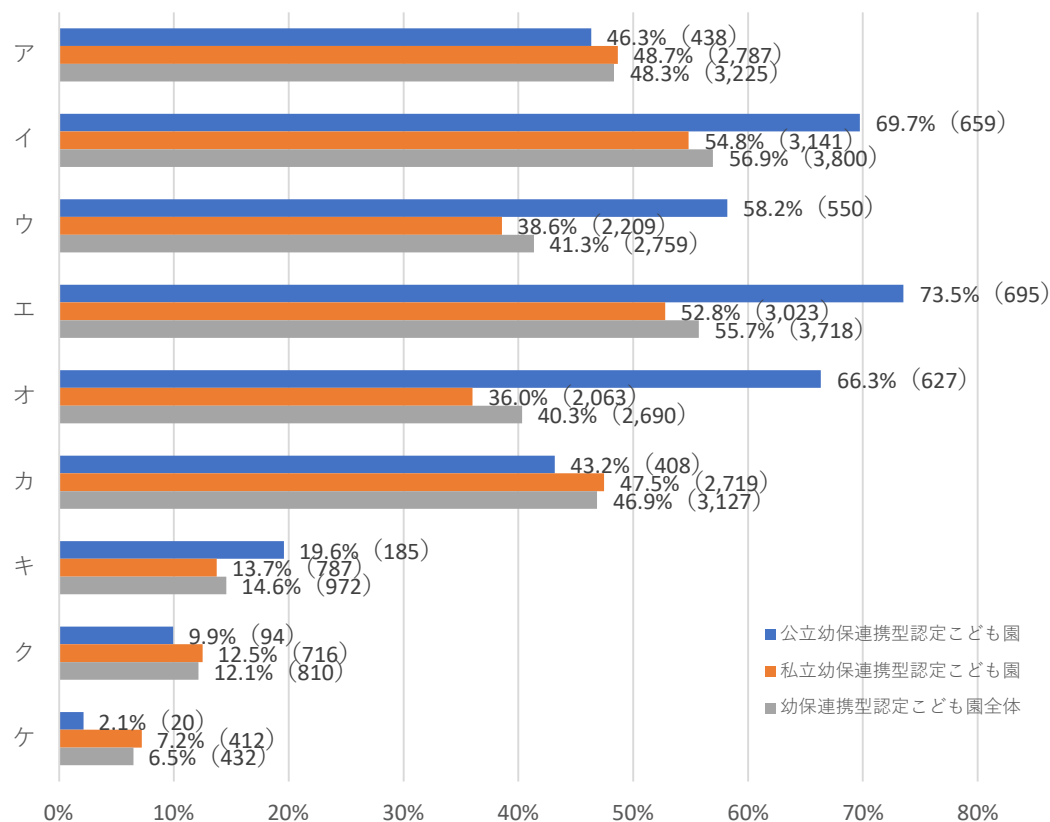
※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
 ※2 グラフ中の（ ）内は園数  
 ※3 複数回答

# 小学校との接続の状況、連携の取組内容、情報共有（引継ぎ等）

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## （２）連携の取組内容（幼保連携型認定こども園）

### 幼保連携型認定こども園



- ア：小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること
- イ：園児と小学校の児童との交流活動
- ウ：保育教諭と小学校の教職員との合同研修会や研究会の開催
- エ：保育教諭と小学校の授業参観
- オ：小学校の教職員による園の保育参観
- カ：小学校教育との接続を意識した教育課程の編成や指導計画の作成
- キ：小学校と協同して、接続を意識したカリキュラムを編成・実施
- ク：その他
- ケ：小学校との連携の取組を実施していない

※1 母数：6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

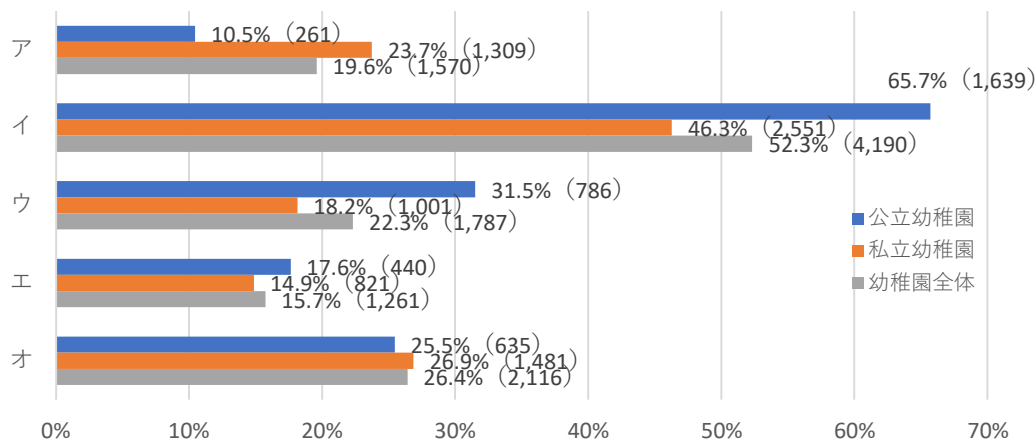


# 小学校との接続の状況、連携の取組内容、情報共有（引継ぎ等）

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## （3）情報共有（引継ぎ等）

### 幼稚園



ア：指導要録を電子化して小学校へ送付

イ：「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、小学校へ入学する幼児の育ちについて説明

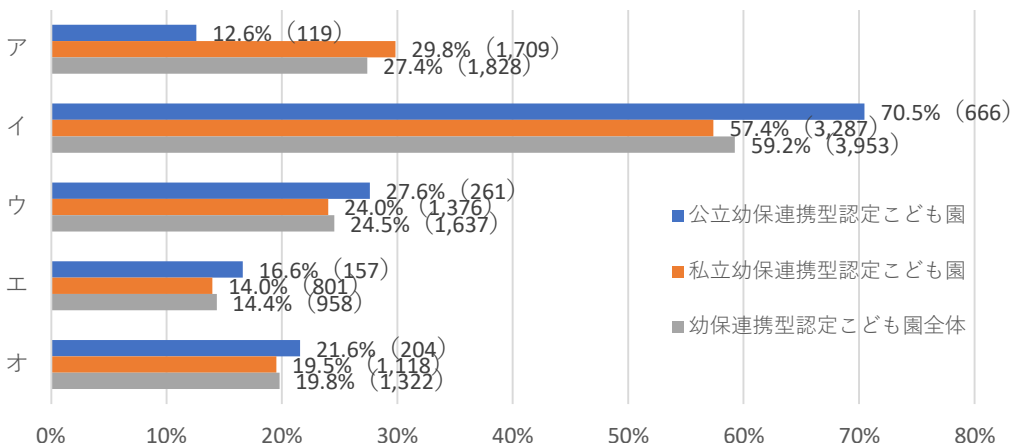
ウ：小学校での生活を見通した年長児の活動に関して小学校教員が助言・協力

エ：スタートカリキュラムの作成に関して幼稚園教員が助言・協力

オ：その他

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
 ※2 グラフ中の（ ）内は園数  
 ※3 複数回答

### 幼保連携型認定こども園



ア：指導要録を電子化して小学校へ送付

イ：「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、小学校へ入学する幼児の育ちについて説明

ウ：小学校での生活を見通した年長児の活動に関して小学校教員が助言・協力

エ：スタートカリキュラムの作成に関して幼稚園教員が助言・協力

オ：その他

※1 母数：6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）  
 ※2 グラフ中の（ ）内は園数  
 ※3 複数回答

## **5. 特別な配慮を必要とする幼児への指導**

## 幼稚園教育要領(特別な配慮を必要とする幼児への指導)について

### 幼稚園教育要領 第1章 第5 1

#### 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

#### <解説抜粋>

(略)

幼稚園において障害のある幼児などを指導する場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、幼稚園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その幼児の障害の状態や特性および発達の程度等(以下、「障害の状態等」という。)に応じて、発達を全体的に促していくことが大切である。(略)

障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、一人一人の障害の状態等により、生活上などの困難が異なることに十分留意し、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。そこで、園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な幼稚園運営に努める必要がある。(略)



## 幼稚園教育要領(特別な配慮を必要とする幼児への指導)について

＜解説抜粋＞(続き)

### ① 個別の教育支援計画

平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある子供の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子供の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

障害のある幼児などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。(略)

### ② 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある幼児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

そのため、障害のある幼児などの指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。(略)

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを幼稚園内で構築していくためには、障害のある幼児などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。園の運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、園の組織の中で担任が孤立することのないよう留意する必要がある。

# 特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者への支援、家庭の実情に応じた支援

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

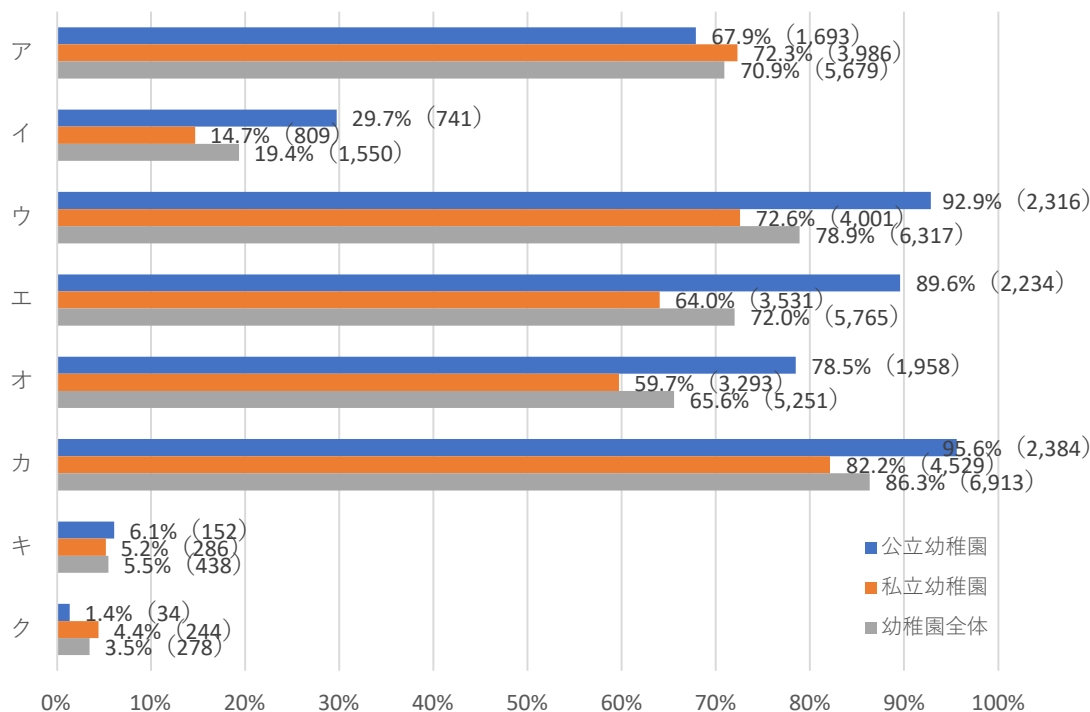
## (1) 障害のある幼児等とその保護者との連携にあたって実施している支援（幼稚園）

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

### 幼稚園

### 障害のある幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼稚園	14,522人	2,033園	81.5%	7.1人/園
私立幼稚園	31,529人	4,139園	75.1%	7.6人/園
幼稚園全体	46,051人	6,172園	77.1%	7.5人/園



ア：幼稚園の教員免許を有する者の配置（財政支援を含む）

イ：特別支援教育支援員など、障害のある幼児等への支援について専門性を有する者の配置（財政支援を含む）

ウ：巡回相談等、障害への気づきや障害のある幼児等への関わり方（個別の指導計画を含む）に関する助言や研修

エ：家庭、地域及び医療や福祉、保健等の関係機関との連携（個別の教育支援計画の作成を含む）への助言や研修

オ：保護者との関わり方に関する助言や研修

カ：小学校に対して、園での幼児の様子、具体的な支援方法や内容等の引継ぎ

キ：ア～カ以外の取組

ク：過去に障害のある幼児等が在園したことがない

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

# 特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者への支援、家庭の実情に応じた支援

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

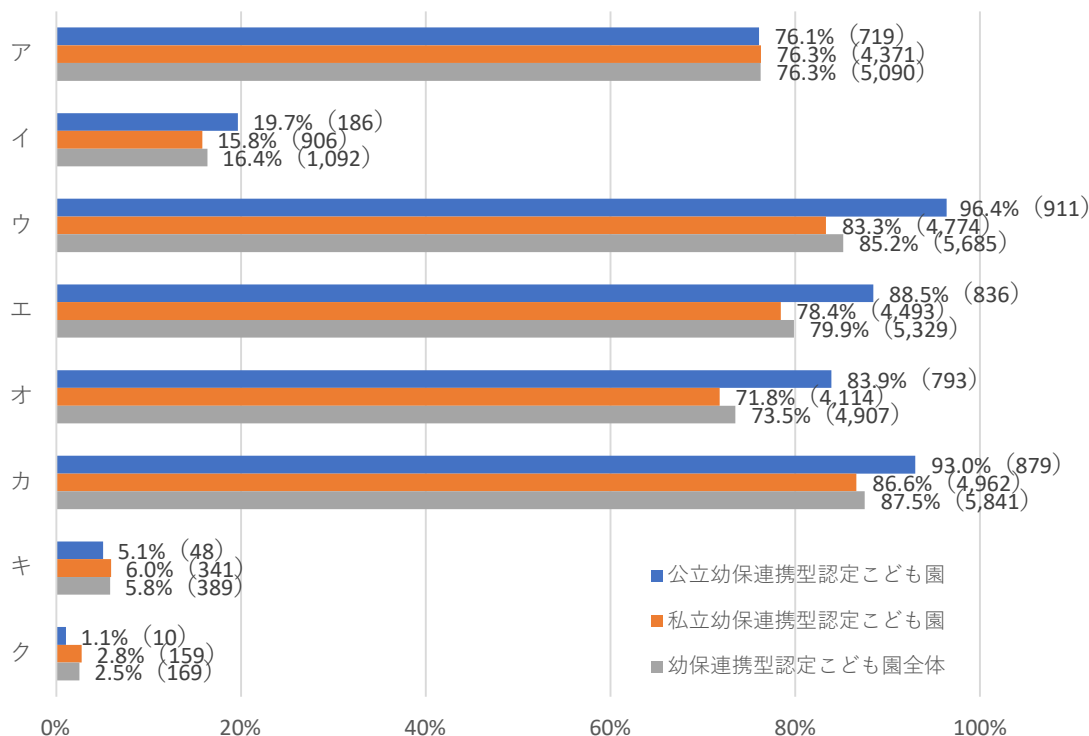
## (1) 障害のある幼児等とその保護者との連携にあたって実施している支援（幼保連携型認定こども園）

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

### 幼保連携型認定こども園

### 障害のある幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼保連携型認定こども園	8,336人	827園	87.5%	10.1人/園
私立幼保連携型認定こども園	29,136人	4,509園	78.7%	6.5人/園
幼保連携型認定こども園全体	37,472人	5,336園	80.0%	7.0人/園



ア：幼稚園の教員免許を有する者の配置（財政支援を含む）

イ：特別支援教育支援員など、障害のある幼児等への支援について専門性を有する者の配置（財政支援を含む）

ウ：巡回相談等、障害への気づきや障害のある幼児等への関わり方（個別の指導計画を含む）に関する助言や研修

エ：家庭、地域及び医療や福祉、保健等の関係機関との連携（個別の教育支援計画の作成を含む）への助言や研修

オ：保護者との関わり方に関する助言や研修

カ：小学校に対して、園での幼児の様子、具体的な支援方法や内容等の引継ぎ

キ：ア～カ以外の取組

ク：過去に障害のある幼児等が在園したことがない

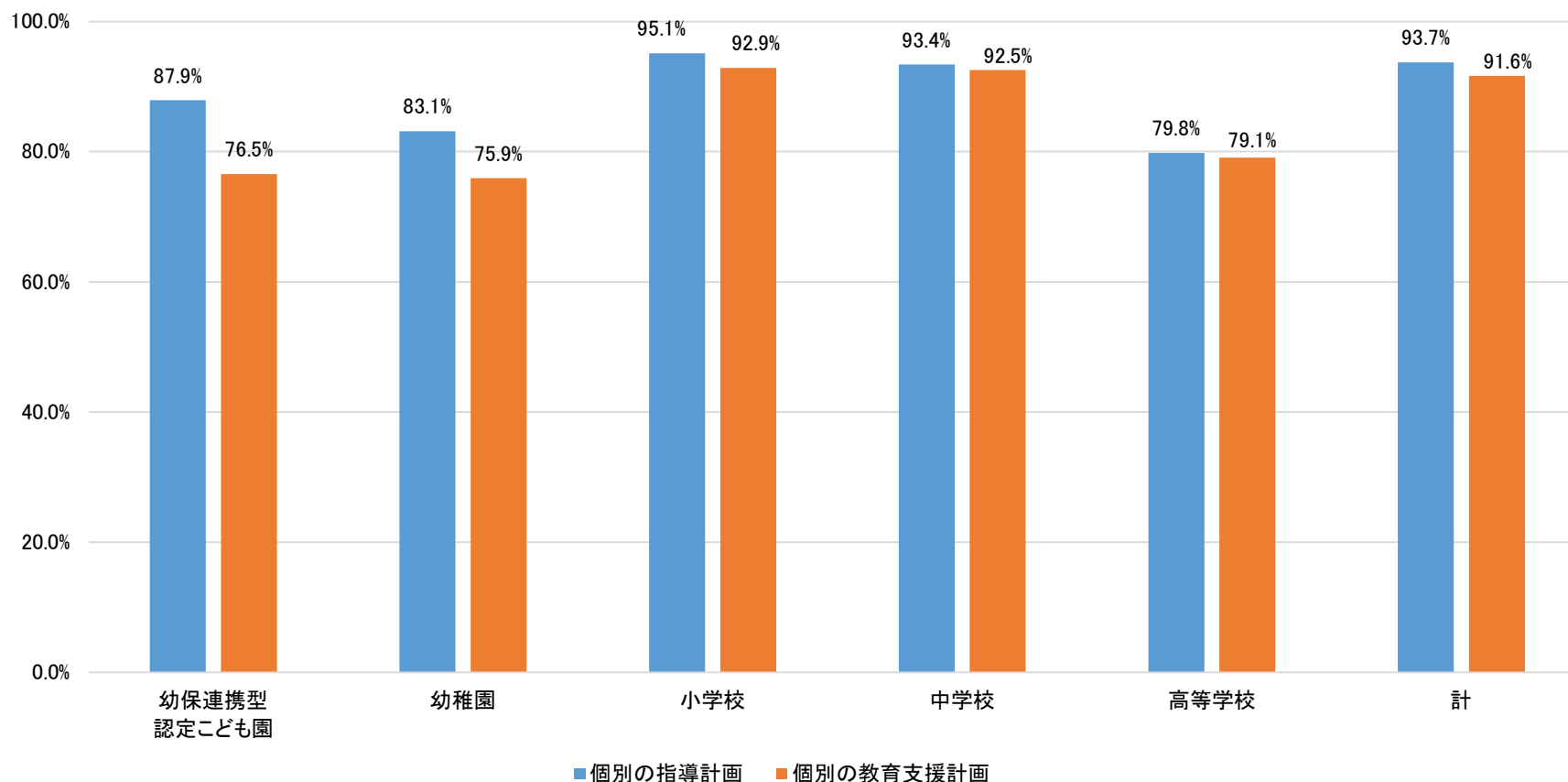
※1 母数：6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

# 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒

国公私立計・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒（令和4年度）



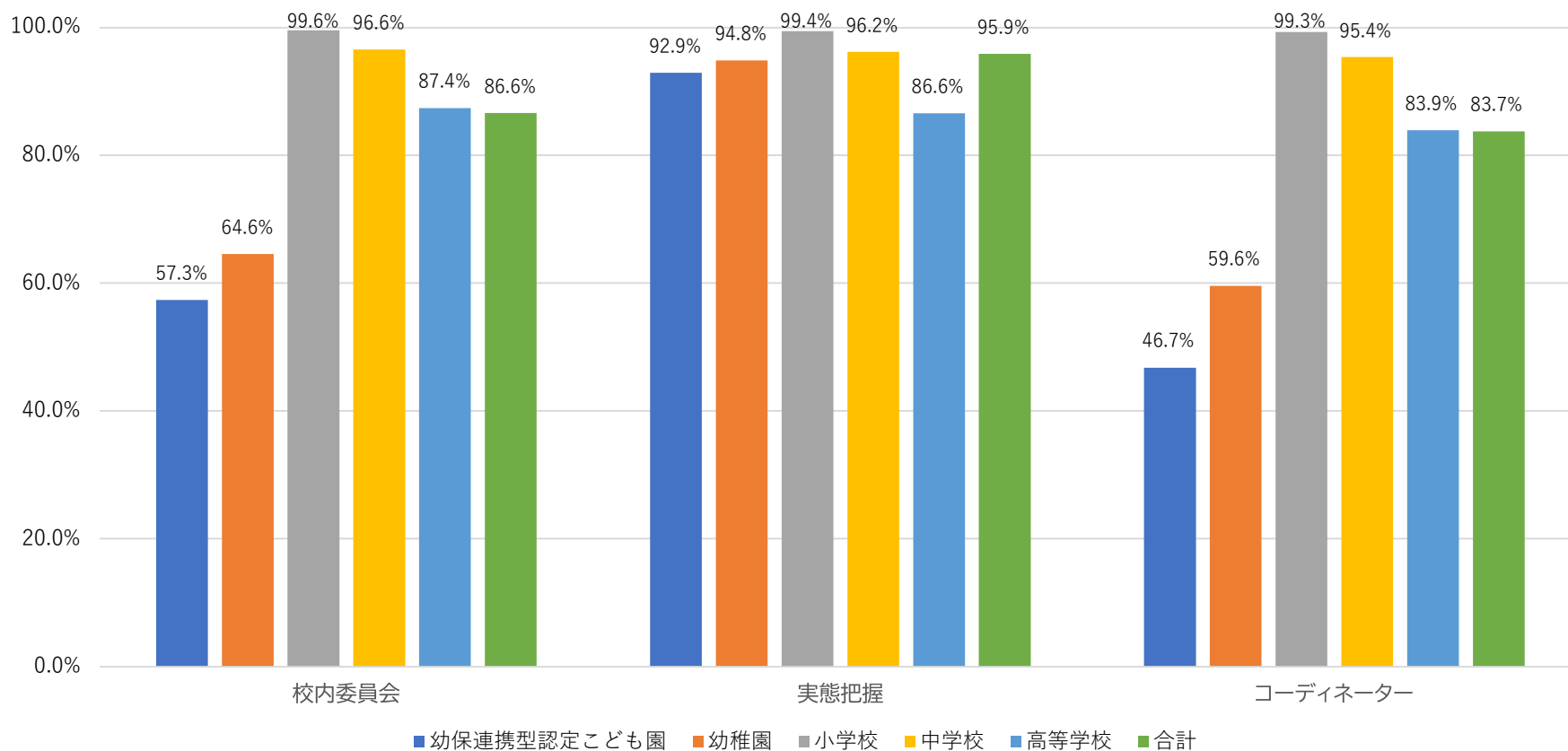
- ※「個別の指導計画」: 幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。
- ※「個別の教育支援計画」: 障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。
- ※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。
- ※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。
- ※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。



# 特別支援教育に関する体制整備状況

○ 幼稚園における特別支援教育に関する体制整備としては、実態把握が9割以上の園で行われている一方、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名率は他校種に比べて少ない。

国公立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(令和4年度)



※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(出典)文部科学省「令和4特別支援教育体制整備状況調査」

## 幼稚園教育要領(特別な配慮を必要とする幼児への指導)について

### 幼稚園教育要領 第1章 第5 2

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応  
海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるように配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

#### <解説抜粋>

(略)

一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えることが必要である。(略)

また、教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるように配慮することも大切である。

さらに、幼児が日本の生活や幼稚園生活に慣れていくよう、家庭との連携を図ることも大切である。保護者は自身が経験した幼稚園のイメージをもっているため、丁寧に園生活や園の方針を説明したりすることなどが必要である。

様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。そのことは、幼児が一人一人の違いに気付き、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなり得る。こうした積極的な意義を有する一方、幼児期は、外見など自分にとって分かりやすい面にとらわれたり、相手の気持ちに構わずに感じたことを言ったりする傾向も見受けられる。教師は、そうした感情を受け止めつつも、一人一人がかけがえのない存在であるということに気付くよう促していきたい。

# 特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者への支援、家庭の実情に応じた支援

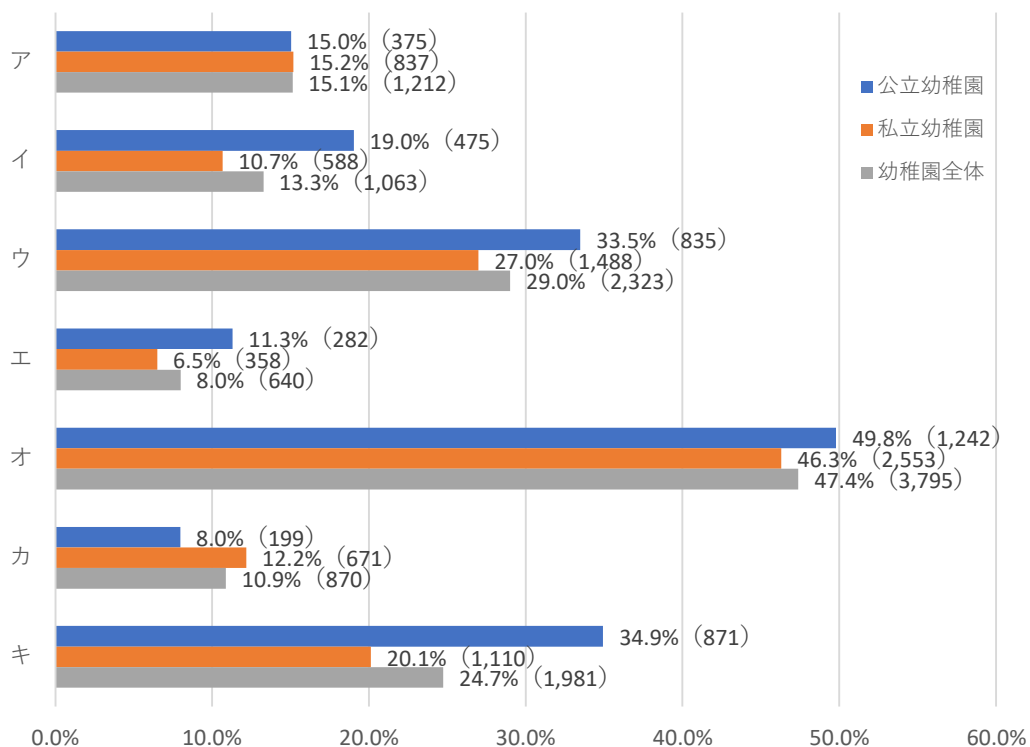
出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (2) 外国人幼児等への指導に当たって、実施している支援（幼稚園）

### 外国人幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼稚園	1,775人	606園	24.3%	2.9人/園
私立幼稚園	5,896人	1,282園	23.3%	4.6人/園
幼稚園全体	7,671人	1,888園	23.6%	4.1人/園

### 幼稚園



ア：保育中に支援を行う教員又は教員を補助する者の配置（財政支援を含む）

イ：外国人幼児等との円滑な意思伝達のための通訳

ウ：外国人幼児等も楽しめる遊びの工夫（絵本や歌等）への助言

エ：幼児の母国の文化、習慣、遊び等に関する研修

オ：小学校に対して、園での幼児の様子、具体的な支援方法や内容等の引継ぎ

カ：ア～オ以外の取組

キ：過去に外国人幼児等が在園したことがない

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

# 特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者への支援、家庭の実情に応じた支援

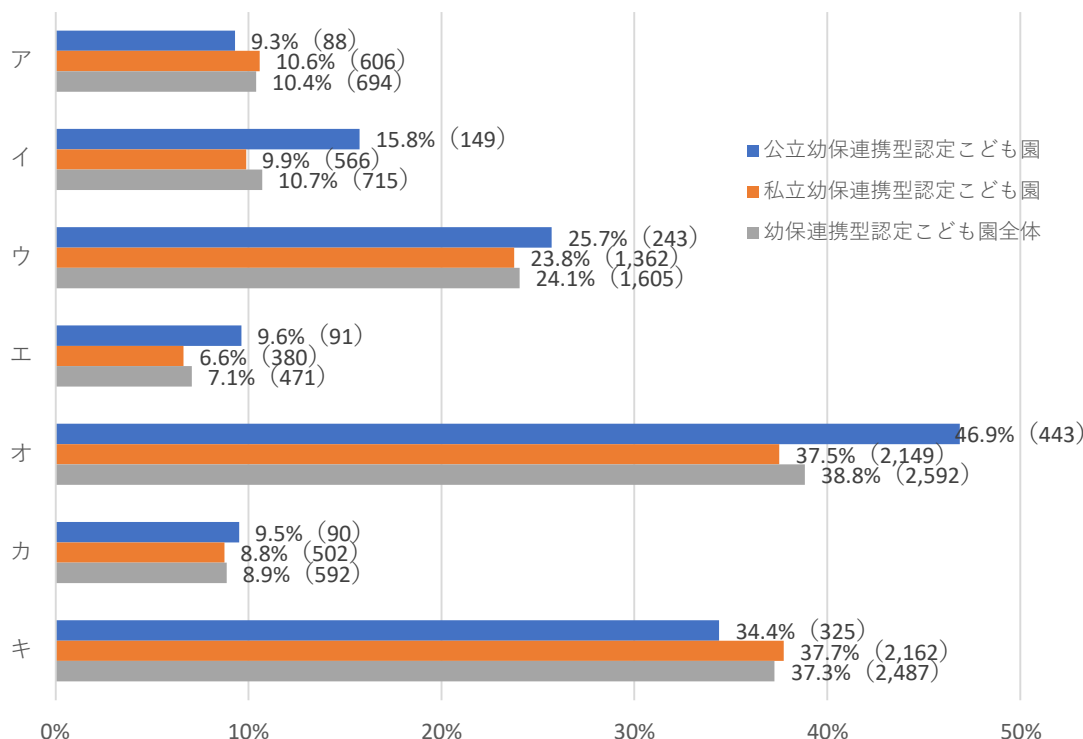
出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (2) 外国人幼児等への指導に当たって、実施している支援（幼保連携型認定こども園）

### 外国人幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼保連携型認定こども園	892人	250園	26.5%	3.6人/園
私立幼保連携型認定こども園	3,426人	1,087園	19.0%	3.2人/園
幼保連携型認定こども園全体	4,318人	1,337園	20.0%	3.2人/園

### 幼保連携型認定こども園



ア：保育中に支援を行う教員又は教員を補助する者の配置（財政支援を含む）

イ：外国人幼児等との円滑な意思伝達のための通訳

ウ：外国人幼児等も楽しめる遊びの工夫（絵本や歌等）への助言

エ：幼児の母国の文化、習慣、遊び等に関する研修

オ：小学校に対して、園での幼児の様子、具体的な支援方法や内容等の引継ぎ

カ：ア～オ以外の取組

キ：過去に外国人幼児等が在園したことがない

※1 母数：6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

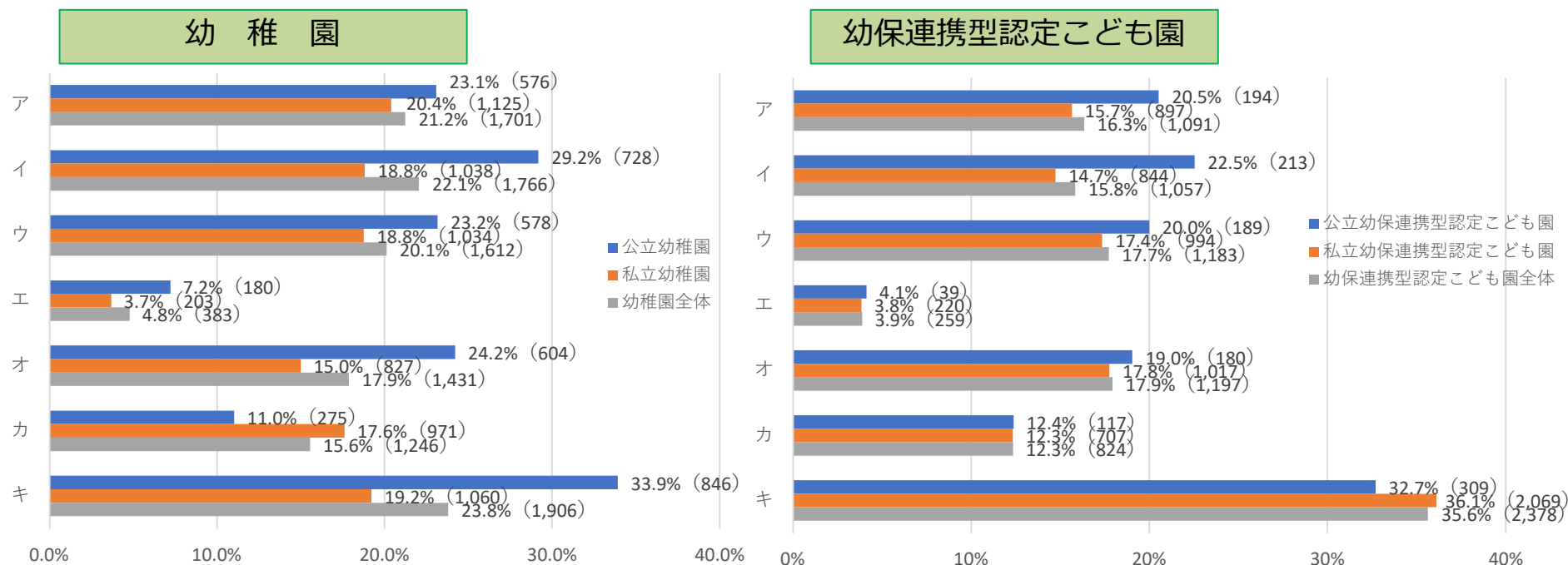
※3 複数回答



# 特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者への支援、家庭の実情に応じた支援

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (3) 外国人幼児等の保護者との連携に当たって、実施している支援



- ア：保護者会等の園行事や園だより等における翻訳
- イ：保護者会等の園行事や園だより等における通訳
- ウ：保護者に日本の幼稚園の生活や教育に関して分かりやすく説明できる資料等
- エ：母国の文化、習慣、宗教等に関する研修
- オ：保護者から日本での生活等に関して相談を受けた場合の連携窓口  
(例：母語で受診可能な病院を知りたい等、生活に関して相談を受けた場合、幼稚園が保護者に対して紹介できるワンストップの窓口)
- カ：ア～オ以外
- キ：過去に外国人幼児等が在園したことがない

※1 母数：  
 ・8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
 ・6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）  
 ※2 グラフ中の（ ）内は園数  
 ※3 複数回答

## **6. 幼稚園における預かり保育と子育ての支援**

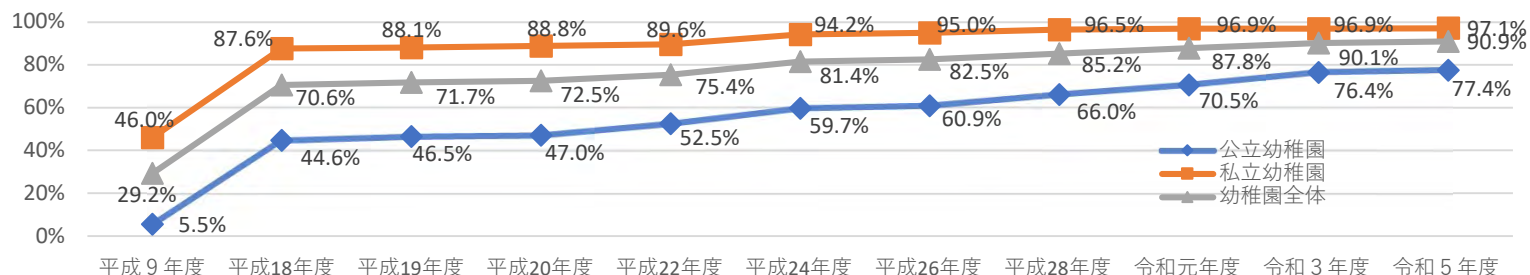
# 幼稚園における預かり保育実施状況

出典: 文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

※幼稚園における預かり保育: 幼稚園において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者(在園児)を対象に行う教育活動をいう。

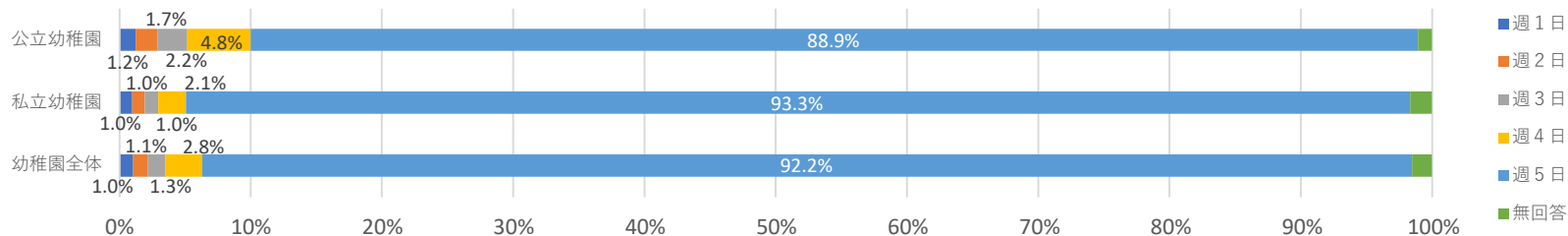
- 預かり保育を定期的又は一時的に実施している幼稚園は、全体の90.9%であった。
- 預かり保育を平日において週5日実施している幼稚園は、定期的に実施している幼稚園全体の92.2%であった。
- 預かり保育を平日17時以降まで実施している幼稚園は、定期的に実施している幼稚園全体の86.4%であった。

## ・預かり保育を実施している幼稚園



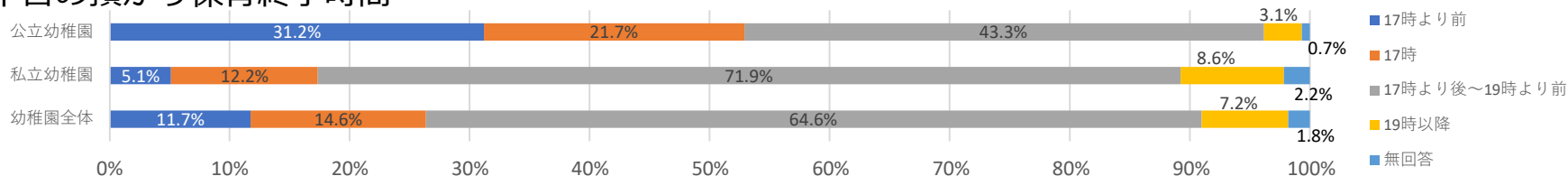
※ 母数: 【平成22年度以前】学校基本調査の幼稚園数(幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ)  
【平成24・26・28年度、令和元年度、令和3年度】調査回答幼稚園数  
【令和5年度】8,007幼稚園(公立:2,494園、私立:5,513園)(無回答含む)

## ・平日の預かり保育実施日数



※ 母数: 預かり保育を定期的に実施している7,010幼稚園(公立:1,779園、私立:5,231園)

## ・平日の預かり保育終了時間



※ 母数: 預かり保育を定期的に実施している7,010幼稚園(公立:1,779園、私立:5,231園)

# 幼稚園における預かり保育実施状況

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

- 平日において、定期的に預かり保育を実施している幼稚園の受入れ幼児数は、1園1日当たり14.5人であった。
- 土曜日において預かり保育を定期的に実施している幼稚園は、全体の17.5%であった。
- 長期休業日中も平日と同程度に定期的に預かり保育を実施している幼稚園は、全体の75.0%であった。

	平日の受入れ幼児数（※2）	土曜日における預かり保育実施状況（※3）	長期休業日における預かり保育実施状況（※4）
公立幼稚園	6.4人/園・日	7.1%	56.9%
私立幼稚園	17.4人/園・日	22.2%	83.2%
幼稚園全体	14.5人/園・日	17.5%	75.0%

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

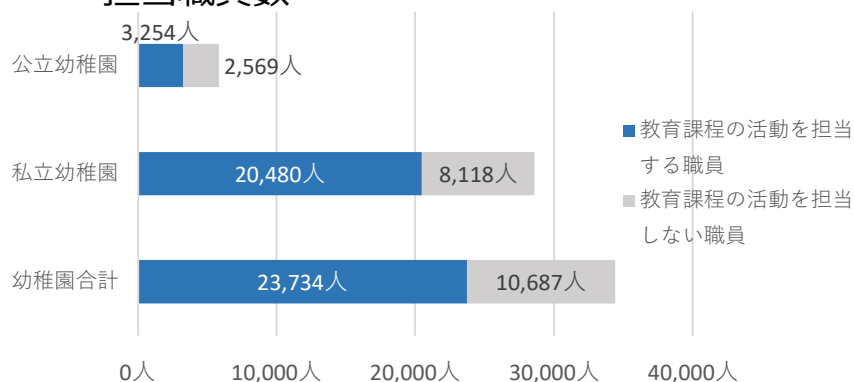
※2 令和5年6月の平日の受入れ延べ人数および延べ人数の回答があった園数（7,013園（公立：1,839園、私立：5,174園））から算出。（令和5年6月の平日は22日として算出）

※3 土曜日に預かり保育を定期的に実施していると回答があった幼稚園の割合

※4 春・夏・冬季休業日のすべての休業日で平日と同程度に実施していると回答があった幼稚園の割合。無回答は実施していないとみなした。

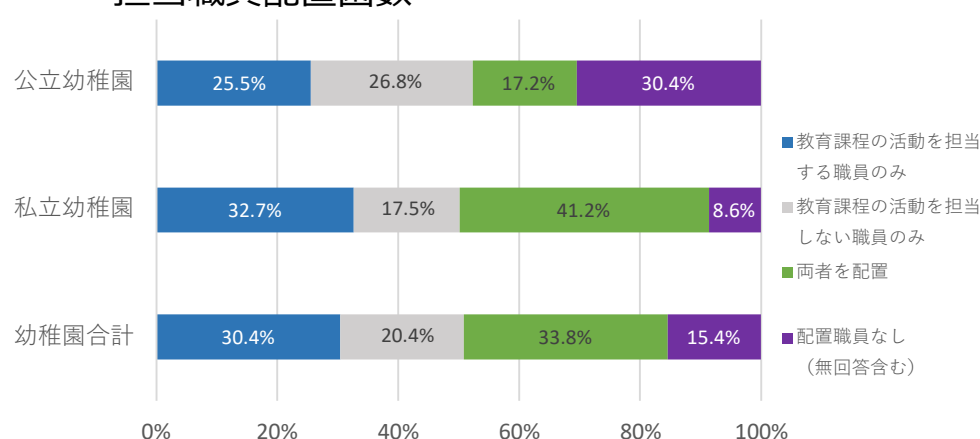
- 預かり保育を担当する職員（非常勤を含み、補助者を除く）のうち、教育課程時間の活動を併任する職員は23,734人であった。
- 預かり保育を担当する職員が、教育課程時間の活動を併任している幼稚園は、全体の64.2%であった。

## ・担当職員数



※ 無回答は0人とみなした。

## ・担当職員配置園数





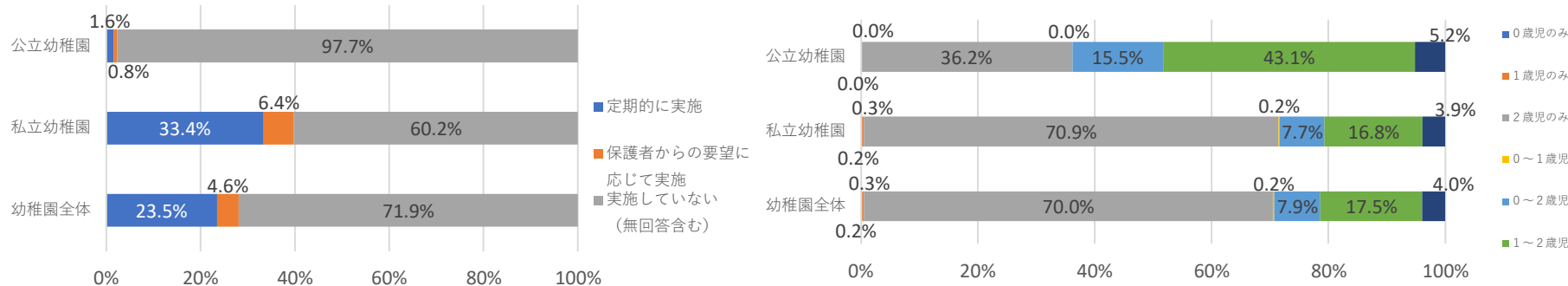
# 子育て支援関連活動の実施状況

出典:文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (1) 幼稚園における満3歳未満児の定期的・臨時的な預かり

- 満3歳未満の非在園児を定期的又は一時的な預かりを実施している幼稚園は、全体の28.1%であった。
- 満3歳未満の非在園児の預かりは、2歳児のみの受け入れが一番多く、全体の70.0%であった。

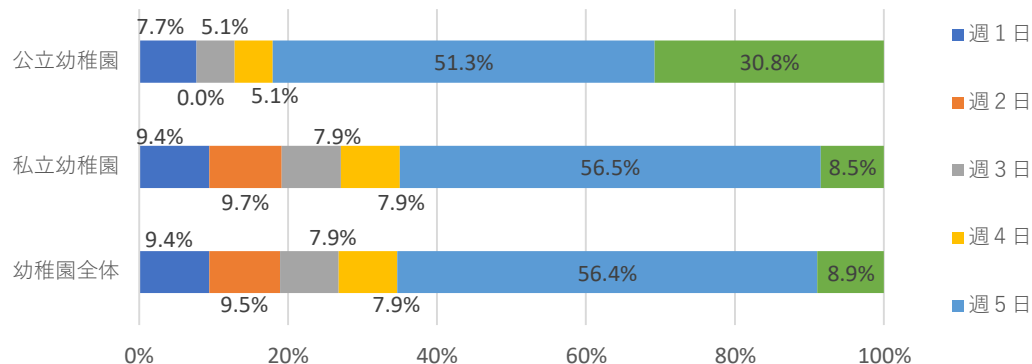
### ・満3歳未満児を預かる保育活動の実施状況及び最も受け入れている幼児の年齢



※1 母数:8,007幼稚園(公立:2,494園、私立:5,513園) ※2 入園前に一時的に行う、いわゆる「ならし保育」を除く。  
 ※3 親子登園などの保護者とともに過ごすものは除く。 ※4 時間の長短は問わない。

- 満3歳未満の非在園児の預かりを実施する日数は、週5日が一番多く、全体の56.4%であった。

### ・平日のうち、満3歳未満児の預かりを実施する日数

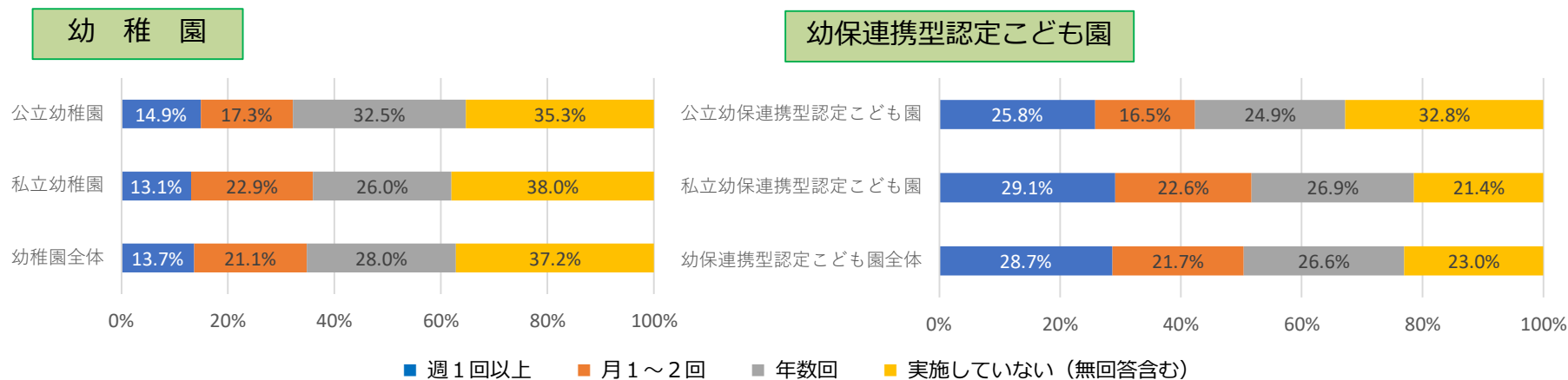


※1 母数:満3歳未満の非在園児の預かり保育を定期的実施している1,881幼稚園(公立:39園、私立:1,842園)

# 子育て支援関連活動の実施状況

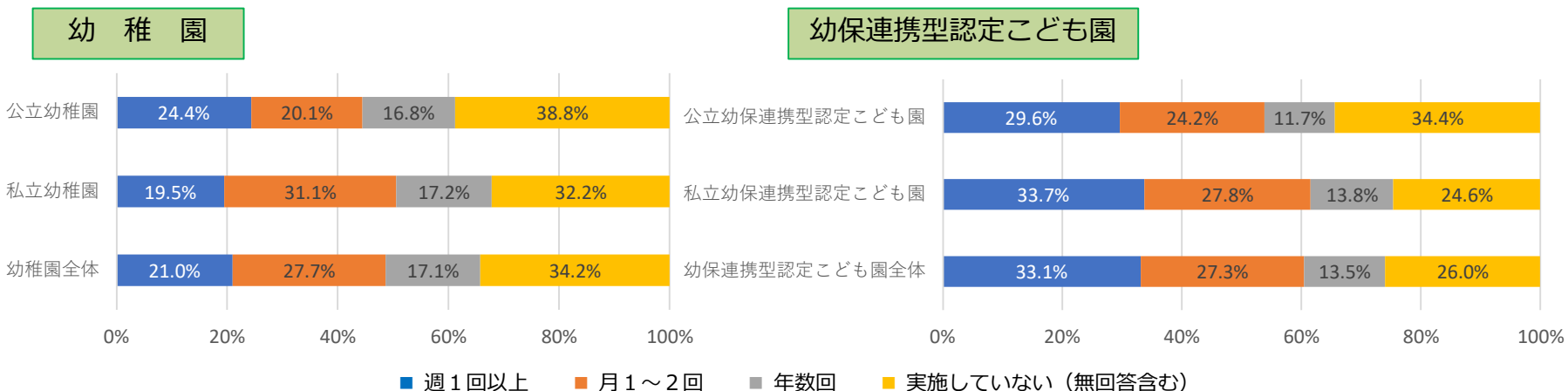
出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (2) 対象を保護者全般とした交流、子育て相談、情報提供等の子育て支援



※母数：  
 ・8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
 ・6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

## (3) 園庭開放など、対象を保護者に限定しない地域交流による子育て支援

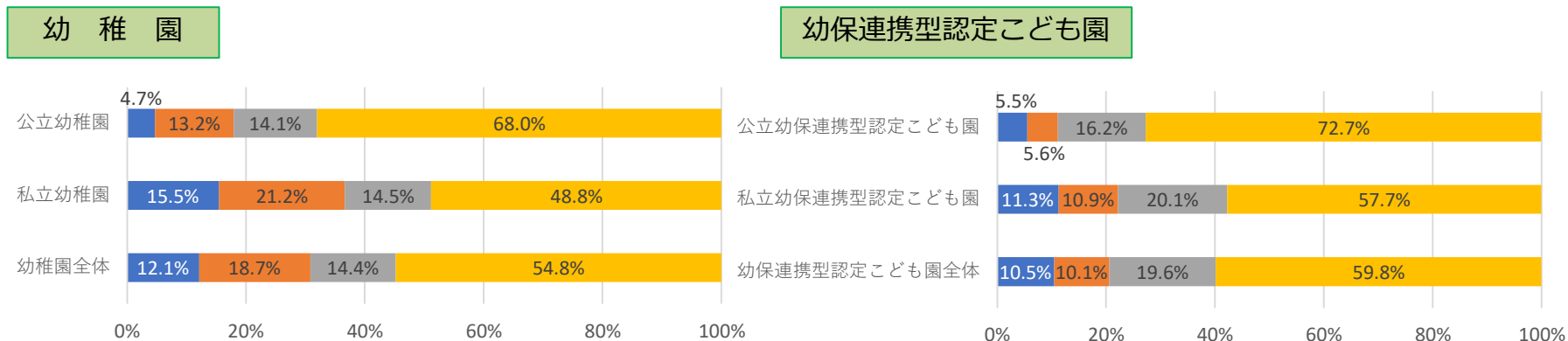


※母数：  
 ・8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
 ・6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

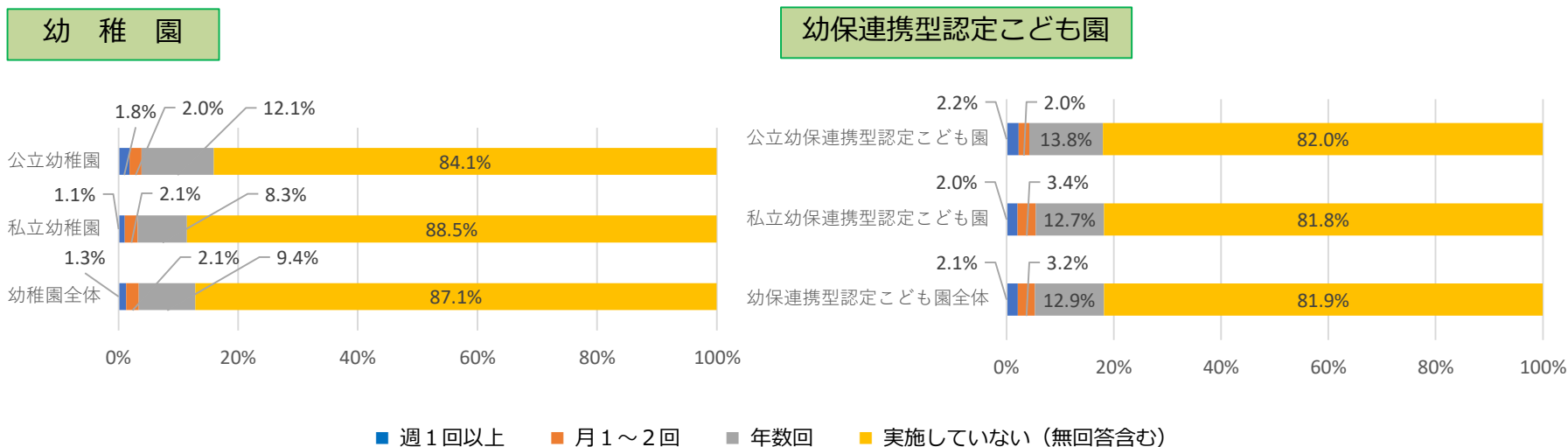
# 子育て支援関連活動の実施状況

出典：文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

## (4) ならし保育、親子登園などによる満3歳未満児の子育て支援（（1）を除く）



## (5) 障害のある幼児等の保護者を特に対象とした活動



※ 母数：  
 ・ 8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
 ・ 6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）